

五條市公共施設等総合管理計画

（一部改訂）

平成 29 年 3 月
（令和 6 年 9 月改訂）
五 條 市

五條市公共施設等総合管理計画 目次

第1章. 公共施設等総合管理計画について	1
1-1.計画策定の背景・目的	1
(1)背景	1
(2)目的	1
1-2.計画の位置付け・計画期間	2
(1)国の計画との位置づけ	2
(2)市の上位計画・関連計画との位置づけ	2
(3)計画期間	2
1-3.計画の構成	3
1-4.計画の対象とする施設の種類	4
(1)対象施設の範囲	4
(2)施設分類	4
第2章. 公共施設等の現況及び将来の見通し	5
2-1.市域の状況	5
(1)市の位置・面積	5
(2)地勢、都市構造等	5
(3)用途地域の状況	6
(4)土地利用の状況	6
2-2.公共施設の状況	7
(1)保有施設の規模・総量の状況	7
(2)建物の老朽化の状況	9
(3)耐震化の状況	10
(4)管理運営の状況	11
2-3.インフラ施設の状況	14
(1)道路・橋りょう等	14
(2)上水道・下水道	19

2-4.人口の状況	23
(1)総人口の推移	23
(2)人口及び年代別人口の今後の見通し	24
(3)人口密度	25
2-5.財政の状況	26
(1)歳入・歳出	26
(2)基金の積立・残高の推移	27
(3)市債残高の推移	28
(4)財政指標の推移	28
(5)市町村合併における地方財政措置の適用期限の到来について	29
2-6.公共施設等の更新に係る中長期的な経費及び財源の見込み	30
(1)公共施設	30
(2)インフラ施設	33
(3)公共施設等	35
第3章. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	38
3-1.現状や課題に関する基本認識	38
(1)公共施設等の現状に関する基本認識	38
(2)公共施設等の課題に関する基本認識	41
3-2.公共施設マネジメントの基本方針	42
(1)数値目標	42
(2)計画期間	43
(3)公共施設等の管理に関する基本的な考え方	44
(4)全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	48
(5)フォローアップの実施方針	49
(6)PPP/PFI(公民連携)の活用についての考え方	49
(7)議会や住民との情報共有等	49
(8)広域連携	49
第4章. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	51
4-1.公共施設	51
(1)行政系施設	51
(2)学校教育系施設	54
(3)市民文化系施設	57

(4)社会教育系施設	58
(5)スポーツ・レクリエーション系施設	61
(6)産業系施設	64
(7)子育て支援施設	65
(8)保健・福祉施設	67
(9)医療施設	73
(10)公営住宅	74
(11)公園	75
(12)供給処理施設	76
(13)その他建築系公共施設	77
4-2.インフラ施設	78
第5章. 参考資料	79
5-1.公共施設分布図	79
(1)五條地区	79
(2)西吉野地区	80
(3)大塔地区	81
5-2.公共施設一覧表	82
(1)行政系施設	82
(2)学校教育系施設	83
(3)市民文化系施設	84
(4)社会教育系施設	85
(5)スポーツ・レクリエーション系施設	85
(6)産業系施設	86
(7)子育て支援施設	86
(8)保健・福祉施設	87
(9)医療施設	87
(10)公営住宅	88
(11)公園	89
(12)供給処理施設	89
(13)その他建築系公共施設	89
5-3.用語集	90

公共施設等総合管理計画で取り扱うデータについて

年次表記は和暦を基本にしています。本文中に掲載する場合は、平成 28(2016)年のように西暦を併記しています。図表中の略記については「S」は「昭和」、「H」は「平成」を示しています。

図表中の数値は表記桁数未満で四捨五入しています。文章中の金額については概数で表記しており、その他の数値（距離や面積など）については表記桁数未満で四捨五入しています。

例：(文章中) 1万2,345円 → 約1万2,300円
123.4km → 123km

パーセンテージは小数点第2位を四捨五入しています。端数処理の関係によっては百分率の合計が 100%にならない場合があります。

本書で取り扱うデータは平成 26(2014)年度末(平成 27(2015)年 3 月 31 日)時点のものです。従って、対象施設や施設情報について現在の状況と一致しない場合があります。なお、建設後の経過年数については、平成 27(2015)年度末を基準に換算しています。

第 1 章. 公共施設等総合管理計画について

1-1. 計画策定の背景・目的

(1) 背景

五條市では、昭和 32(1957)年の市制発足後、市民の生活環境の充実に向けて、昭和 40 年代初頭から今世紀初頭に至るまでに様々な公共施設やインフラ施設(以下「公共施設等」)の整備が継続的に進められてきました。平成 17(2005)年 9 月に吉野郡西吉野村及び大塔村と合併して現在の市域となり、市としては奈良県下で最大の面積を有するに至りましたが、人口は平成 7(1995)年をピークに減少の一途を辿り、その後は本格的に人口減少・少子高齢化の状況が進んできています。

今日では、保有する公共施設の量が市民 1 人当たりに換算すると周辺自治体と比べて多く、その 4 割強が建設後 30 年以上経過しているなど老朽化が進んできています。インフラ施設を含めて、近い将来に大量の更新時期を迎え、その経費に多大な財政負担がかかることが想定されます。

しかし今後は、就労人口の減少による税収減や、社会保障費等の増大による歳出増に加えて、合併から 10 年が経過したことによる地方財政措置の適用期限の到来で地方交付税の段階的な縮減が発生することなどによって、市の財政は一層厳しい状況が続き、公共施設等の更新財源の確保が困難になる状況が予測されます。

一方、本市では平成 23(2011)年 9 月の紀伊半島大水害によって大塔地区において甚大な被害を受け、被災地域のインフラ施設が寸断されるなどの状況に見舞われ、現在も復興に向けた取組みが続けられています。今後は一層、災害に強いまちづくりが必要とされる中、公共施設等が長期にわたり安全に機能するよう、適切な維持保全や配置のあり方が求められるとともに、将来世代に大きな財政的負担を残さないためにも、社会構造の変化や将来需要に対応した保有施設量の最適化を図っていくことが求められます。

このような公共施設の更新問題への対応は、現在、全国的な課題となっています。そのため、国は平成 25(2013)年度以降、インフラ長寿命化や国土強靱化に向けた取組みを国家戦略の重点課題の一つとして位置づけており、その中で平成 26(2014)年 4 月 22 日に、公共施設等の老朽化対策における地方自治体版の行動計画である「公共施設等総合管理計画」の策定要請が、全国の地方自治体に対して出されました。

(2) 目的

本書は総務省による「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」(以下「総務省指針」)に則り、五條市の公共施設等における現況や課題を踏まえながら、本市が抱える公共施設等の更新問題における中長期的な対応のあり方についての基本的な方向性(計画期間、達成目標、実施方針)を定めることを、計画策定の目的としています。

1-2. 計画の位置付け・計画期間

(1) 国の計画との位置づけ

公共施設等総合管理計画は、平成 25(2013)年 11 月 29 日に閣議決定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく地方自治体版の行動計画に相当します。

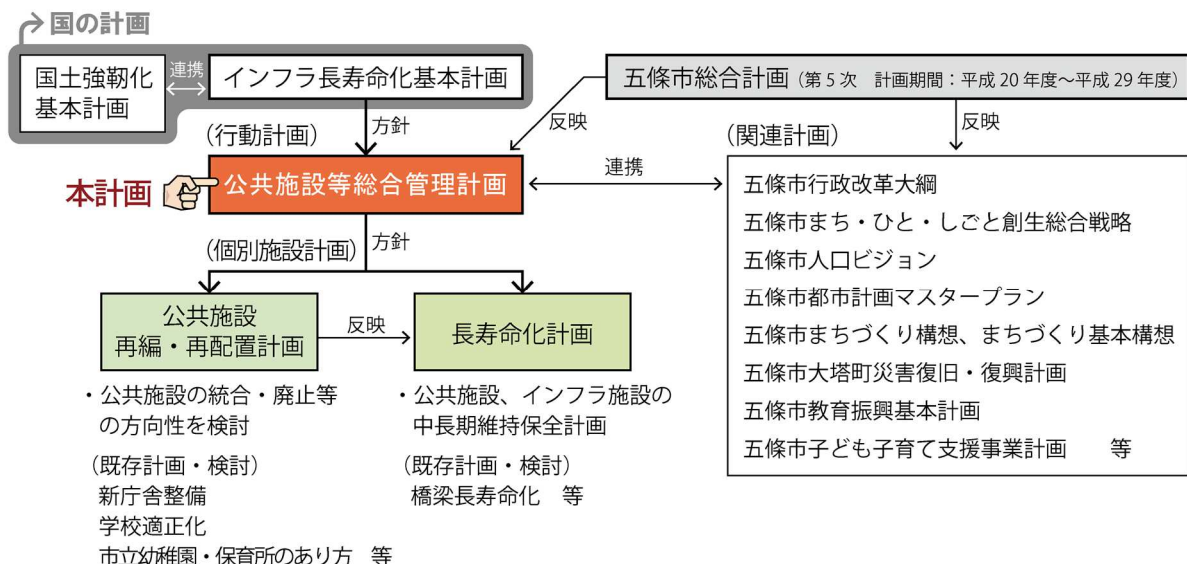
公共施設等総合管理計画の策定後は、行動計画(=本計画)に基づく個別施設計画(長寿命化計画)を策定して戦略的な維持管理・更新等を推進することが、インフラ長寿命化基本計画において定められています。本市においては、本計画で示す基本方針に基づいて公共施設の再編・再配置計画を検討しつつ、その方向性を反映しながら、長寿命化計画の策定を検討していきます。

なお、既に同種の計画を進めている施設については、当該計画を個別施設計画と定めながら、公共施設等総合管理計画の趣旨を踏まえて必要な調整を図ります。

(2) 市の上位計画・関連計画との位置づけ

公共施設等総合管理計画は、市の上位計画である五條市総合計画が示す将来像や施策の方向性を反映しつつ、五條市行政改革大綱などの関連計画と連携した計画とし、本計画の方向性や将来的な取組みの成果を関連計画にも反映していきます。

【図表 1】五條市公共施設等総合管理計画の位置付け



(3) 計画期間

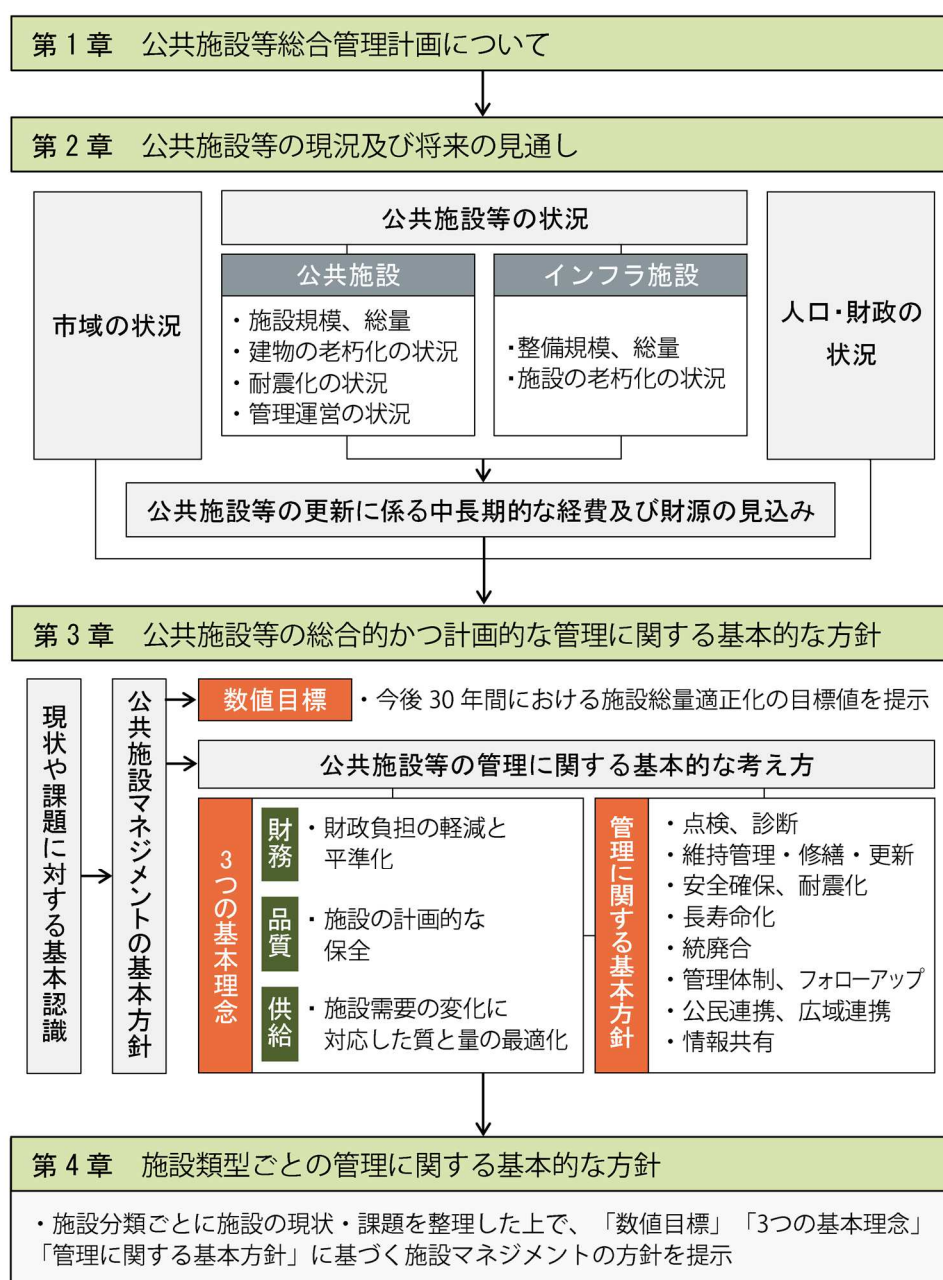
平成 29(2017)年度から平成 58(2046)年度の 30 年間を、本計画の計画期間とします。計画期間内の 10 年間ごとを第 1～3 期の実行期間として位置づけ、それぞれの期ごとに、取組みの進捗状況や効果発現の度合に応じて、適宜、計画の見直しを行います。

1-3. 計画の構成

本計画は、総務省指針に則り、下表に示す流れで全体を構成しています。

最初に、五條市の公共施設等及び施設を取り巻く本市の状況についての現況及び将来の見通しを整理しています(第2章)。次に、そこから導かれる課題を踏まえ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針として、全体の数値目標及び基本理念、管理に関する基本方針を整理しています(第3章)。さらに、施設分類ごとに施設の現状・課題を整理した上で、第3章に掲げた全体方針に基づく施設分類ごとの方針を提示しています(第4章)。

【図表2】五條市公共施設等総合管理計画の構成



1-4. 計画の対象とする施設の種類の種類

(1) 対象施設の範囲

本計画は、五條市が運用または管理している公共施設(建築物)及びインフラ施設(道路・橋りょう・上下水道など)のうち、平成 26(2014)年度末(平成 27(2015)年 3 月 31 日)時点で所有している公有財産(行政財産・普通財産)を対象にしています。借受財産等や、公営事業会計で管理している資産については対象外としています。

(2) 施設分類

本計画では、計画の対象とする公共施設を下表に示す大分類(13 区分)及び小分類(23 区分)で整理しています。

【図表 3】計画の対象とする施設の分類

施設分類		(施設分類に含まれる主な施設または施設の種類の種類)
大分類(13区分)	小分類(23区分)	
行政系施設	庁舎等	市役所本庁舎、分庁舎、支所
	消防施設	消防格納庫
	その他行政施設	防災ステーション、公用車庫、自然休養村センターなど
学校教育系施設	学校	小学校、中学校、定時制高等学校
	その他の教育施設	学校給食センター
市民文化系施設	集会施設	市民会館、公民館、集会所
社会教育系施設	図書館	市立図書館
	博物館等	五條文化博物館、まちや館、賀名生の里歴史民俗資料館など
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	体育館
	レクリエーション施設	水車の館、山村体験実習センター、大塔ふれあい交流館など
	保養施設	旧国民宿舎五條緑水苑
産業系施設	産業系施設	交流促進センターこんびら館、起業家支援施設「大野屋」
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園
	幼児・児童施設	児童館
保健・福祉施設	高齢福祉施設	高齢者福祉センター、老人憩の家など
	障がい福祉施設	福祉センター
	児童福祉施設	保育所
	保健施設	保健福祉センター
医療施設	医療施設	大塔診療所
公営住宅※	公営住宅	市営住宅、小集落改良住宅、特定公共賃貸住宅、小規模改良住宅
公園	公園	公園付属施設
供給処理施設	供給処理施設	し尿処理場、ごみ処理施設など
その他建築系公共施設	その他建築系公共施設	斎場、路線バス駅舎ほか上記分類に該当しない施設

※五條市では、市営住宅、小集落改良住宅、特定公共賃貸住宅、小規模改良住宅を総称して公営住宅としています。

第2章. 公共施設等の現況及び将来の見通し

2-1. 市域の状況

(1) 市の位置・面積

五條市は紀伊半島のほぼ中央部、奈良県の南西部に位置しており、東は吉野郡大淀町と下市町、黒滝村、天川村、上北山村に、西は吉野郡野迫川村と和歌山県に、南は吉野郡十津川村に、北は御所市と大阪府に接しています。

平成17(2005)年9月25日に吉野郡西吉野村及び大塔村(それぞれ、現在の西吉野町と大塔町)と合併して現在の市域になりました。

市域面積は292.02 km²(平成27(2015)年全国都道府県市区町村別面積調)であり、市としては奈良県下で最大の面積を有しています。

【図表4】五條市の位置

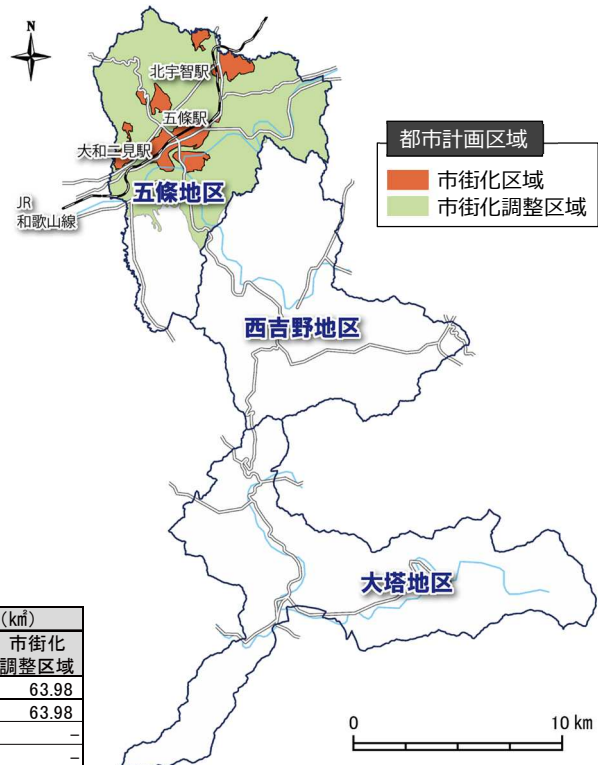


(2) 地勢、都市構造等

市の北部(五條地区)は吉野川を中心に河岸段丘が盆地状に取り巻く地形となっています。地区面積の81.6%(72.73 km²)が都市計画区域であり、そのうち市街化区域が12.0%(8.74 km²)を占めています。

南部(西吉野地区・大塔地区)は急峻な山岳が連なる地形となっており、五條地区と比べて可住地の占める割合が低くなっています。全域が都市計画区域外であり、過疎地域に指定されています。

【図表5】市域を区分する各地区と都市計画区域



【図表6】各地区別の面積

	面積 (km ²)	可住地 面積 (km ²)	可住地 の割合 (%)	都市計画区域(km ²)	
				市街化 区域	市街化 調整区域
五條市全体	292.02	74.68	25.6	72.73	63.98
五條地区	89.09	50.10	56.2	72.73	63.98
西吉野地区	91.87	20.29	22.1	-	-
大塔地区	111.06	4.29	3.9	-	-

数値の出典：総面積＝「平成22年国勢調査(小地域)」総務省、町丁界別面積を各地区単位で集計した値。

可住地面積＝「地域経済総覧2005」東洋経済新報社、「全国都道府県市区町村別面積調(国土地理院)」より合併前1市2村の総面積から森林・原野・湖沼を除外した値。

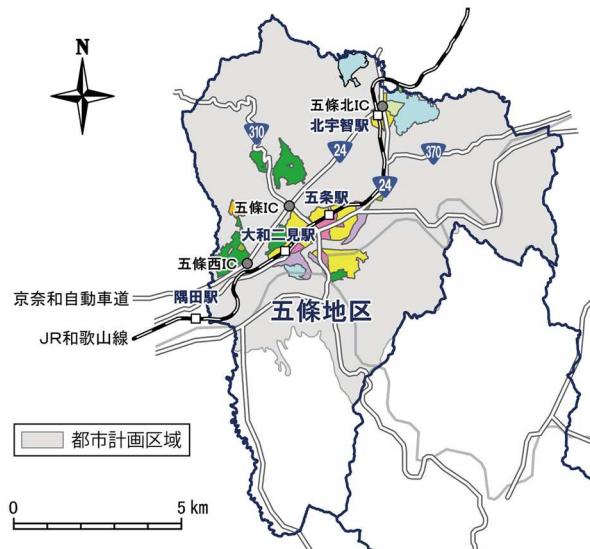
都市計画区域＝「国土数値情報：都市地域データ・用途地域データ」(平成23年度)国土地理院

(3) 用途地域の状況

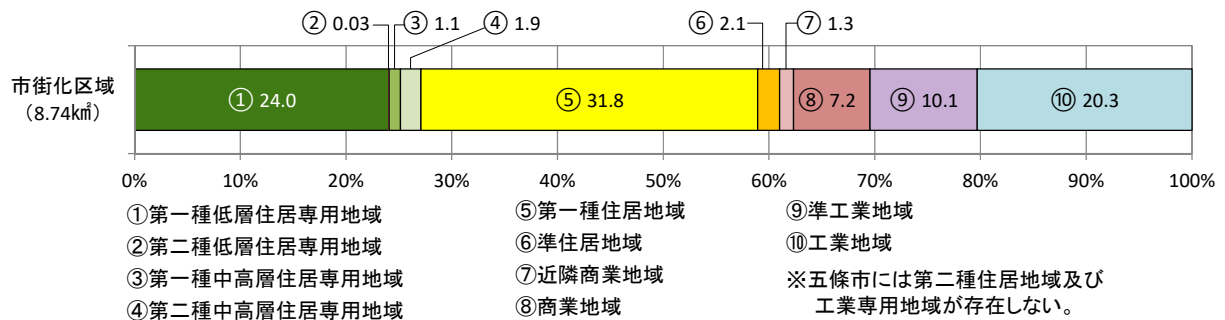
市街化区域では、計画的かつ合理的な市街化を図るために地域地区が定められています。

そのうち、用途地域については JR 五条駅から JR 大和二見駅にかけての市の中心部や、丘陵部 2 箇所の住宅団地、五條北インターチェンジ付近の工業団地において指定されており、市街化区域全体に占める各用途地域の面積の割合は、住居系が 61.0%、商業系が 8.6%、工業系が 30.4%となっています。

【図表 7】用途地域図



【図表 8】用途地域の面積構成比※

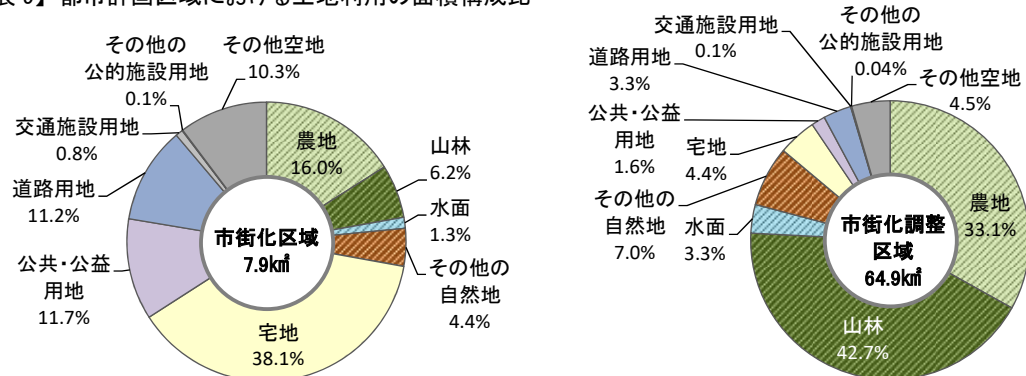


数値の出典:「国土数値情報:用途地域データ」国土地理院(平成 23 年度)より、用途区分ごとに区域面積を集計して構成比を算出。

(4) 土地利用の状況

市街化区域では宅地が区域面積の 38.1%を占め、都市的土地利用と自然的土地利用の比率は 72 : 28 となっています。対照的に、市街化調整区域では山林・農地が区域面積の 75.8%を占め、都市的土地利用と自然的土地利用の比率は 14 : 86 となっています。

【図表 9】都市計画区域における土地利用の面積構成比



数値の出典:「五條市都市計画マスタープラン」(平成 23 年 12 月)五條市、平成 16 年度都市計画基礎調査の集計値。
分類項目のうち、グラフの面に斜線を入れているものが自然的土地利用、それ以外が都市的土地利用。

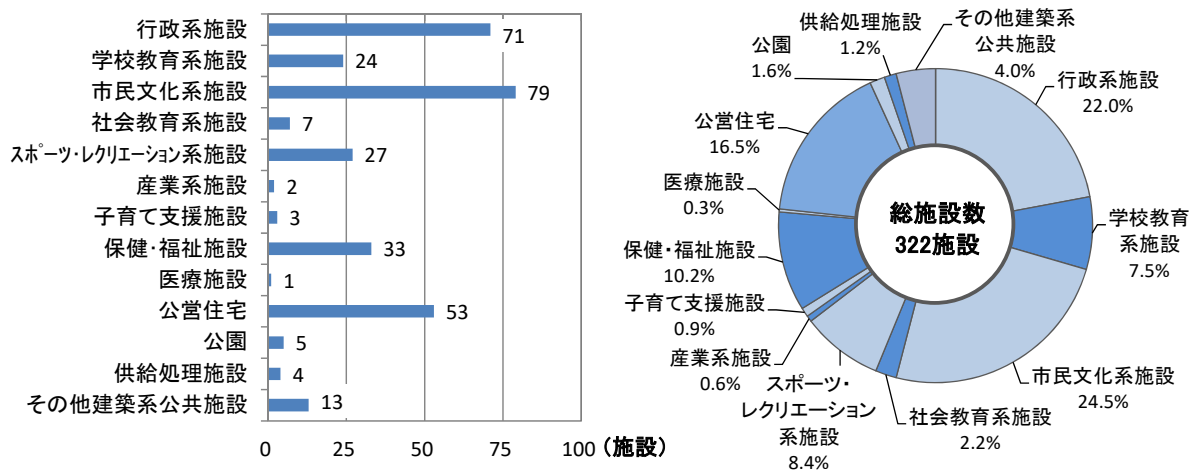
2-2. 公共施設の状況

(1) 保有施設の規模・総量の状況

1) 施設数

五條市が保有する公共施設は、平成 26(2014)年度末時点で 322 施設あります。施設分類別では市民文化系施設の施設数が最も多く(79 施設)全体の 24.5%を占めており、次いで行政系施設(71 施設、22.0%)、公営住宅(53 施設、16.5%)が多い状況となっています。

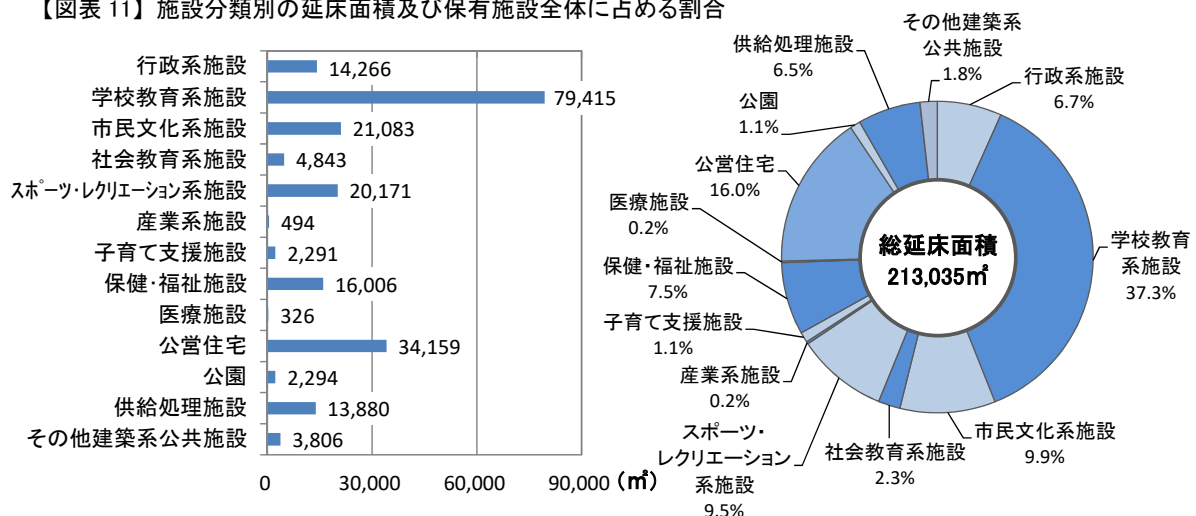
【図表 10】施設分類別の施設数及び保有施設全体に占める割合



2) 延床面積

五條市が保有する公共施設の総延床面積は、平成 26(2014)年度末時点で 21 万 3,035 m^2 あります。施設分類別では学校教育系施設の面積が最も大きく(7 万 9,415 m^2)、全体の 37.3%を占めており、次いで公営住宅(3 万 4,159 m^2 、16.0%)が大きな割合を占めています。

【図表 11】施設分類別の延床面積及び保有施設全体に占める割合

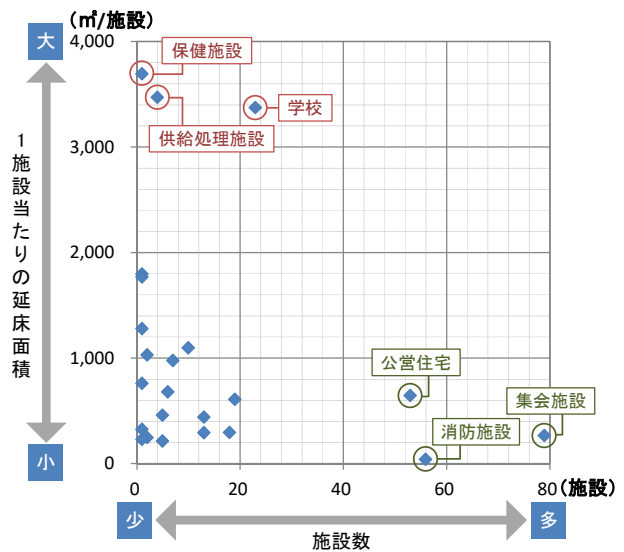


3) 1施設当たりの規模

五條市が保有する公共施設の1施設当たりの延床面積と施設数を小分類単位で散布図に示すと右図の通りになります。

1施設当たりの規模が大きい施設としては、保健施設や供給処理施設、学校が挙げられます。反対に、比較的小規模で多数存在している施設としては、公営住宅や消防施設、集会施設が挙げられます。

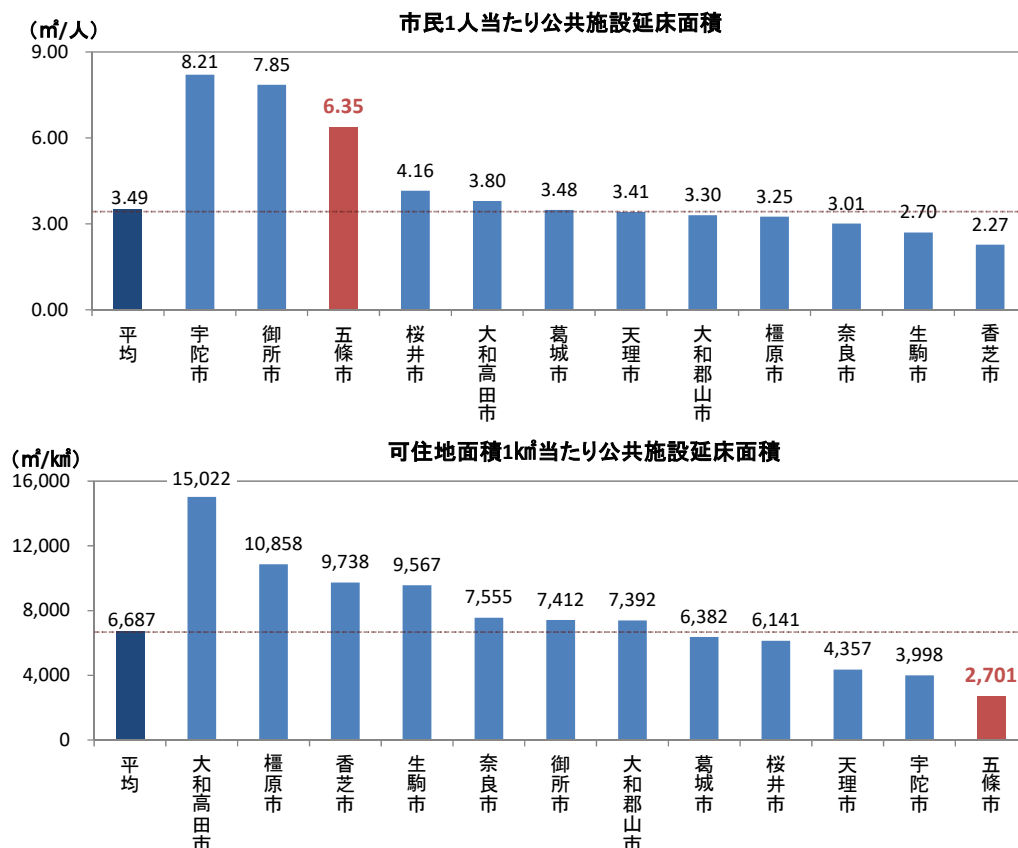
【図表 12】1施設当たりの延床面積と施設数
(小分類単位で整理)



4) 他自治体との保有施設量の比較

五條市は、奈良県下12市間の比較において、市民1人当たりの公共施設延床面積が平均を大きく上回る一方、市内における施設の分布密度(市域のうち可住地の面積1km²当たり公共施設延床面積)が同市間で最も低いという状況にあります。

【図表 13】単位当たりの公共施設延床面積 奈良県下12市間比較



出典：公共施設延床面積＝「公共施設状況調経年比較表」（平成26年度）総務省

人口＝「市町村別推計人口表」（平成27年4月1日現在）奈良県

可住地面積＝「地域経済総覧2016」東洋経済新報社、「平成26年全国都道府県市区町村別面積調」国土地理院の総面積から森林・原野・湖沼を除外した値。

(2) 建物の老朽化の状況

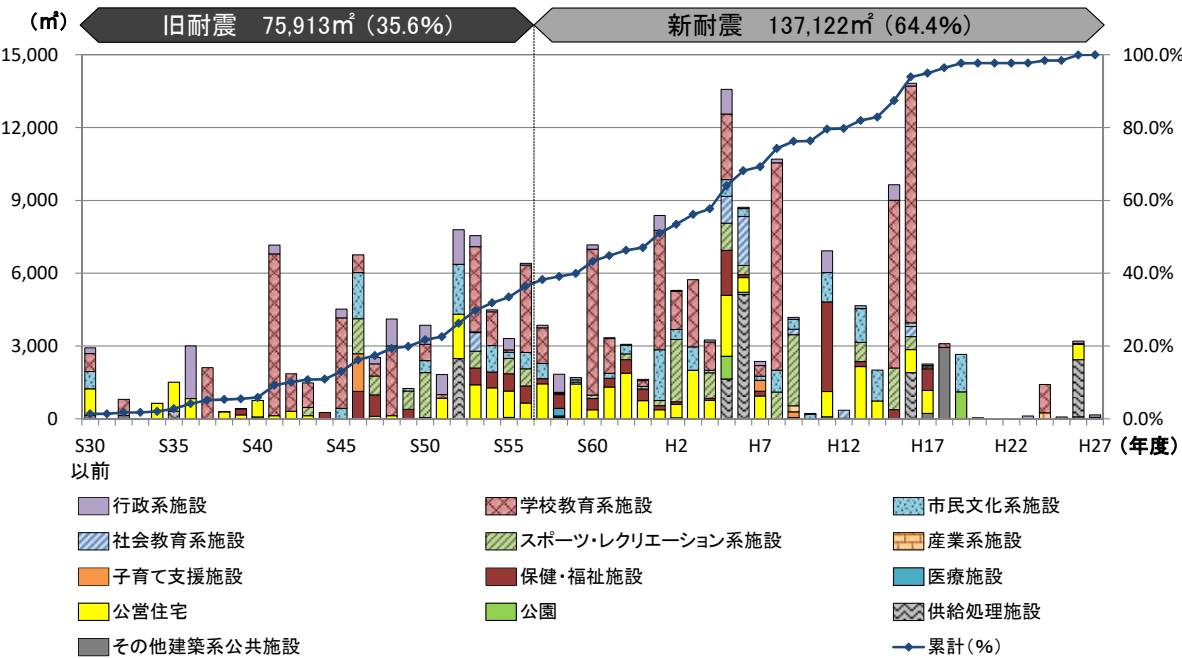
1) 建設年度別の施設量の分布

五條市では、昭和 32(1957)年の市制発足後、昭和 40 年代初頭から今世紀初頭に至るまで各種の公共施設の整備が継続的に進められてきました。

特に、大規模な施設である小・中学校の改築や、昭和 50 年代以後およそ 30 年間に渡る公営住宅の集中的な建設などによって、保有する施設の量が大きく増加しましたが、平成 17(2005)年の合併以後、直近 10 年間においては、公共施設の整備量は急激に減少しています。

昭和 56(1981)年の建築基準法改正前に整備された旧耐震基準の建物の延床面積は、全体の 35.6%を占めています。

【図表 14】建設年度別・施設分類別の公共施設延床面積(分布グラフ)



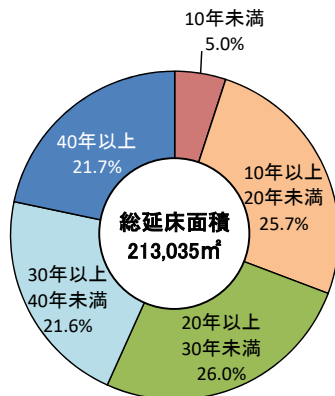
【図表 15】建設年度別・施設分類別の公共施設延床面積(集計表)

建設年度	S30以前	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	単位: m ²
	～ S34	～ S39	～ S44	～ S49	～ S54	～ S59	～ H1	～ H6	～ H11	～ H16	～ H21	～ H27	合計
施設分類													
行政系施設	233	2,164	355	1,738	3,579	1,489	904	1,201	1,303	873	56	372	14,266
学校教育系施設	1,410	2,138	9,227	7,835	5,739	5,201	12,613	8,200	9,021	16,675	149	1,207	79,415
市民文化系施設	712	0	0	2,431	3,666	1,681	2,749	2,509	2,868	2,820	1,647	0	21,083
社会教育系施設	0	0	0	0	761	0	0	3,117	226	739	0	0	4,843
スポーツ・レクリエーション系施設	0	0	339	2,978	2,546	1,433	589	5,112	4,036	3,064	75	0	20,171
産業系施設	0	0	0	0	0	0	0	0	250	0	0	244	494
子育て支援施設	0	0	0	1,553	54	0	0	0	684	0	0	0	2,291
保健・福祉施設	0	250	263	2,411	1,342	2,190	2,036	2,155	3,885	582	891	0	16,006
医療施設	0	0	0	0	0	326	0	0	0	0	0	0	326
公営住宅	1,731	2,472	1,254	228	5,353	4,601	4,680	6,436	1,984	3,842	950	628	34,159
公園	0	0	0	0	0	71	0	1,029	82	0	1,112	0	2,294
供給処理施設	0	313	0	0	2,483	58	0	6,767	0	1,905	0	2,354	13,880
その他建築系公共施設	278	0	71	0	0	58	0	40	53	0	3,171	135	3,806
合計	4,364	7,337	11,509	19,174	25,523	17,107	23,572	36,566	24,392	30,501	8,052	4,939	213,035

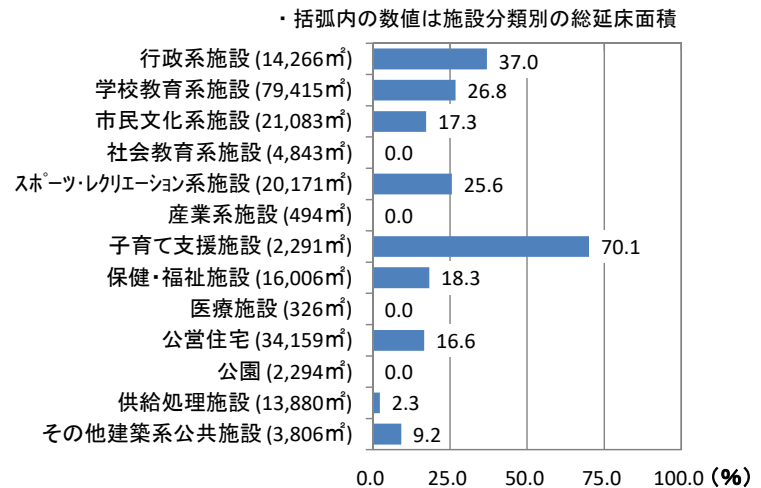
2) 建設後経過年数の割合

五條市が保有する公共施設の建物は、平成 27 (2015) 年時点で総延床面積の 21.7%が建設後 40 年以上経過しています。施設分類別では、子育て支援施設や行政系施設、学校教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設において建設後 40 年以上経過している割合が相対的に高いです。

【図表 16】 建設後経過年数の割合
(公共施設全体)



【図表 17】 建設後 40 年以上経過している建物の延床面積の割合 (施設分類別)

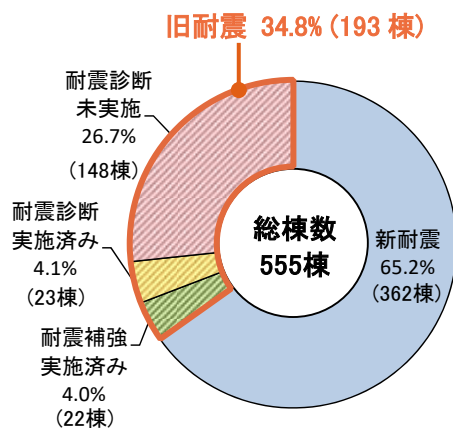


(3) 耐震化の状況

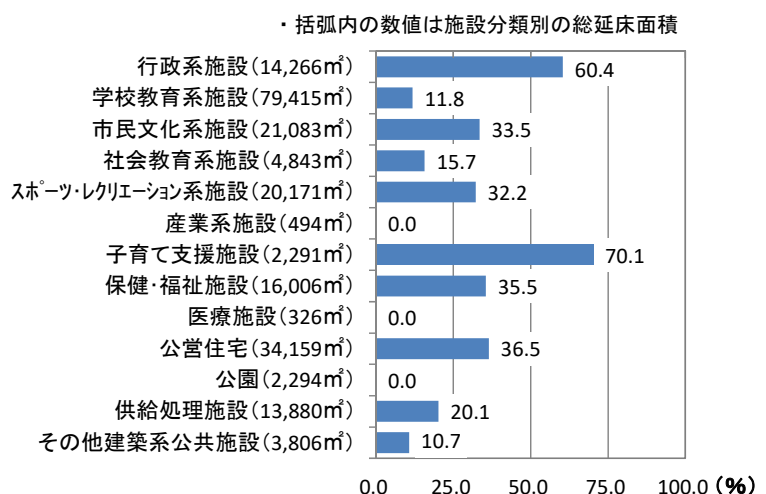
五條市が保有する建物(総棟数 555 棟)のうち、193 棟(34.8%)が旧耐震基準の建物です。そのうち、耐震補強実施済みの建物は 22 棟に留まっています。

施設分類別では、行政系施設や子育て支援施設において、旧耐震基準の建物における耐震補強が済んでいない床面積の割合が相対的に高い傾向が見られます。

【図表 18】 市有施設(計 555 棟)の耐震化の状況



【図表 19】 耐震補強未実施の建物の延床面積の総延床面積に対する割合 (施設分類別)



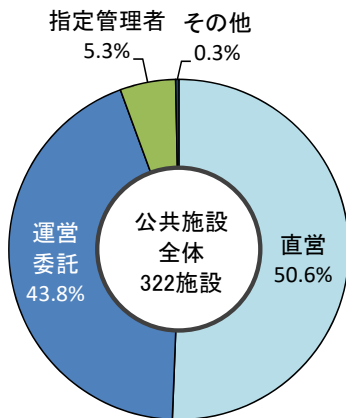
(4) 管理運営の状況

1) 管理運営形態

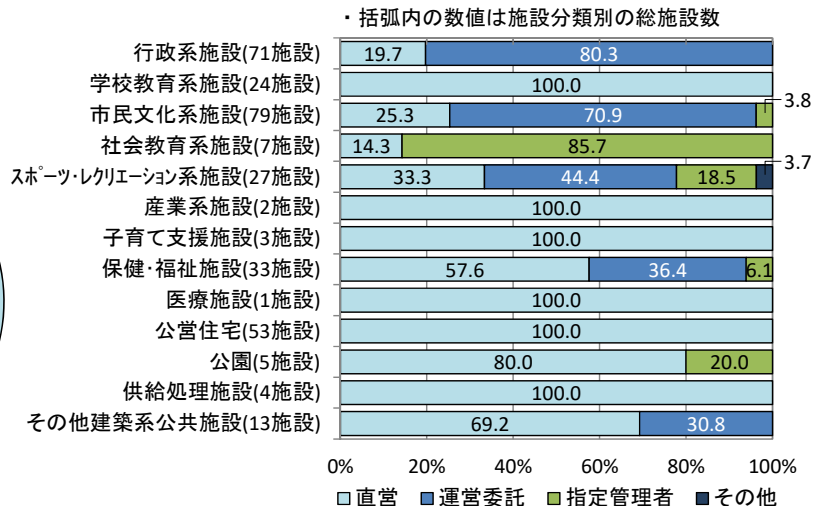
市有施設のうち 50.6%(163 施設)が直営、43.8%(141 施設)が運営委託、5.3%(17 施設)が指定管理者制度を導入している施設です(「その他」は地元による管理など)。

施設分類別では、行政系施設や市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設で運営委託が多く、社会教育系施設で指定管理者制度の導入が多い傾向が見られます。

【図表 20】 管理運営形態の割合
(公共施設全体)



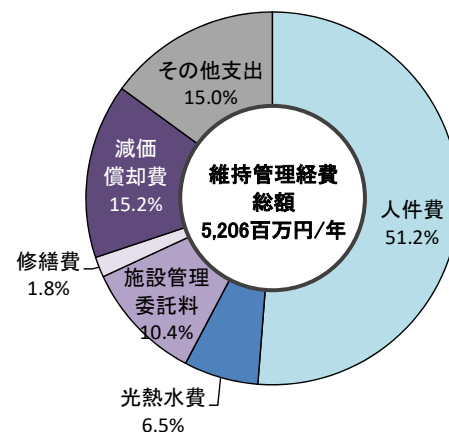
【図表 21】 管理運営形態の割合(施設分類別)



2) 維持管理経費

公共施設全体を維持する上で経常的に発生している年間の経費は、平成 26(2014)年度の実績で総額約 52 億 600 万円となっており、そのうち、ほぼ半分の 51.2%を人件費が占めています。そのほか、光熱水費が 6.5%、施設管理委託料が 10.4%、修繕費が 1.8%、減価償却費が 15.2%、その他支出が 15.0%を占めています。

【図表 22】 維持管理経費(総額)の費目別内訳



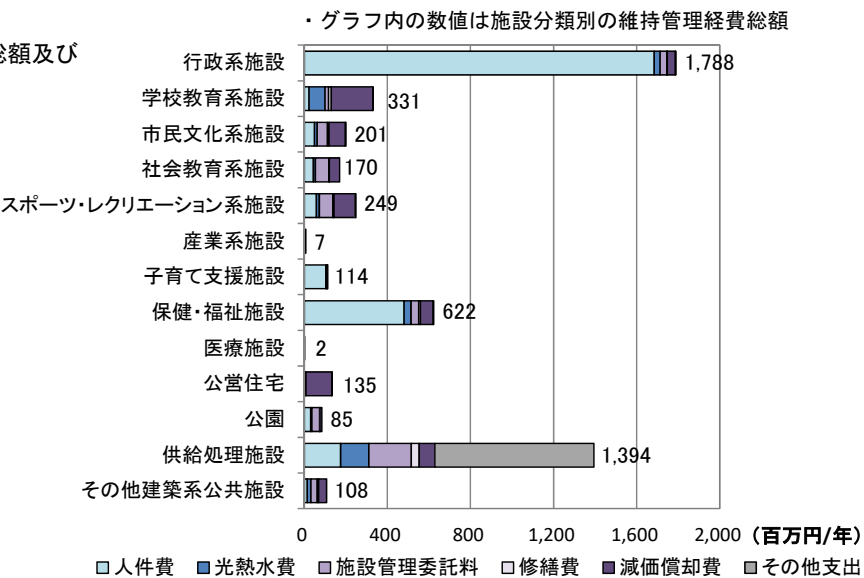
【図表 23】 費目の概要

費 目	概 要
人件費	公共施設に勤務する直営職員にかかる人件費。
光熱水費	公共施設の使用により発生する電気料金・ガス料金・水道料金。
施設管理委託料	公共施設の保守管理(清掃・建築物点検・設備点検・防犯警備・運転監視・植栽整備・建物総合管理・その他)にかかる委託費。
修繕費	建物等の破損・異常箇所の維持補修にかかる修繕工事費。
減価償却費	建物等の取得価額を耐用年数で除した額。
その他支出	公共施設の管理運営にかかる上記以外の支出。

平成 26(2014)年度における公共施設の維持管理経費を施設分類別に整理すると、最も経費が大きいのは行政系施設(約 17 億 8,800 万円)であり、次いで供給処理施設(約 13 億 9,400 万円)、保健・福祉施設(約 6 億 2,200 万円)となっています。

行政系施設、子育て支援施設、保健・福祉施設では「人件費」、学校教育系施設、産業系施設、医療施設、公営住宅では「減価償却費」、供給処理施設では「その他支出」の占める割合が高い傾向が見られます。

【図表 24】施設分類別の維持管理経費総額及び費目別内訳

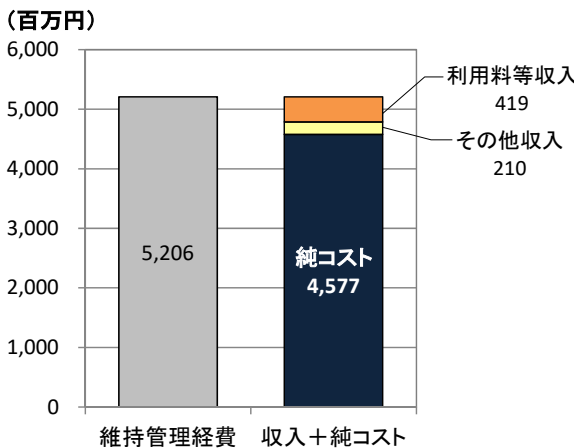


3) 純コスト

平成 26(2014)年度における公共施設の維持管理経費から施設の運用による事業収入(施設利用料ほか)を差し引いて純コストを算出すると、全体で約 45 億 7,700 万円になります。すなわち、施設を維持するに当たって必要な財源の 9 割近くについては、税金等によって市民全体が負担しているということになります。

施設分類別に純コストを整理すると【図表 26】の通りになります。

【図表 25】経費・収入・純コストの関係



【図表 26】事業収入及び純コストの一覧

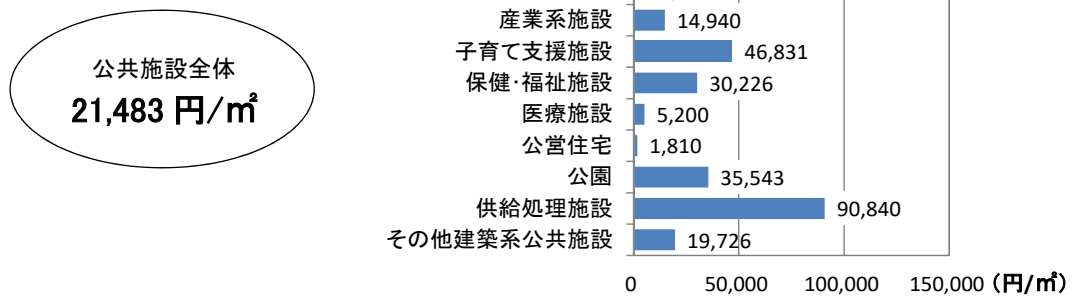
単位: 百万円

	利用料等収入	その他収入	純コスト
行政系施設	0.4	0.4	1,786.8
学校教育系施設	0.0	116.1	215.4
市民文化系施設	2.6	8.2	190.0
社会教育系施設	1.5	2.1	166.7
スポーツ・レクリエーション系施設	51.3	59.1	138.2
産業系施設	0.0	0.0	7.4
子育て支援施設	6.5	0.0	107.3
保健・福祉施設	124.8	13.1	483.8
医療施設	0.0	0.0	1.7
公営住宅	73.2	0.0	61.8
公園	3.4	0.3	81.5
供給処理施設	122.4	10.8	1,260.9
その他建築系公共施設	32.7	0.0	75.1
全体	418.9	210.1	4,576.6

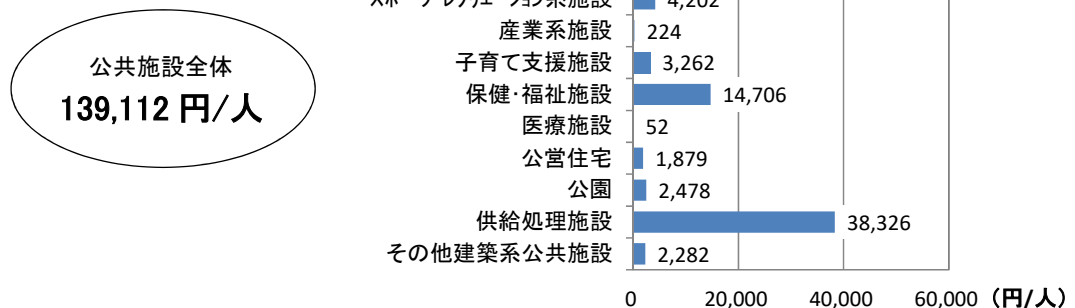
4) 単位当たり純コスト

平成 26(2014)年度における公共施設の純コストを延床面積 1 m²あたりに換算すると、約 2 万 1,500 円/m²になります。同様に市民 1 人あたりに換算すると、約 13 万 9,100 円/人になります。施設分類別の単位当たり純コストは下表の通りです。

【図表 27】施設分類別の
延床面積 1 m²あたり純コスト



【図表 28】施設分類別の
市民※1人あたり純コスト



※「住民基本台帳人口(外国人登録人口含む)」(平成 27 年 3 月 31 日現在)32,899 人を用いて換算

2-3. インフラ施設の状況

(1) 道路・橋りょう等

1) 道路

① 市内道路の概況

五條市の道路は、奈良県を縦断する国道 24 号、京奈和自動車道、大阪府と連絡する国道 310 号、本市の中心部と南部方面(西吉野地区・大塔地区)を連絡する国道 168 号、大淀町や吉野町方面と連絡する国道 370 号の 5 路線を骨格とし、主要地方道、一般県道、市道により形成されています。

【図表 29】五條市の道路網の概略図



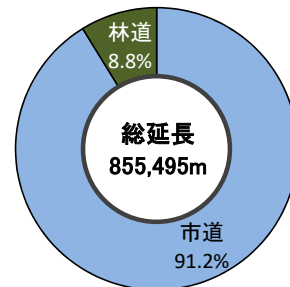
② 市が管理する道路の整備状況

ア 総延長

五條市が管理している道路には市道及び林道(森林の整備・保全を目的に森林内に設置される道路)があります。平成 27(2015)年度の時点における総延長は市道・林道合わせて 855 km であり、そのうちの 91.2%(780 km)が市道です。

【図表 30】市が管理する道路の総延長

	総延長(m)
市道	780,356
林道	75,139
合計	855,495

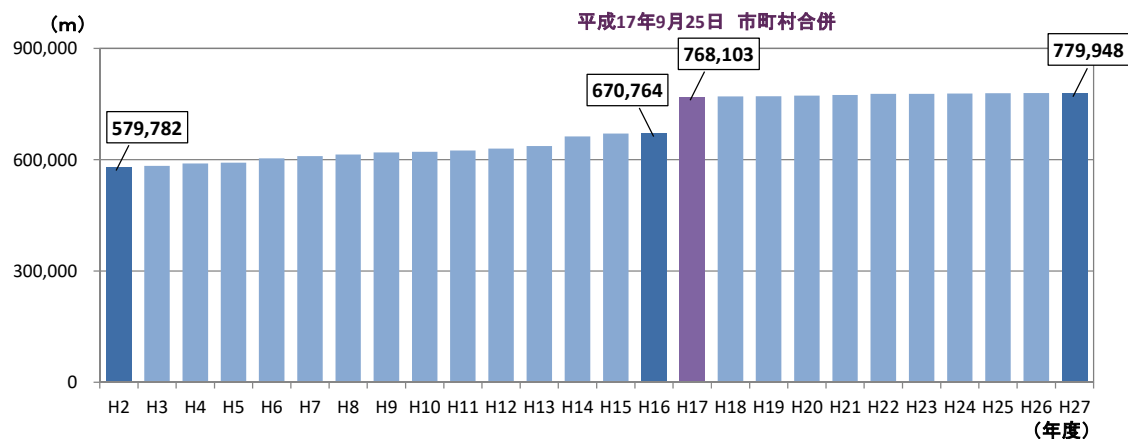


イ 市道の実延長※の推移

市道の実延長は平成 17(2005)年の合併で約 1.1 倍増加しており、過去 25 年間では約 1.3 倍に増加しています。

※未供用路線を除く。

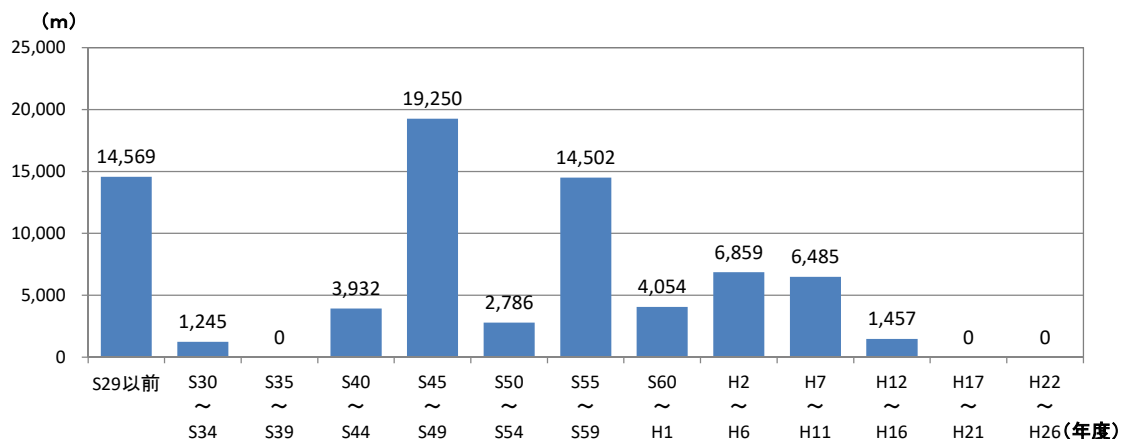
【図表 31】市道の実延長の推移



ウ 林道の供用開始時期別実延長の分布

林道は、昭和 30(1955)年度以降においては昭和 40 年代後半及び昭和 50 年代後半に、それぞれ集中的に整備されています。

【図表 32】林道の供用開始時期別実延長の分布



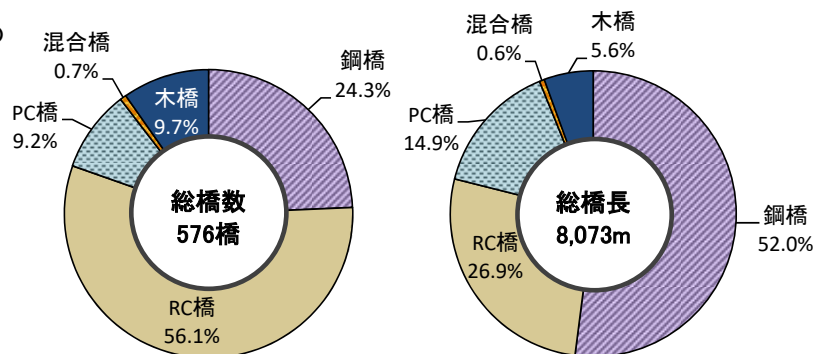
2) 橋りょう

① 整備状況

平成 26 (2014) 年度末時点において五條市が管理する橋りょうは全部で 576 橋、総橋長は 8,073m あります。橋りょうの構造には鋼橋、RC 橋、PC 橋やそれら複数の構造による桁材を結合した混合橋、その他木橋などさまざまな種類がありますが、RC 橋が橋数全体の 56.1% を占めており、橋長で見た場合は鋼橋が全体の 52.0% を占めています。

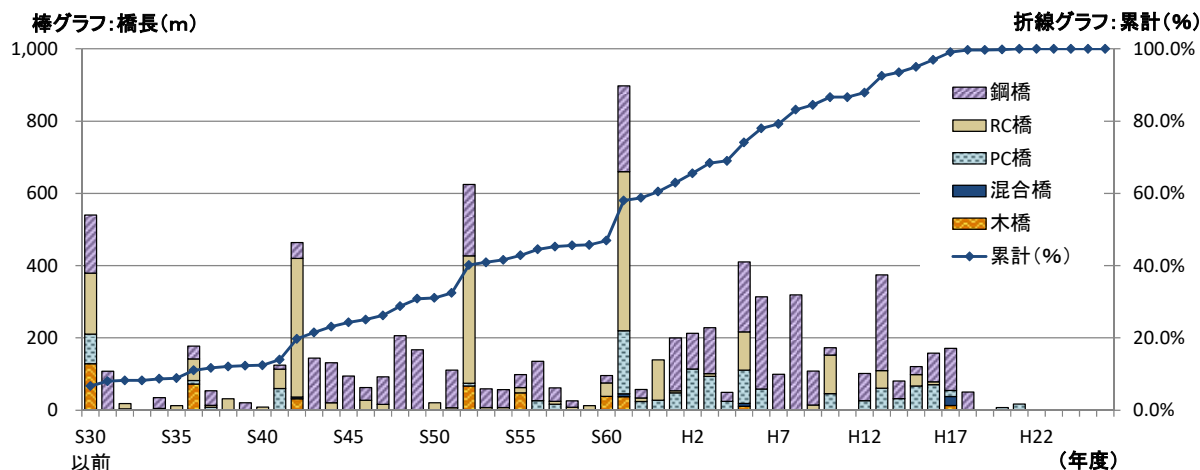
【図表 33】

五條市が管理する橋りょうの
総量及び構造別の割合



整備状況を建設年度別で見ると、昭和 40 年代初頭からほぼ 10 年おき (昭和 42 (1967) 年度・昭和 52 (1977) 年度・昭和 61 (1986) 年度) に RC 橋が集中的に整備されている特徴が見られます。一方で、平成 18 (2006) 年度以降は新規整備が殆ど見られません。

【図表 34】建設年度別・構造別の橋長(分布グラフ)



【図表 35】建設年度別・構造別の橋長(集計表)

建設年度	S30 以前	S35	S40	S45	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	合計
橋長	~ S34	~ S39	~ S44	~ S49	~ S54	~ S59	~ H1	~ H6	~ H11	~ H16	~ H21	~ H26	
橋りょう全体	700	295	872	622	871	333	1,388	1,215	699	834	246	0	8,073
鋼橋	299	96	309	578	402	201	426	701	532	490	167	0	4,202
RC橋	187	110	466	43	394	42	605	113	121	88	0	0	2,170
PC橋	82	17	60	0	8	42	274	382	46	256	41	0	1,207
混合橋	0	0	5	0	0	0	8	8	0	0	25	0	46
木橋	133	72	31	0	67	48	75	11	0	0	13	0	449

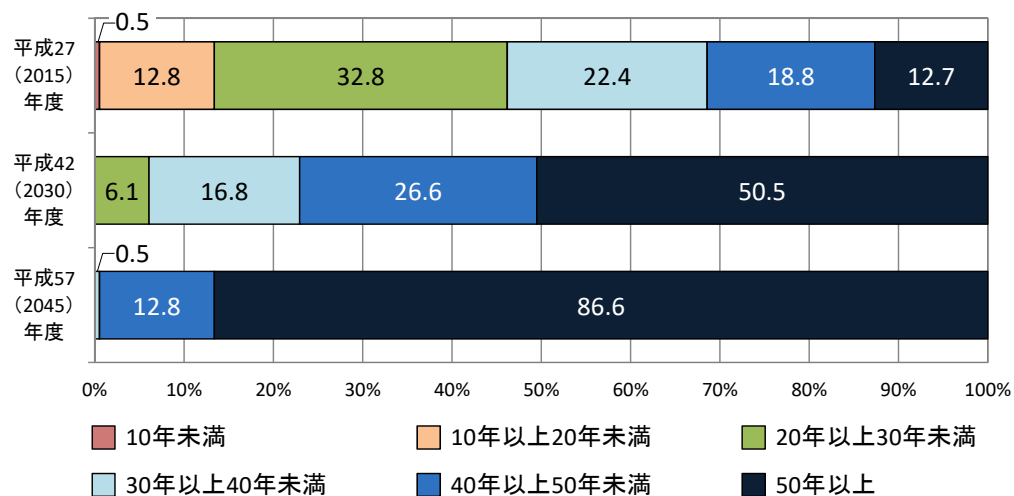
② 老朽化の状況

平成 27 (2015) 年度時点においては、総橋数 576 橋のうち 31.5%(181 橋)が建設後 40 年以上経過しており、12.7%(73 橋)が建設後 50 年以上を経過しています。

一般に、建設後 50 年以上が経過した橋りょうは高齢化橋りょうと呼ばれ、相当程度老朽化が進み、通行の安全性を確保するために大規模な補修工事や架け換えを要する段階に入るものとされています。

現在管理している橋りょうを今後もそのままの状態で使用し続けるものとした場合、15 年後には橋りょう全体の 50.5 (291 橋)%が、30 年後には 86.6%(499 橋)が高齢化橋りょうの状態になります。

【図表 36】 総橋数 576 橋中における整備後経過年数別の橋数の割合



3) トンネル

五條市では現在【図表 37】に示す 11 本(総延長 2,093m)のトンネルを管理しています。

【図表 37】 五條市が管理するトンネルの一覧

トンネル名称	建設年次	延長
天辻隧道	大正 11 年	145.6 m
コザイシタ1ゴウ	昭和 31 年	26.6 m
コザイシタ2ゴウ	昭和 31 年	18.0 m
コザイシタ3ゴウ	昭和 31 年	30.6 m
白銀隧道	平成 2 年	40.0 m
湯塩トンネル	平成 5 年	355.7 m
塚峠トンネル	平成 8 年	252.0 m
夜中トンネル	平成 8 年	302.0 m
南朝トンネル	平成 10 年	339.0 m
笠木トンネル	不明	414.6 m
川合トンネル	不明	168.8 m

4) 旧五新線跡施設

五條市では、旧五新線の整備区間上に複数の鉄道橋やトンネルを保有しています。

旧五新線とは、五條市から十津川沿いに新宮市までを結ぶ計画で過去に整備が進められていた旧国鉄の鉄道路線です。昭和 12(1937)年に着工し、太平洋戦争中は中断が余儀なくされたものの昭和 34(1959)年には五条駅～城戸間の路盤工事が完成しました。その後は一部の区間をバス路線として暫定利用しながら阪本まで延伸工事が進められていましたが、経済状況の変化などから最終的には鉄道敷設工事を断念することとなり、施設の老朽化によってバス専用道路としての利用も平成 26(2014)年には全て廃止されるに至りました。

現在は遺構となっており、一部のトンネルが「大阪大学コスモ観測所」として利用されているほか、市民有志による地域資源としての活用の試み等があります。

【図表 38】旧五新線の整備区間



【図表 39】旧五新線橋りょうの一覧

橋りょう名称	橋長
(仮) 霊安寺橋梁	45.6 m
(仮) 水力発電下橋梁	12.8 m
(仮) 生子橋梁	74.4 m
第2丹生川橋梁	66.4 m
第3丹生川橋梁	66.4 m
第4丹生川橋梁	92.0 m
第5丹生川橋梁	66.4 m
第6丹生川橋梁	63.3 m
第7丹生川橋梁	66.4 m
黒淵橋梁	44.5 m
第8丹生川橋梁	66.5 m
常覚寺橋梁	7.2 m
城戸橋梁	46.0 m
宗川橋梁	158.0 m

① 橋りょう

旧五新線整備区間にかかる橋りょうは、霊安寺町～西吉野町宗川野間に計 14 橋(総橋長 876m)あります。本区間におけるこれまでの車両の通行が路線バスに限られたことから、近年に実施した点検の結果では比較的損傷は軽微でしたが、全て昭和 40 (1965) 年に整備され、建設後 50 年以上が経過しており、経年による劣化が進行しています。

② トンネル

旧五新線整備区間に設置しているトンネルは計 11 本(総延長 9,302m)あります。いずれも概ね昭和 30 年代～50 年代に整備されたものであり、建設後 50 年以上経過しているトンネルに対して近年に実施した点検の結果では、覆工・坑門の変状が確認されています。

【図表 40】旧五新線トンネルの一覧

トンネル名称	建設年次	延長
生子トンネル	不明(昭和20年以前)	827.7 m
親房トンネル	昭和 33 年	139.0 m
屋那瀬トンネル	昭和 34 年	35.0 m
大日川トンネル	昭和 34 年	532.0 m
衣笠トンネル	昭和 33 年	241.0 m
黒淵トンネル	昭和 34 年	74.0 m
城戸トンネル	昭和 54 年	759.8 m
坂巻トンネル	昭和 50 年	864.5 m
八坂トンネル	昭和 50 年	218.0 m
西野トンネル	昭和 55 年	572.3 m
天辻トンネル	昭和 46 年	5,039.0 m

(2) 上水道・下水道

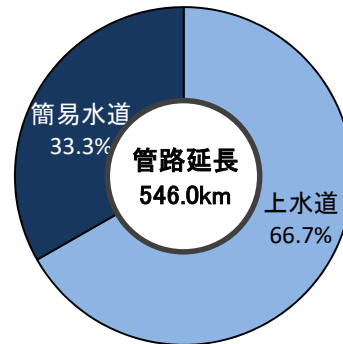
1) 上水道

① 整備状況

五條市が管理している水道管の総延長は平成 27(2015)年度時点で 546 kmあります。

そのうち、上水道が 66.7%(364 km)、簡易水道※が 33.3%(182 km)を占めています。

【図表 41】 水道の種類別の管路延長の割合



【図表 42】 水道の種類別・管種別の管路延長

単位:m

	管種別			合計
	導水管	送水管	配水管	
上水道	843	17,068	346,516	364,427
簡易水道	12,466	28,519	140,604	181,588
合計	13,308	45,587	487,120	546,015

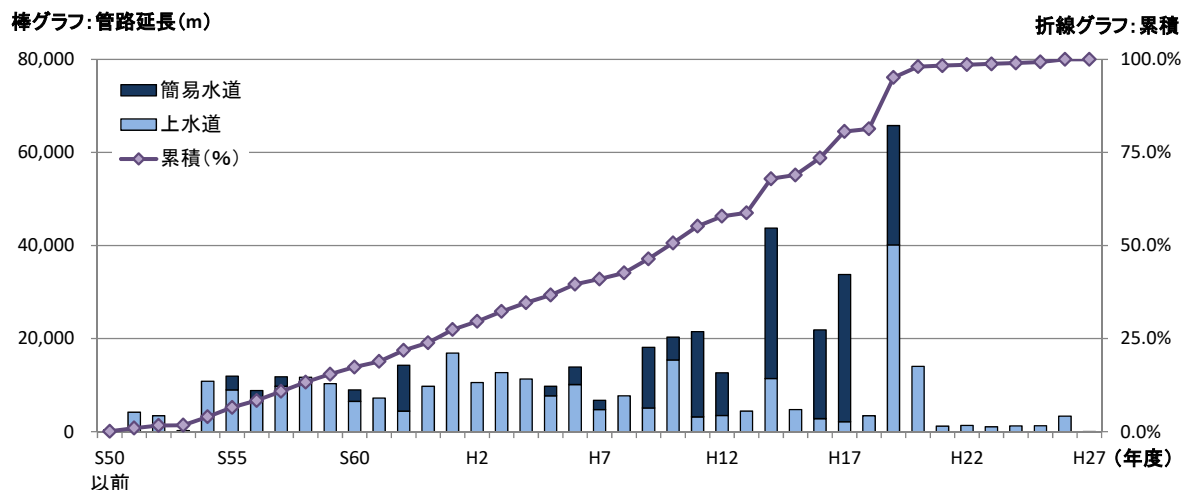
※簡易水道は、給水人口(水道により給水を受けている人口)が 100 人超 5,000 人以下の上水道です。

② 布設年度別の整備状況

上水道は、昭和 50 年代からおよそ 30 年間に渡って継続的に整備されてきましたが、平成 21(2009)年度以降はそれ以前と比較すると整備量が僅かになっています。

簡易水道は、平成 9(1997)年度から平成 19(2007)年度までの 10 年間に現在の総量の 80%以上が整備されています。

【図表 43】 布設年度別・種類別の上水道の管路延長(分布グラフ) 布設年度不明分を除く



【図表 44】 布設年度別・種類別の上水道の管路延長(集計表) 布設年度不明分を除く

単位:m

整備年度	S50以前	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	合計
管路延長	~ S54	~ S59	~ H1	~ H6	~ H11	~ H16	~ H21	~ H27	
全体	18,993	54,559	57,004	58,151	74,306	87,416	118,105	8,070	476,604
上水道	18,993	47,224	44,681	52,348	36,112	26,774	60,813	8,070	295,016
簡易水道	0	7,335	12,323	5,803	38,193	60,642	57,292	0	181,588

③ 老朽化の状況

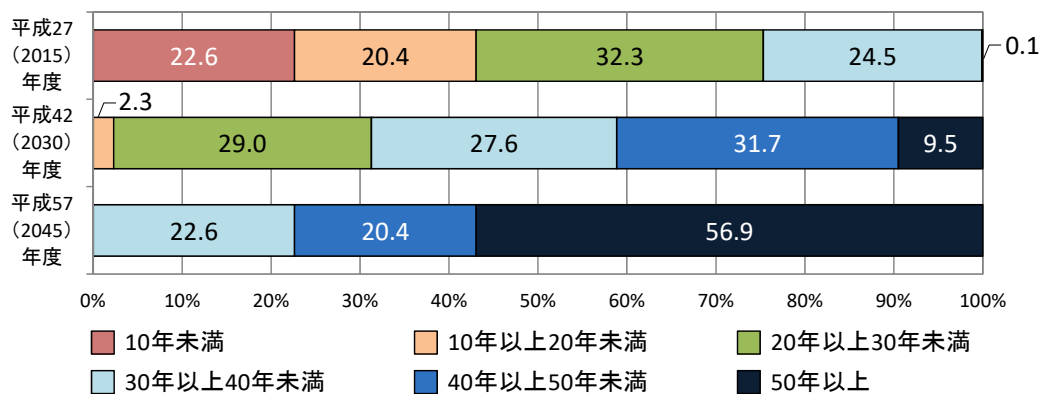
ア 上水道

上水道(管路延長 295 km。布設年度不明分 69 kmを除く)については、平成 27(2015)年度時点において標準的な耐用年数の 40 年を経過している管路は全体の 0.1%に留まっています。

しかし、現在の状態のまま今後とも使用し続けるものとした場合、15 年後には管路全体の 41.2%、30 年後には 77.3%が布設後 40 年を経過することになります。

【図表 45】 布設後経過年数別管路延長の割合

・上水道(総延長 295,016m中。布設年度不明分を除く)



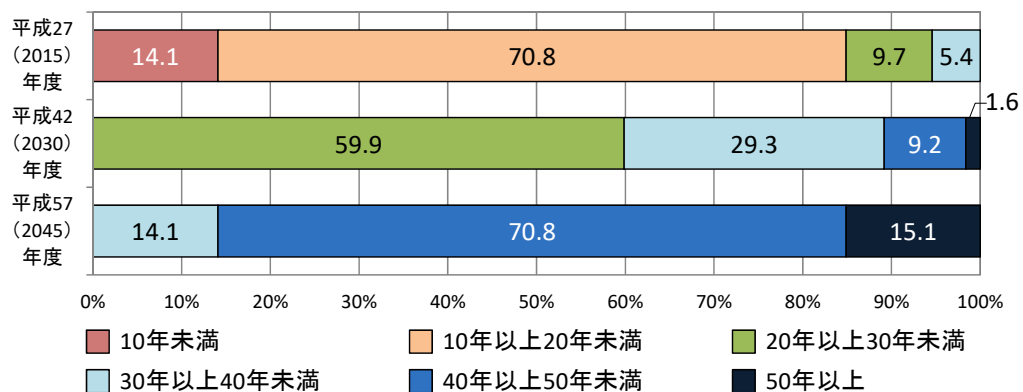
イ 簡易水道

簡易水道(管路延長 182 km)については、平成 27(2015)年度時点において標準的な耐用年数の 40 年を経過している管路はありません。

しかし、現在の状態のまま今後とも使用し続けるものとした場合、15 年後には管路全体の 10.8%、30 年後には 85.9%が布設後 40 年を経過することになります。

【図表 46】 布設後経過年数別管路延長の割合

・簡易水道(総延長 181,588m中)



2) 下水道

① 概要

五條市では昭和 60 年度より下水道の整備を進めています。五條市の下水道は汚水と雨水を別々に処理する分流式であり、下水道には公共下水道と都市下水路の2種類があります。公共下水道は流域関連公共下水道であり、本市のほか吉野町、大淀町、下市町を処理区域とする奈良県の吉野川流域下水道に接続しており、本市内に立地する吉野川浄化センターで汚水処理を行なっています。一方の都市下水路は主に公共下水道の排水区域外において雨水排除を目的とするものであり、終末処理場を有していません。

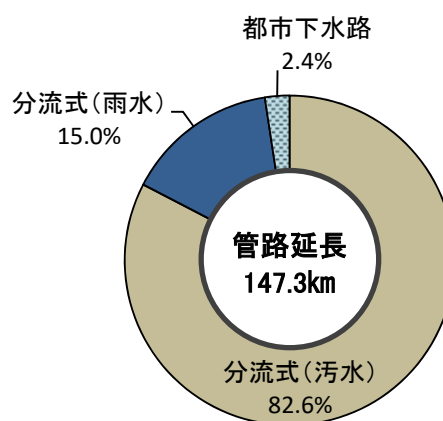
② 整備状況

五條市が管理している下水道管路の総延長は、平成 26(2014)年度末時点で 147 kmあります。そのうち、公共下水道の汚水管路が 82.6%(122 km)、雨水管路が 15.0%(22.1 km)を占め、都市下水路が 2.4%(3.5 km)を占めています。

【図表 48】 下水道の事業別の管路延長

下水種別	排除方式	管路延長(m)
流域関連公共下水道	分流汚水	121,719
	分流雨水	22,093
都市下水路	都市下水路	3,526
全体	全体	147,338

【図表 47】 下水道の事業別の管路延長の割合



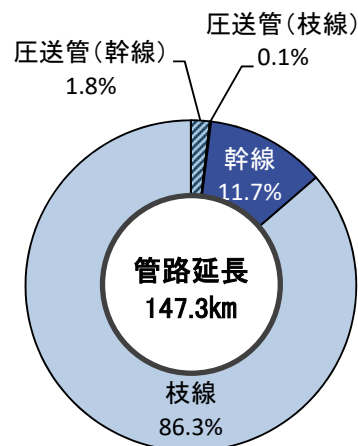
③ 管路機能別の管路延長

下水道管路には宅地から直接接続して一般家庭などの汚水を集めている枝線と、枝線に接続し下水道網の骨格を構成する幹線があり、また、通常の管路の他に、ポンプ設備で下水を圧力輸送する圧送管があります。五條市では、管路延長 147 kmのうち、圧送管を含めて全体の 86.4%を枝線が占めています。

【図表 50】 下水道の管路機能別の管路延長

管路機能	管路延長(m)
圧送管(幹線)	2,707
圧送管(枝線)	173
幹線	17,243
枝線	127,216
全体	147,338

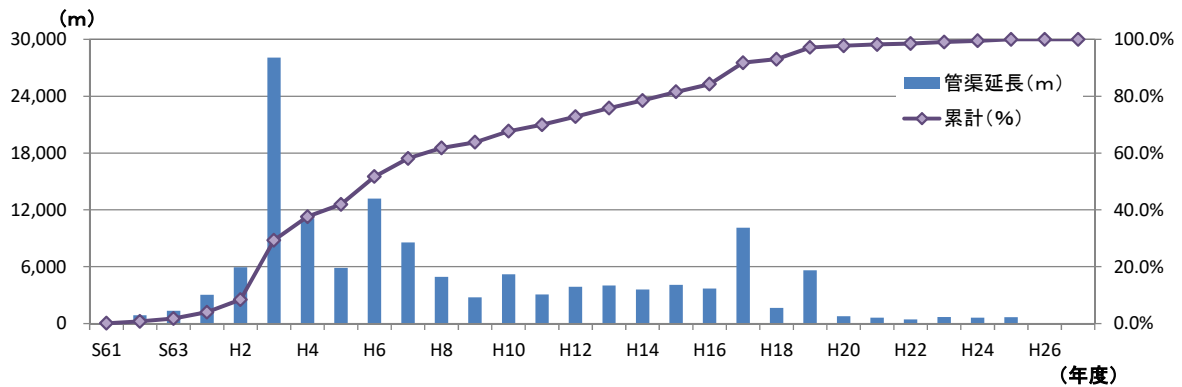
【図表 49】 下水道の管路機能別の管路延長の割合



④ 布設年度別の整備状況

公共下水道は、平成2(1990)年度以降の5年間に集中的に整備されており、一方で平成20(2008)年度以降の整備量はそれ以前と比較して僅かとなっています。

【図表 51】 布設年度別の公共下水道の管路延長※(分布グラフ)



【図表 52】 布設年度別の公共下水道の管路延長※(集計表)

単位:m

整備年度	S61 ～ H1	H2 ～ H6	H7 ～ H11	H12 ～ H16	H17 ～ H21	H22 ～ H27	合計
管路延長							
流域関連公共下水道	5,364	64,199	24,476	19,246	18,756	2,409	134,451

※布設年度不明分を除く。

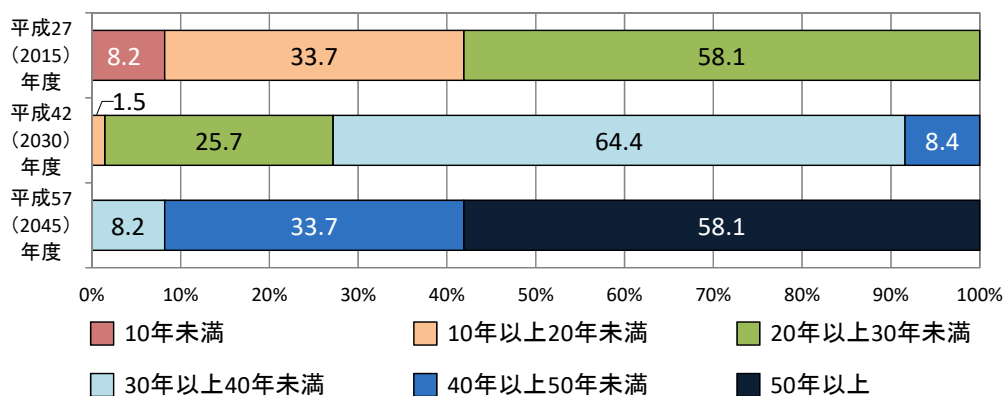
⑤ 老朽化の状況

公共下水道については、平成27(2015)年度時点において標準的な耐用年数の50年を経過している管路はありません(管路延長134km中。布設年度不明分を除く)。

しかし、現在の状態のままで今後も使用し続けるものとした場合、30年後には管路全体の58.1%が布設後50年を経過することになります。

【図表 53】 布設後経過年数別管路延長の割合

・流域関連公共下水道(総延長134,451m中。布設年度不明分を除く)

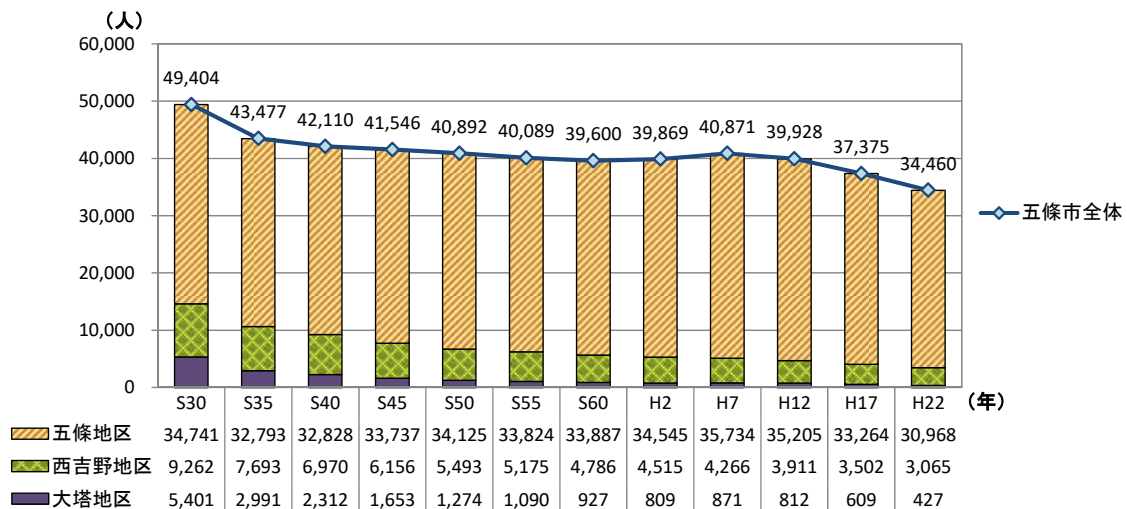


2-4. 人口の状況

(1) 総人口の推移

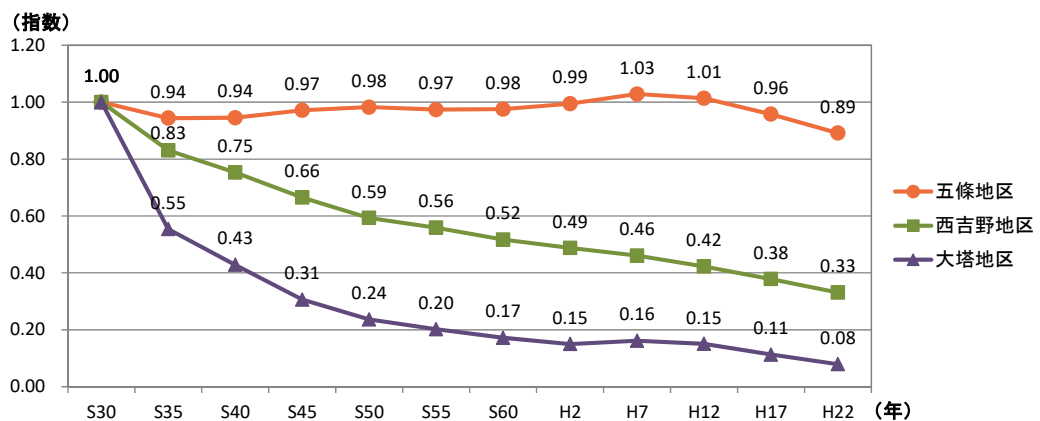
五條市の総人口は、平成 28(2016)年 3 月 31 日現在で 3 万 2,350 人です(住民基本台帳人口)。長期的な推移では、昭和 30(1955)年の 4 万 9,404 人を戦後最大のピークにその後の 10 年間でおよそ 15%減少したのち、昭和 60(1985)年まで微減傾向が続いていました。平成 2(1990)年にわずかに増加に転じましたが、平成 7(1995)年をピークに、その後は現在まで減少傾向が続いています。

【図表 54】 総人口の推移



五條市の各地区(五條地区・西吉野地区・大塔地区)ごとの人口について、昭和 30 年を 1 とした場合の増減率をグラフにすると【図表 55】の通りとなります。比較的市街化の進む五條地区では近年まで人口が僅かに増減しつつもほぼ横ばいで推移していたのに対し、山間部である西吉野地区と大塔地区では大きく減少の一途を辿っており、地域による人口増減の格差が顕著に見られます。

【図表 55】 各地区別人口の推移(昭和 30 年を 1 とした場合の増減率)

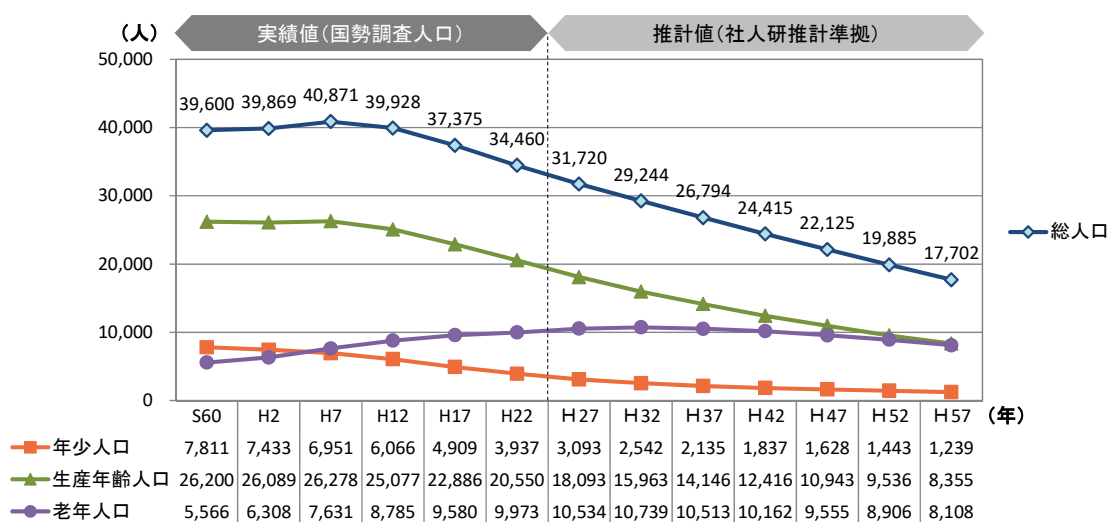


(2) 人口及び年代別人口の今後の見通し

「五條市人口ビジョン」における将来人口推計では、今後の出生率上昇や社会的な増加が見込めないまま人口が推移した場合、30年後の平成57(2045)年時点において五條市の人口は1万7,702人(平成27(2015)年の55.8%)まで減少するものと予測しています。

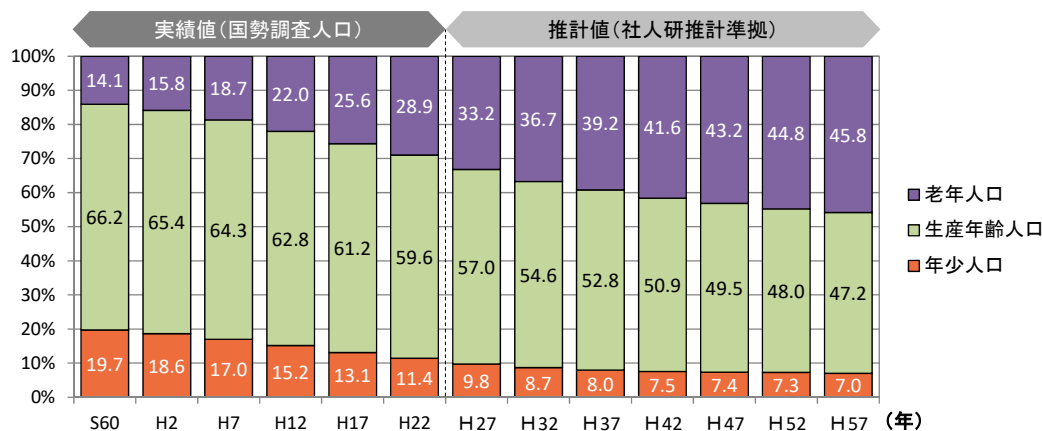
老年人口(65歳以上人口)は平成32(2020)年をピークに減少に転じますが、生産年齢人口(15～64歳人口)の減少及び少子化・高齢化の傾向は今後も継続し、平成57(2045)年時点では生産年齢人口と老年人口の比率がほぼ1:1に近い状態になると推計しています。

【図表 56】 総人口及び年齢3区分別人口の推移(昭和60年から平成57年まで)



出典：実績値(昭和30年～平成22年)＝国勢調査 推計値(平成27年～平成57年)＝「五條市人口ビジョン」(平成27年10月)におけるすう勢人口(国立社会保障・人口問題研究所による推計に準拠)

【図表 57】 年齢3区分別人口構成比の推移(昭和60年から平成57年まで)



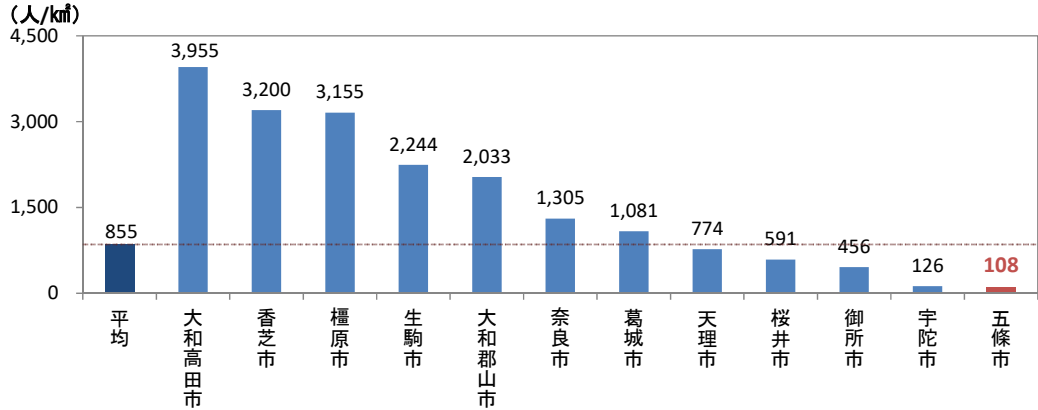
出典：実績値(昭和30年～平成22年)＝国勢調査 推計値(平成27年～平成57年)＝「五條市人口ビジョン」(平成27年10月)におけるすう勢人口(国立社会保障・人口問題研究所による推計に準拠)

(3) 人口密度

1) 他自治体との比較

五條市の人口を市域面積 1 km²あたりに換算すると 108 人/km²になります。五條市は奈良県下の 12 市間で最も大きな市域を持つ一方、人口密度が最も低い市となっています。

【図表 58】 市域面積 1 km²当たり人口の奈良県下 12 市間比較 ※下記出典に基づく。

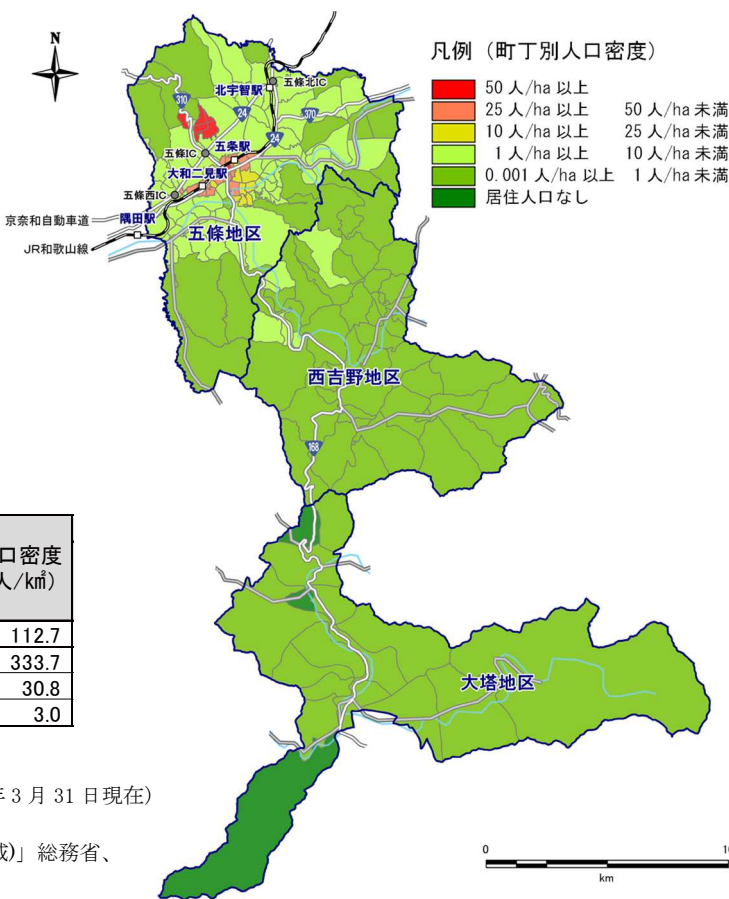


出典：人口＝「市町村別推計人口表」（平成 27 年 4 月 1 日現在）奈良県
市域面積＝「平成 26 年全国都道府県市区町村別面積調」国土地理院

2) 市内における人口分布

【図表 59】 五條市内の町丁別人口密度の分布図

五條市内の人口は J R 五条駅・大和二見駅の周辺や住宅団地などに集中しており、人口密度は五條地区において高く、西吉野地区・大塔地区との間に大きな格差が見られます。



【図表 60】 各地区別人口密度

	面積 (km ²)	人口 H27.3.31 (人)	人口密度 (人/km ²)
五條市全体	292.02	32,899	112.7
五條地区	89.09	29,734	333.7
西吉野地区	91.87	2,829	30.8
大塔地区	111.06	336	3.0

出典：人口＝住民基本台帳人口（平成 27 年 3 月 31 日現在）
各地区別面積及び町丁別面積
＝「平成 22 年国勢調査(小地域)」総務省、
町丁界別面積を集計

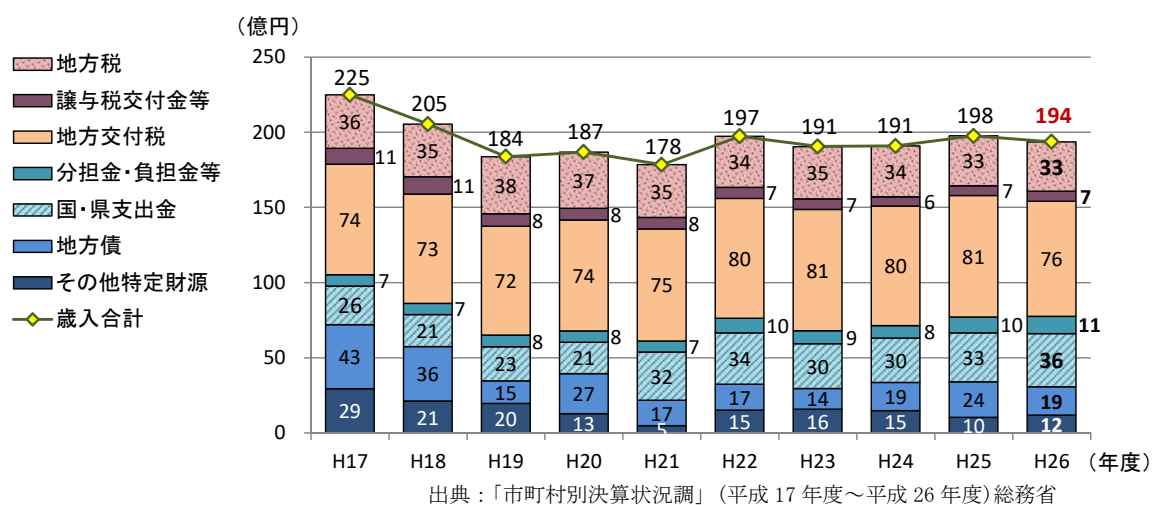
2-5. 財政の状況

(1) 歳入・歳出

1) 歳入の状況

五條市の普通会計ベースにおける歳入総額は、平成26(2014)年度決算で約194億円であり、総額に占める主要科目別の歳入の割合は地方税が17.0%、地方交付税が39.4%、国・県支出金が18.3%、地方債が9.7%となっています。近年の地方税収の額は年間約35億円で推移しています。

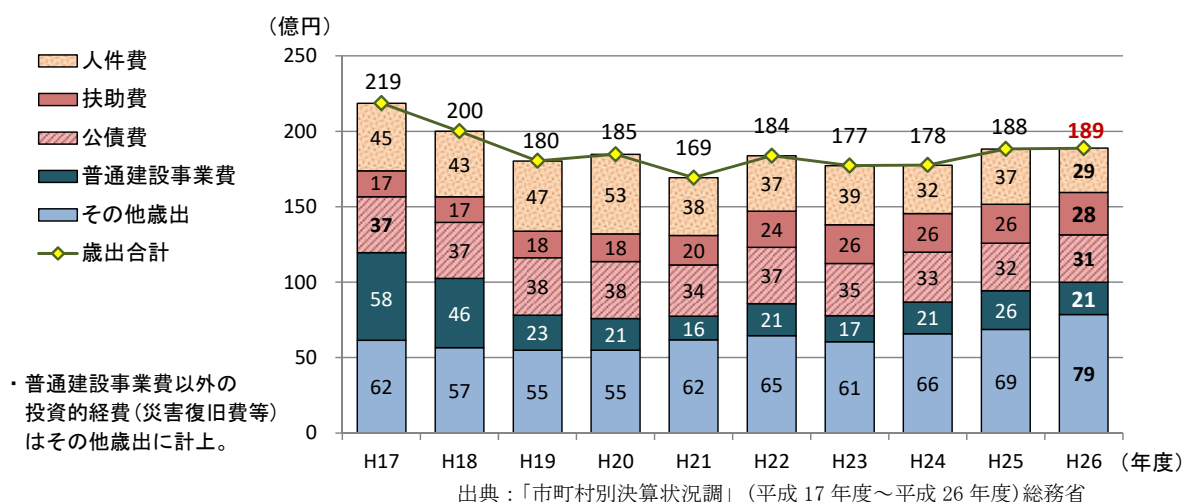
【図表 61】 歳入の推移(普通会計ベース)



2) 歳出の状況

五條市の普通会計ベースにおける歳出総額は、平成26(2014)年度決算で約189億円であり、総額に占める性質別の歳出の割合は、義務的経費(人件費・扶助費・公債費)が47.0%、扶助費のみで14.9%、投資的経費のうち普通建設事業費(公共施設等の整備に充てる経費)が11.3%となっています。

【図表 62】 歳出の推移(普通会計ベース)

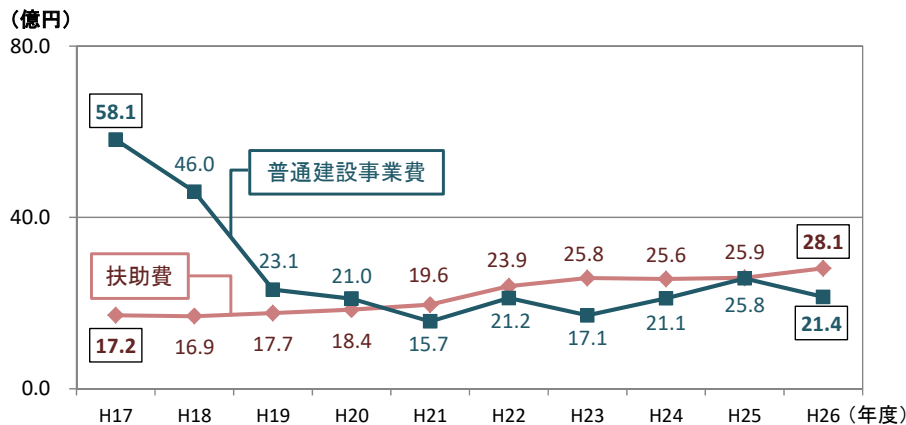


3) 扶助費及び投資的経費の推移

五條市では、人口の高齢化の進行などによって社会保障関係の経費(扶助費)が増えていく傾向が見られます。平成26(2014)年度決算では約28億1,000万円となっており、平成17(2005)年の合併時点と比べて約10億9,000万円増加しています。

一方で普通建設事業費については、合併後、最初の2年間に大きな支出がありましたが、平成21(2009)年度以降は扶助費を下回り、近年は20億円前後で推移しています。

【図表 63】 扶助費及び投資的経費(のうち普通建設事業費)の推移

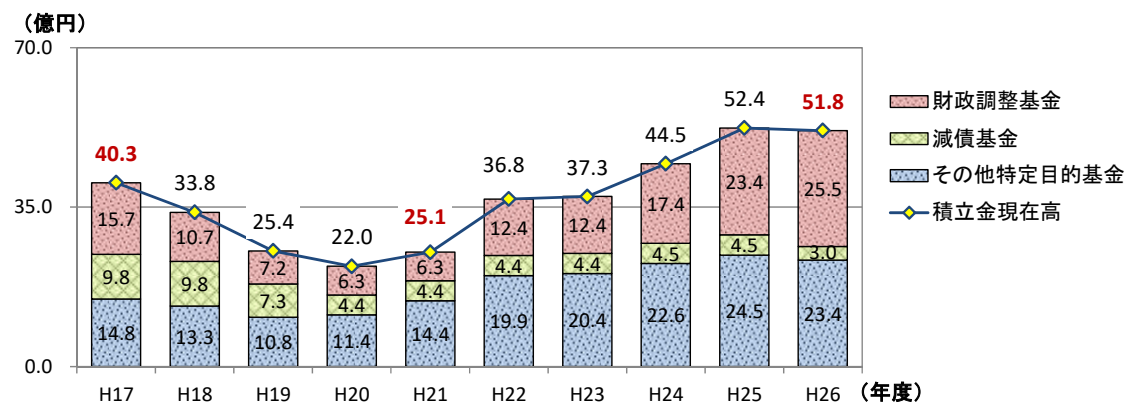


出典：「市町村別決算状況調」(平成17年度～平成26年度)総務省

(2) 基金の積立・残高の推移

地方自治体では中長期的な財政基盤の安定に向けて、毎年度計画的に、年度間の財源調整や特定目的のための資金(基金)を積み立てています。五條市では合併後、平成20(2008)年度まで継続して基金の取り崩しが続いていましたが、その翌年度以降は残高の底上げが見られ、近年の積立金現在高は総額でおよそ50億円となっています。

【図表 64】 積立金現在高の推移

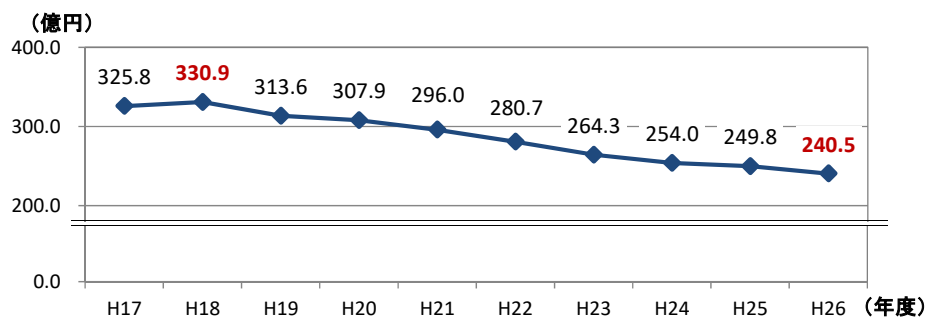


出典：「市町村別決算状況調」(平成17年度～平成26年度)総務省

(3) 市債残高の推移

五條市の市債(主に公共施設等の整備などに充てるために行う借金)の残高は、合併後平成 18(2006)年度の約 331 億円をピークに経年で減少しており、平成 26(2014)年度の現在高は約 240 億円となっています。

【図表 65】 地方債現在高の推移



出典：「市町村別決算状況調」(平成 17 年度～平成 26 年度)総務省

(4) 財政指標の推移

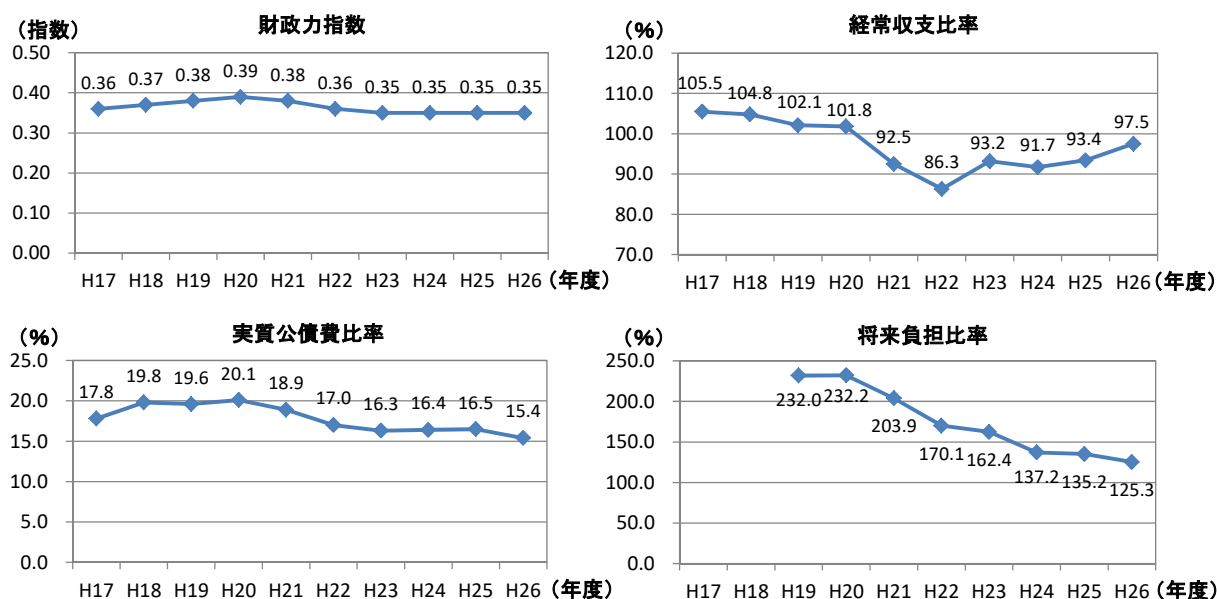
五條市の財政力指数は平成 26(2014)年度時点で 0.35 となっています。近年は同じ値で推移しており、地方交付税交付金への依存度が高い厳しい財政状況が続いています。

経常収支比率は平成 26(2014)年度時点で 97.5 であり、合併後平成 22(2010)年度まで改善基調にありましたが、以後、転じて財政構造の硬直化が進んできています。

実質公債費比率は平成 26(2014)年度時点で 15.4%であり、平成 20(2008)年度の 20.1%をピークに資金繰りは改善の傾向にあります。

将来負担比率は平成 26(2014)年度時点で 125.3%であり、平成 20(2008)年度の 232.2%をピークに将来的な債務負担は改善の傾向にあります。

【図表 66】 財政指標の推移



出典：「市町村別決算状況調」(平成 17 年度～平成 26 年度)総務省

【図表 67】 財政指標の解説

財政力 指数	交付税算定上の理論的な収入を支出で除した値で、過去3年間の平均を求めたもの。数値が高いほど自治体運営に余裕があり、1を超えると普通交付税の不交付団体となる。
経常収支 比率	毎年度経常的に収入される市税などに対する、毎年度経常的に支出される人件費・扶助費・公債費等の割合。比率が高いほど財政構造の硬直化が進んでいることを示す。
実質公債費 比率	自治体の財政規模に対する公債費等の割合の過去3年間の平均値。25%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。
将来負担 比率	自治体の財政規模に対する市債残高等の割合。市町村では350%を超えると財政健全化計画の策定を義務付けられ、新たな起債の際に制限が加わる。

(5) 市町村合併における地方財政措置の適用期限の到来について

合併による行財政運営の効率化については、合併後直ちにその効果が期待されるものではありません。そこで地方交付税交付金については、合併から10年間は合併が無かったものとして、旧1市2村の財政需要や収入の規模の積上げにより算定された額が交付されています。

これを「合併算定替」と呼びますが、この措置は合併後10年を経過した平成28(2016)年度からの5年間で段階的に削減され、平成33(2021)年度以降は五條市として一本化した算定が行われることになります。

そのため、生産年齢人口の減少などの影響によって将来的な地方税収入に過度な期待が出来ない中で、地方交付税交付金については平成28(2016)年度以降に段階的な縮減が起こることから、今後は一般財源の減少が避けられない財政状況になっていくことが想定されます。

2-6. 公共施設等の更新に係る中長期的な経費及び財源の見込み

本節では、総務省「公共施設等更新費試算ソフト」の試算方法及び設定を基に、五條市が保有する公共施設等にかかる将来的な改修・更新費について試算します。

(1) 公共施設

1) 試算方法及び試算条件

① 推計期間

平成 28(2016)年度から平成 87(2075)年度までの 60 年間を推計期間にしています。

② 試算方法

五條市が平成 26(2014)年度末時点で保有する公共施設のうち、廃止・休止または廃止予定の施設・建物を除く 298 施設 490 棟(総延床面積 19 万㎡)を対象とします。【図表 68】の設定を基に現状の規模のまま建替えまたは改修を行う前提で、延床面積に【図表 69】の単価を乗じた金額を、大規模改修・更新それぞれの実施年度に計上します。

③ 試算条件

【図表 68】更新・改修の実施時期の設定

現在の建物の 平成28年時点の 建設後経過年数	更新(建替え)実施年度	大規模改修実施年度
30年以下	建設後60年を経過した年度。	【現在の建物】建設後30年を経過した年度。 【更新後の建物】(計測期間外)
31年以上50年未満	建設後60年を経過した年度。	【現在の建物】平成28年～37年の10年間で改修費を均等に按分。 【更新後の建物】建設後30年を経過した年度。
50年以上	建設後60年を経過した年度。	【現在の建物】改修しない。 【更新後の建物】建設後30年を経過した年度。

【図表 69】更新・改修単価の設定

施設分類(小分類)	総務省「公共施設等更新費試算ソフト」の施設分類	単位:万円/㎡	
		更新(建替え)	大規模改修
庁舎等	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40	25
消防施設※	公営住宅	28	17
その他行政施設	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40	25
学校	学校教育系、子育て支援施設等	33	17
その他の教育施設			
集会施設			
文化施設	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40	25
図書館			
博物館等			
スポーツ施設			
レクリエーション施設	スポーツ・レクリエーション系等施設	36	20
保養施設			
産業系施設	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40	25
幼保・こども園	学校教育系、子育て支援施設等	33	17
幼児・児童施設			
高齢福祉施設	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40	25
障がい福祉施設			
児童福祉施設	学校教育系、子育て支援施設等	33	17
保健施設			
その他保健・福祉施設	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40	25
医療施設			
公営住宅	公営住宅	28	17
公園	スポーツ・レクリエーション系等施設	36	20
供給処理施設			
その他建築系公共施設	市民文化系、社会教育系、行政系等施設	40	25

※消防施設は施設分類に含まれる建物に簡易な建物が多いことから、最も低い単価を割り振っている。

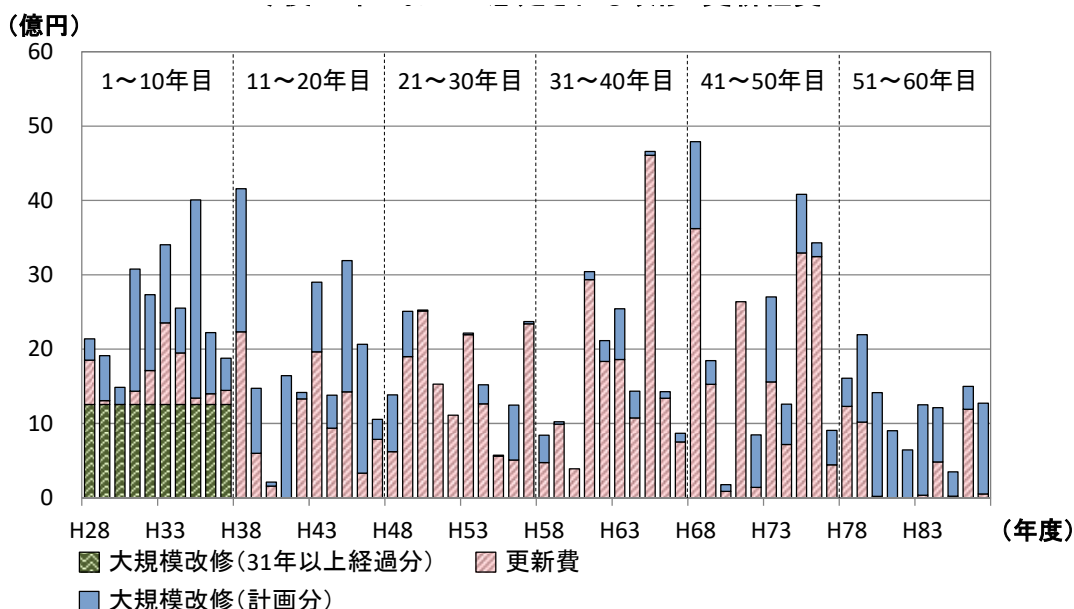
2) 試算結果

① 公共施設全体

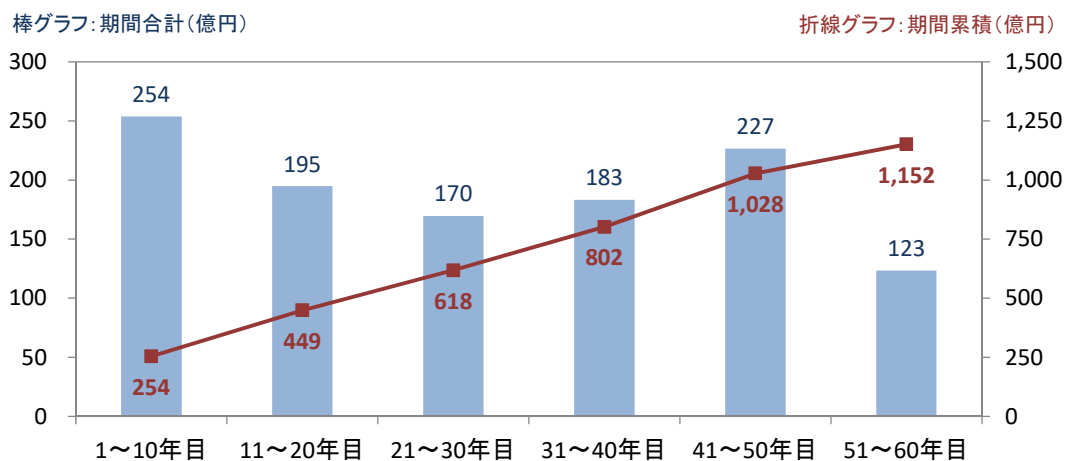
前述の試算方法・試算条件によって推計した公共施設の改修・更新費の総額は、今後30年間で約618億円(単年度平均約20億6,000万円)、60年間で約1,152億円(単年度平均約19億2,000万円)になります。

年度ごとに発生する額をグラフにすると【図表70】のようになります。これを【図表71】の通り、10年単位で積上げると、今後10年間に大規模改修が比較的集中的に発生し、41～50年目において更新(建替え)が比較的集中的に発生することが分かります。公共施設の維持更新にかかる財政的な負担は、それらの時期に増加する傾向があるものと予測されます。

【図表70】 今後60年間に於いて想定される改修・更新費



【図表71】 期間別の発生額及び累積額(大規模改修費と更新費の合算)



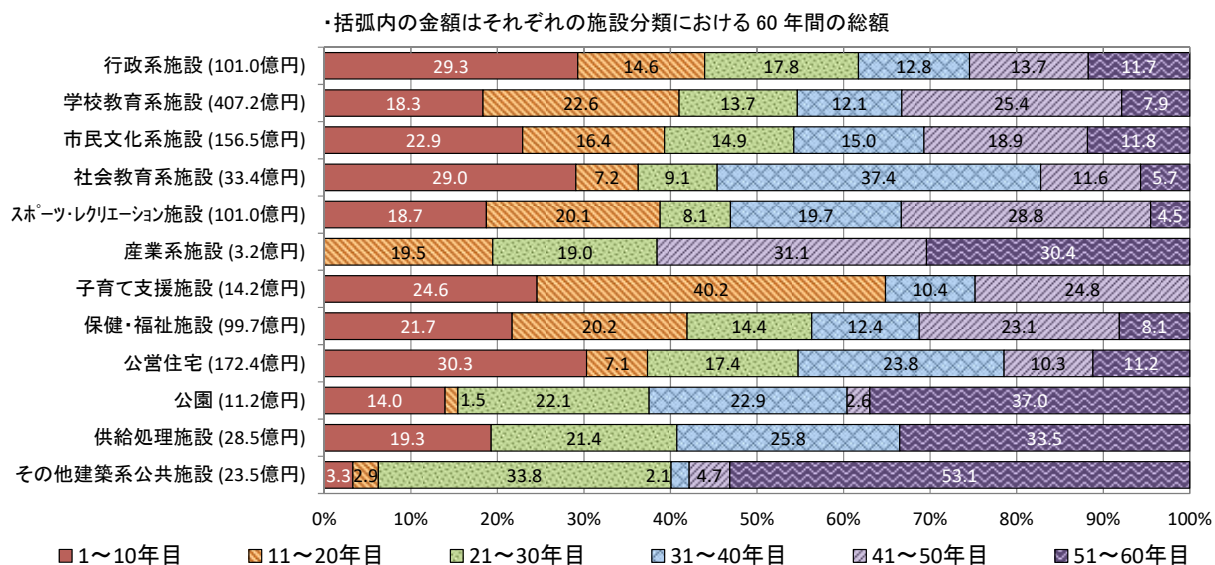
② 施設分類別

今後 60 年間に発生が予測される公共施設の改修・更新費を施設分類別に整理すると下表の通りとなります。

今後 10 年間に発生する改修・更新費の規模が特に大きい施設分類は、金額が大きい順に学校教育系施設、公営住宅、市民文化系施設、行政施設となっています。

行政系施設や社会教育系施設、公営住宅については、改修・更新費の 60 年間の総額のうち 30%近くが今後 10 年間に発生するものと予測されます。

【図表 72】施設分類(大分類)別改修・更新費の期間別割合



【図表 73】施設分類(大分類)別改修・更新費の期間別発生額一覧※

単位: 百万円

施設分類	期間	1～10年目	11～20年目	21～30年目	31～40年目	41～50年目	51～60年目	全期間合計
	H28 ～ H37	H38 ～ H47	H48 ～ H57	H58 ～ H67	H68 ～ H77	H78 ～ H87		
行政系施設	2,958	1,478	1,795	1,296	1,386	1,184		10,096
学校教育系施設	7,466	9,218	5,569	4,918	10,353	3,197		40,721
市民文化系施設	3,587	2,564	2,338	2,351	2,961	1,848		15,649
社会教育系施設	970	241	304	1,247	386	190		3,338
スポーツ・レクリエーション系施設	1,891	2,028	819	1,992	2,912	455		10,096
産業系施設	0	63	61	0	100	98		321
子育て支援施設	349	571	0	147	352	0		1,419
保健・福祉施設	2,163	2,016	1,434	1,240	2,303	812		9,969
公営住宅	5,224	1,216	2,999	4,102	1,770	1,932		17,242
公園	157	16	248	257	30	414		1,122
供給処理施設	550	0	612	735	0	956		2,853
その他建築系公共施設	78	69	794	49	110	1,248		2,348
全体	25,393	19,479	16,971	18,335	22,662	12,334		115,174

※医療施設は、大塔診療所のみが該当しますが、大塔診療所は既然大塔支所に移転済みであり、今後単独の建物としての建替を想定していないため、試算の対象から除外しています。

(2) インフラ施設

1) 試算方法及び試算条件

① 推計期間

平成28(2016)年度から平成27(2075)年度までの60年を推計期間にしています。

② 試算方法

五條市が管理している全ての道路(総延長855km)・橋りょう(576橋)・上水道(総延長546km)・下水道(総延長147km)を対象とし※、それぞれについて【図表74】の方法で年度別の更新費用を計上します。

※旧五新線跡施設は試算対象外としています。

【図表74】 試算方法

種別	試算方法
道路、上水道・下水道のうち布設年度不明分	道路については整備面積に、下水道については管路延長に更新単価を乗じた額を更新年数で除して単年度に発生する更新費用の平均額とし、これを推計期間中に毎年度計上する。
橋りょう、上水道、下水道	個々の施設が更新年数を経過した際に現状の規模のまま更新することを前提とし、橋りょうについては橋面積に、上下水道は管路延長に更新単価を乗じて得た金額を更新の実施年度に計上する。

③ 試算条件

ア 道路

【図表75】 道路の試算条件

a 整備面積の設定

整備面積＝道路実延長×道路幅員

種別	道路幅員の設定
市道	道路台帳に基づく。
林道	道路区分2級＝幅員4.5mで設定。 道路区分3級＝幅員3.0mで設定。

b 更新年数・更新単価の設定

更新年数	15年
更新単価	4,700円/㎡

ウ 上水道

【図表77】 上水道の試算条件

更新年数	40年			
更新単価	管径			
	導水管			
	φ300未満	100	千円/m	
	φ300-φ500未満	114	千円/m	
	φ500-φ1000未満	161	千円/m	
	φ50以下	97	千円/m	
	φ75以下	97	千円/m	
	φ100以下	97	千円/m	
	φ125以下	97	千円/m	
	φ150以下	97	千円/m	
	配水管	φ200以下	100	千円/m
		φ250以下	103	千円/m
		φ300以下	106	千円/m
		φ350以下	111	千円/m
		φ400以下	116	千円/m
		φ450以下	121	千円/m
		φ500以下	128	千円/m

イ 橋りょう

【図表76】 橋りょうの試算条件

a 更新年数・更新単価の設定

更新年数	60年
更新単価	鋼橋 500,000円/㎡ PC橋 425,000円/㎡

b 更新後の構造の設定

現在の構造	更新後の構造
鋼橋	鋼橋
鋼橋以外	PC橋

c 更新費用の計上の設定

現在の建物の平成28年時点の建設後経過年数	更新費用
60年以下	建設後60年を経過した年度に計上。
60年を超過	平成28年度～平成32年度の5年間に、均等に配分した額を計上。

エ 下水道

【図表78】 下水道の試算条件

更新年数	50年		
更新単価	管径	250mm以下	61.000円/m
		251～500mm	116.000円/m
		501mm～1000mm	295.000円/m
		1001～2000mm	749.000円/m
		2001mm～3000mm	1,690.000円/m
		3001mm以上	2,347.000円/m

2) 試算結果

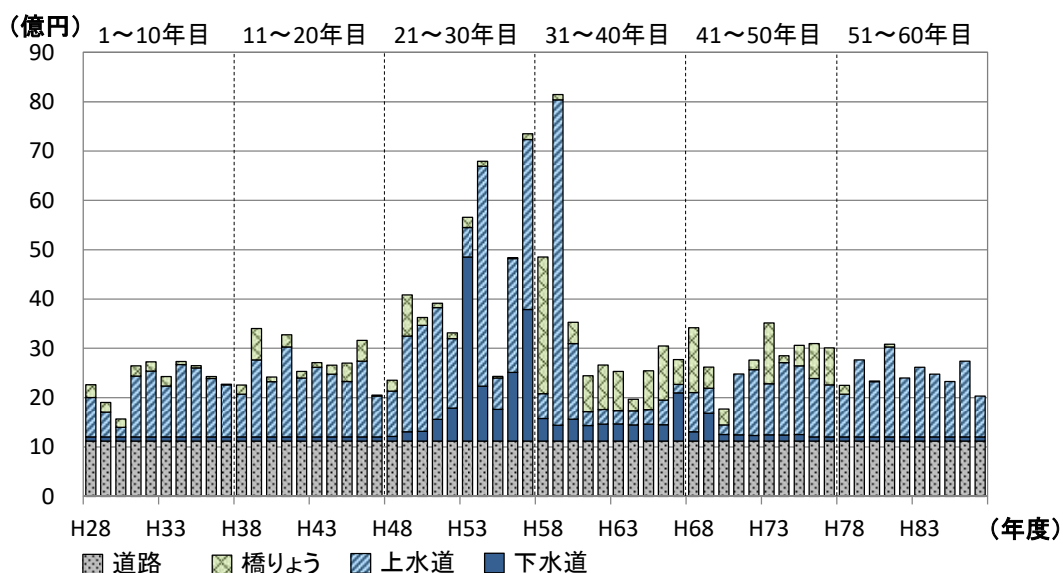
前述の試算方法・試算条件によって推計したインフラ施設の更新費の総額は、今後30年間で約951億円(単年度平均約31億7,000万円)、今後60年間で約1,832億円(単年度平均約30億5,000万円)になります。

橋りょうの更新費は、概ね31年目以降50年目までの20年間に於いて発生費用が大きくなる傾向が見られます。単年度平均(60年間の平均。以下同じ)に換算すると約3億2,900万円になります。

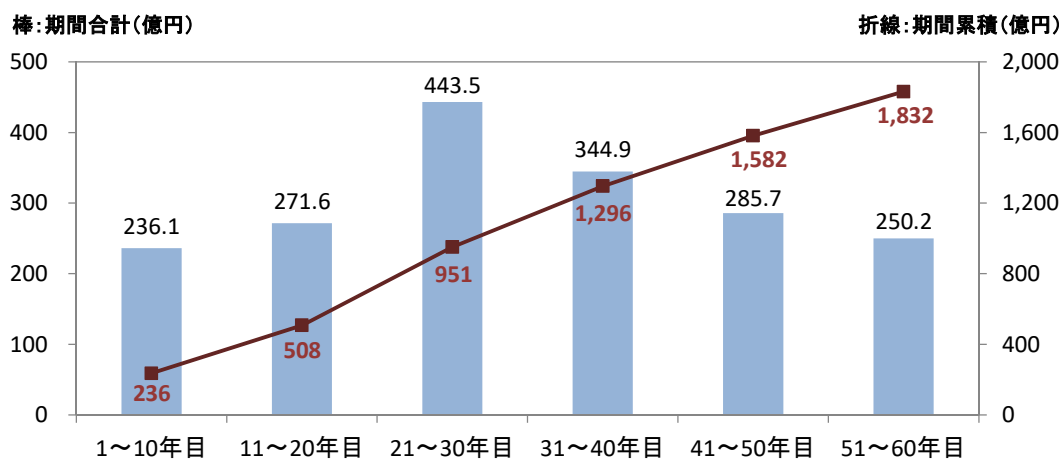
上水道・下水道の更新費は、ともに21～30年目のあたりに集中します。単年度平均に換算するとそれぞれ約12億8,000万円、約3億2,700万円になります。

道路の更新費は、単年度平均で約11億2,000万円になります。

【図表 79】 今後60年間に於いて想定される更新費(インフラ施設)



【図表 80】 期間別の発生額及び累積額(インフラ施設)



(3) 公共施設等

1) 中長期的な経費の見込み

公共施設等(公共施設+インフラ施設)にかかる更新費の総額は、今後30年間で約1,570億円(単年度平均約52億3,000万円/年)、60年間で約2,984億円(単年度平均約49億7,000万円/年)になります。公共施設とインフラ施設の比率は39:61になります。

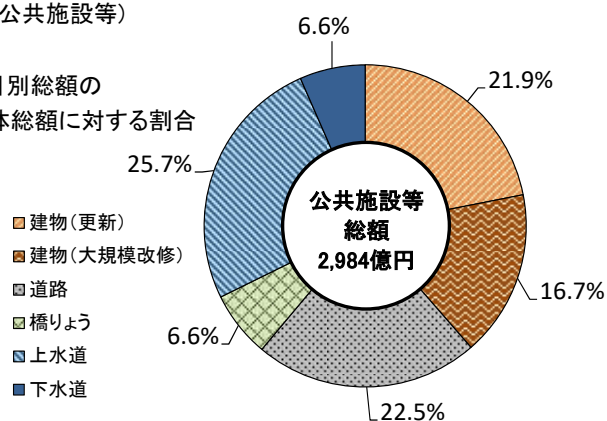
上水道・下水道の更新時期が概ね21～30年目に集中することから、更新投資の負担はこの時期に増加する傾向が見られます。

【図表 81】 今後60年間に於いて想定される更新費(公共施設等)

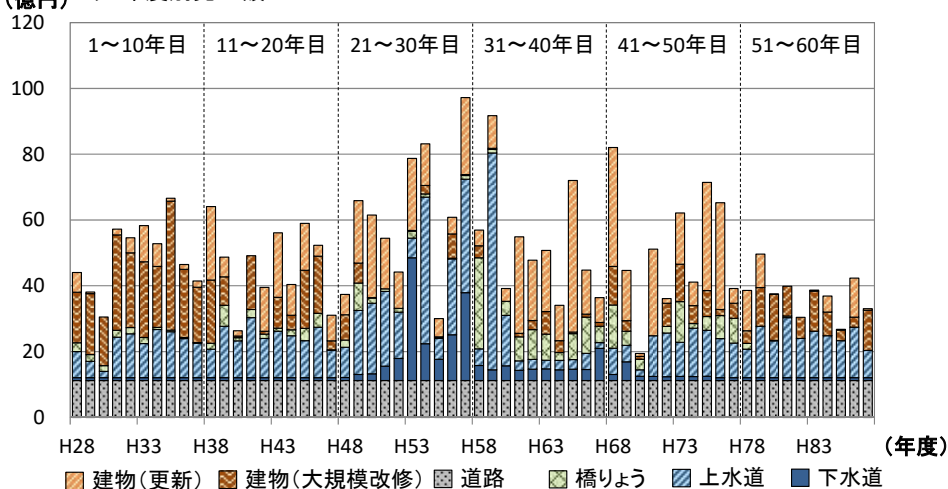
ア 費目別総額

費目		更新費 (百万円)
公共施設	建物(更新)	65,334
	建物(大規模改修)	49,840
インフラ	道路	67,129
	橋りょう	19,761
	上水道	76,699
	下水道	19,608
合計		298,371

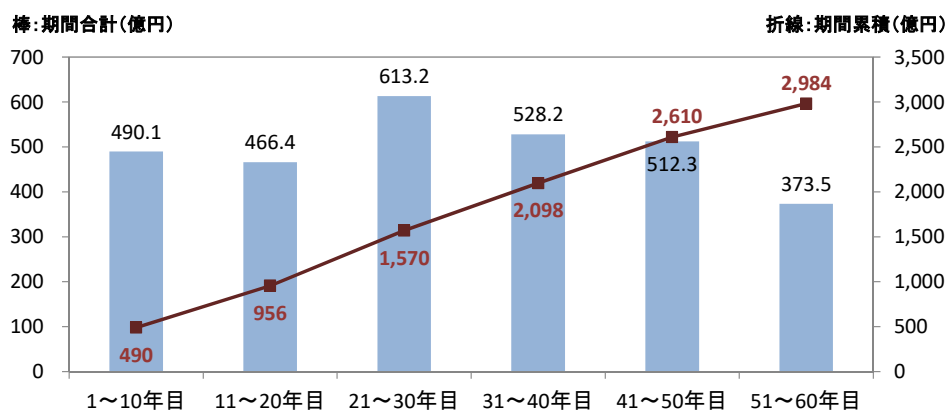
イ 費目別総額の
全体総額に対する割合



(億円) ウ 年度別発生額



【図表 82】 期間別の発生額及び累積額(公共施設等)



2) 充当可能な財源との比較

① 充当可能財源な財源の見込み

公共施設等(公共施設+インフラ施設)の更新・改修にかかる中長期的な経費の見込み(前ページ参照)に対して充当することが可能な財源の規模を、合併後における10年間(平成17(2005)年度～平成26(2014)年度)の普通建設事業費(普通会計)及び建設改良費(公営企業会計)の平均額相当とすると、年間約33億3,000万円になります。

【図表83】五條市の普通建設事業費及び建設改良費の推移(平成17年度～平成26年度)

単位:百万円/年

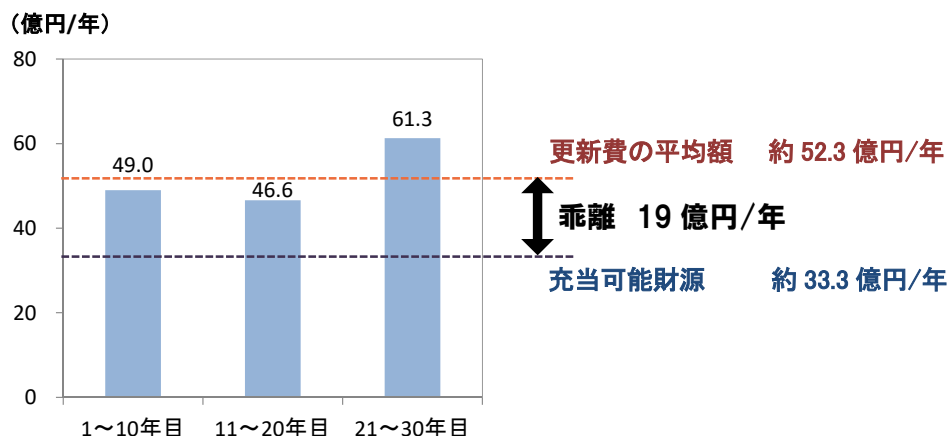
	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	平均額 H17-H26
普通建設事業費	5,814	4,600	2,313	2,102	1,572	2,118	1,714	2,111	2,576	2,142	2,706
建設改良費	1,492	1,234	777	625	596	539	305	216	302	103	619
上水道事業	191	154	96	37	37	200	89	216	302	103	143
簡易水道事業	596	276	257	366	366	146	23				290
下水道事業	705	804	424	222	193	193	193				391
合計	7,306	5,834	3,089	2,727	2,168	2,657	2,018	2,327	2,878	2,245	3,325

出典：普通建設事業費＝「市町村別決算状況調」(平成22年度～平成26年度)総務省

建設改良費＝「公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画における今後の経営状況の見通し」
資本的収支の一覧表(平成19年度、平成22年度)五條市

② 充当可能な財源と今後発生が見込まれる更新費との比較

公共施設等(公共施設+インフラ施設)全体における単年度に充当可能な財源を前述の約33億3,000万円とし、一方で、今後30年間に於いて発生が見込まれる更新費の単年度平均を前ページの試算結果の約52億3,000万円とすると、毎年度約19億円の不足が生じる計算となります。

【図表84】公共施設等の更新費の期間別単年度平均額
(充当可能財源と今後発生が見込まれる更新費との比較)

3) 長寿命化対策を反映した場合の見込み及び効果額

施設の建物について、物理的寿命の延命化を図るため、計画的な予防保全や機能的劣化の改修を実施し、できるだけ建替えを抑制することで、中長期的に発生する投資的経費の総額を低減した場合の効果額は、下記のとおりです。

【長寿命化に係るコストの試算条件】

- ・ 目標使用年数は 80 年
- ・ 築後 20 年目及び 60 年目に中規模改修、40 年目に長寿命化改修、80 年目に改築を実施
- ・ 中規模改修単価は改築単価の 25%、長寿命化改修単価は改築単価の 60%

建物の 維持・管理方針	更新周期	改修周期	60 年間のコスト (2075 年まで)	
			総額	単年度平均
従来型	60 年	30 年 (大規模改修)	1,152 億円	19 億 2,000 万円
長寿命化型	80 年	20 年 (中規模改修) 40 年 (長寿命化改修) 60 年 (中規模改修)	801 億円	13 億 3,600 万円

※80 年間の長寿命化型コスト総額は 985 億円、単年度平均は 12 億 3,000 万円

第3章. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3-1. 現状や課題に関する基本認識

(1) 公共施設等の現状に関する基本認識

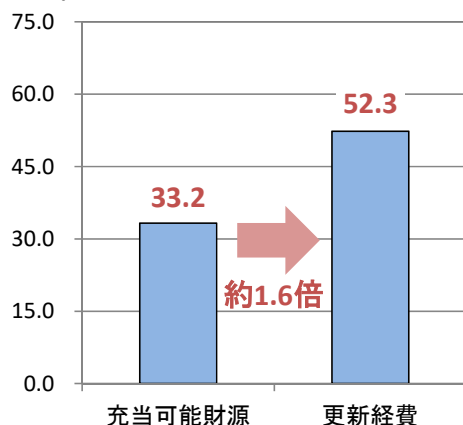
1) 施設の維持・更新にかかる費用の問題

① 充当可能な財源に対する更新費用の大幅な超過

試算の結果、将来的に発生する公共施設等の更新経費は、充当可能な財源のおよそ1.6倍となりました（【図表85】。経費・財源とも今後30年間に発生する総額を単年度平均に置き換えた額）。さらに、合併による地方財政措置の適用期限の到来で地方交付税が段階的に縮減されるほか、生産年齢人口の減少や扶助費の増大等によって財源的な余裕が失われていくことを念頭におくと、今後は、保有する全ての施設を従来と同様に維持・更新することが財政的に困難になると考えられます。

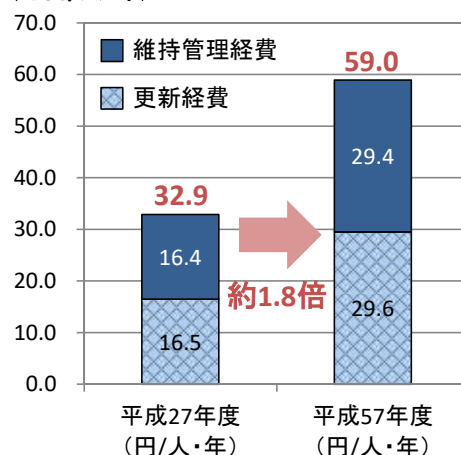
【図表85】 充当可能な財源（見込み額）と更新経費（見込み額）の比較

（億円/年）



【図表86】 市民1人当たりの更新経費及び維持管理経費 30年後との比較

（万円/人・年）



② 人口減少に伴う費用負担の増加

五條市の人口は今後、減少基調で推移していきます。国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計では、出生率の低下や転出超過といった状況が改善されない場合、30年後、すなわち平成57(2046)年度における市全体の人口は平成27(2015)年度の56%まで減少する予測となっています。従って、公共施設等を現在の保有量で維持し続けた場合、公共施設等に係る経費（更新費と年間維持管理経費の合計額）の人口一人当たり負担分は、30年後には現在のおよそ1.8倍に増えることになります（【図表86】）。

また、公営企業会計の施設など、使用料金で維持管理経費を賄っている施設においては、供給人口の将来的な減少が収入の減少に繋がり、維持管理に係る収支が悪化することが想定されます。

③ 施設の更新時期の集中

30年後には、現在供用している橋りょうの9割弱、上水道の5割弱、下水道の6割弱が耐用年数を経過します。適切な更新等が行われなければ、施設の老朽化の著しい進行によって事故等が発生する危険性が高くなるため、改善のために必要な投資が30年後に集中することとなります。

2) 施設の老朽化の問題

① 物理的劣化による施設の安全性の低下

五條市が保有する公共施設(建築物)は、平成27(2015)年の時点で建設後30年以上経過している建物が延床面積の43%を占め、40年以上経過している建物が延床面積の22%を占めています。また、総棟数の27%(152棟)が旧耐震基準かつ耐震診断が未実施であるなど、劣化状態や耐震強度を確認すべき状態の建物が少なからず存在しています。

② 機能的劣化による施設性能やサービスの質の低下

建設時期が比較的古い建物については、物理的な経年劣化が進むとともに、バリアフリー・省エネ・IT対応などの点において、施設整備後の法改正や社会的要請の変化、技術革新などによって機能的劣化や陳腐化が生じ、それによってエネルギー消費の効率性の低下や、利用者満足度の低下ひいては稼働率の低下を招いている場合もあります。

3) 施設供給量の地域間格差の問題

五條市は、奈良県下12市間の比較において、人口1人当たりの公共施設の延床面積が全体平均を大きく上回っており、単純に量的な比較では、他市よりもやや施設が余剰していると言えます。一方で、市としては奈良県下において最大の面積を有しており、市内における公共施設の分布密度は12市間で最も低く、薄く広く分散配置になっている傾向が強いという特徴があります。

さらに、市内を各地区(五條地区・西吉野地区・大塔地区)別で見ると、人口密度や公共施設の分布密度については、地区ごとに大きな立地的格差があります(【図表87】)。

【図表87】各地区別の面積、並びに人口及び公共施設の量と密度

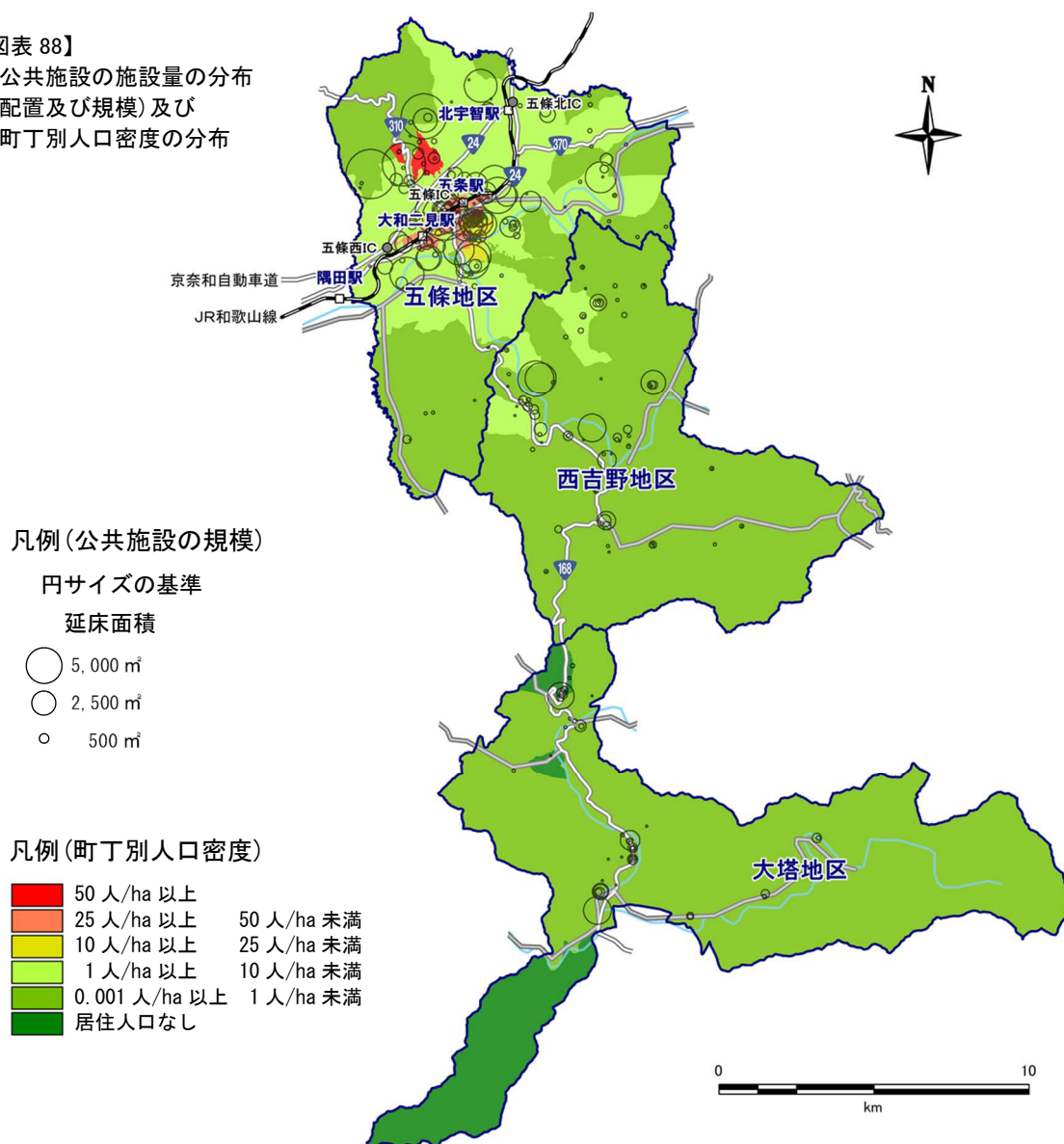
	面積 (km ²)	可住地 面積 (km ²)	人口 H27.3.31 (人)	人口密度 (人/km ²)	公共施設 H27.3.31			
					施設数 (施設)	延床面積 (m ²)	分布密度 (m ² /km ²)	人口1人当たり 延床面積 (m ² /人)
五條市全体	292.02	74.68	32,899	112.7	322	213,035	2,853	6.48
五條地区	89.09	50.10	29,734	333.7	197	166,679	3,327	5.61
西吉野地区	91.87	20.29	2,829	30.8	76	28,640	1,412	10.12
大塔地区	111.06	4.29	336	3.0	49	17,716	4,130	52.73

分布密度は可住地面積1km²当たりの公共施設延床面積

五條地区は3地区で最も区域面積が狭いものの、JR沿線をはじめとした地域に市街地が形成されており、比較的、人口・公共施設が集積しています。西吉野地区や大塔地区では、施設の総延床面積はそれぞれ五條地区の17%、11%しかありませんが、主に山岳地の谷筋を縦貫する国道・県道の沿線に居住地が点在しており、全域が過疎地域であることから、人口密度が五條地区と比べて極めて低く、人口1人当たりの延床面積が大きくなっています。大塔地区は、可住地面積が極めて狭く、一方で大型のレクリエーション施設などが立地していることから、公共施設の分布密度は五條地区よりもやや高く、局所的に集積しているという特徴が見られます。

【図表 88】

公共施設の施設量の分布
(配置及び規模)及び
町丁別人口密度の分布



4) 遊休施設の問題

平成 26 (2014) 年度末時点で、保有施設のうち 15 施設 (小学校 7 校、中学校 2 校、保育所 4 箇所。合計 8,067 m²) が児童数の減少により運用を休止しているなど、保有施設の中には、地域の需要の変化によって有効的に活用されていない状態の施設があります。

(2) 公共施設等の課題に関する基本認識

1) 財務の視点

今後 30 年間の戦略的な対応により、将来世代の負担を軽減することが求められる

今後 30 年目の時期に更新財源の不足が極めて深刻になることということが前述の試算結果で概ね見えており、その時点に至るまでに、保有する公共施設等の更新・再編について、財政の健全化とあわせた戦略的な対応を行っていく必要があります。その際には、公共施設の維持・更新にかかる将来世代の負担を軽減するとともに、全体最適の視点で持続可能な社会を引き継いでいくことを念頭において、行政・市民の間で本取組みの目標や基本理念を共有する必要があります。

2) 品質の視点

予期しない事故等の発生を防ぐため、状態の把握と適切な保全措置が求められる

公共施設等の経年劣化はいずれの施設においても同じように進行します。この先、同時多発的に突発的な事故などが発生するような事態にならないよう、老朽化が相当程度進行していると判断される公共施設等に対しては、具体的に劣化状態や耐震強度を把握することによって、性能・機能の維持・改良、並びに利用者の安全を確保するための適切な保全措置を図っていく必要があります。

今後 30 年以内に発生する可能性があると言われる南海トラフ巨大地震のほか、台風による土砂災害や洪水等自然災害の発生に備えて、公共施設等における防災機能の強化を図る必要があります。特に、ライフラインを形成するインフラ施設、並びに指定緊急避難場所・指定避難所に指定されている建物については、緊急時に使用出来ない事態が発生しないよう品質・機能の保持や防災体制の強化に配慮する必要があります。また、平常時においても不特定多数の市民や幼児・児童、高齢者等が利用する建物については、不慮の事故等が発生しないよう、利用者の移動や居室等の利用に際して十分な安全を確保する必要があります。

3) 供給の視点

全体最適の視点を念頭に、将来的な地域の需要に即した施設の再編が求められる

生活支援・防災から福祉・教養・文化・レクリエーションまで、公共施設にはさまざまな機能・用途がありますが、個々の地域における公共施設の将来的な需要と施設分布の現状を照らし合わせて、市民と行政との協働により、施設の適正量や適正配置を追求していくことが求められます。その際、前述の財務的な観点からの全体最適の視点を念頭におくことが重要になります。

3-2. 公共施設マネジメントの基本方針

(1) 数値目標

1) 基本的な考え方

公共施設等を現在の保有量で維持し続けた場合、その維持・更新経費に対する市民1人当たりの負担は、将来的な人口減少に伴って増加していくこととなります。30年後における将来世代の負担を現時点と同程度にまで抑えることを前提に、現在の保有量からの公共施設の削減率を数値目標として定めます。

なお、五條市は市域面積が広く、道路や上水道・下水道は市内の可住地域において広範囲にライフラインのネットワークを形成しています。インフラ施設を縮減することは、地域の住民生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼすこととなり、今後の都市計画のあり方を含めて非常に慎重を期する議論を要します。そこで、この度の数値目標の設定においては、インフラ施設については今後も維持することを前提とします。

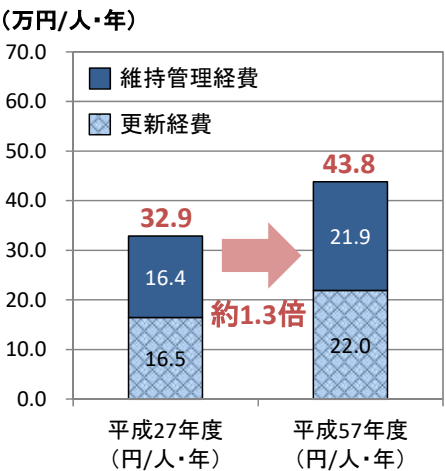
2) 目標値の設定

五條市人口ビジョンでは、将来的な人口増加施策の導入効果を加えた平成57(2045)年度の五條市の目標人口を2万3,816人としています。これを基準に換算すると市民1人当たりが負担する維持・更新経費は平成27(2015)年度の約1.3倍になります(【図表89】)。

現在人口に対する目標人口の減少率は25%であり、同じ割合で市民1人当たりが負担する更新経費の単年度平均額を削減すると、今後30年間の累積削減額は約391億円になります(【図表90】)。また、試算対象建物の更新及び改修単価は全体平均で54万円/㎡になります。

これらを基に、更新経費の削減分を建物の延床面積におき換えると、今後30年間で縮減すべき量は約7万2,500㎡になります。これは平成26(2014)年度末時点の総延床面積の34.0%になります。

【図表89】 市民1人当たりの更新経費及び維持管理経費 30年後との比較



【図表90】 縮減を要する公共施設の延床面積の算定

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
現在人口 (H27) (人)	目標人口 (H57) (人)	①に 対する ②の 減少率	更新経費 累計 (H57) (百万円)	更新経費 削減分 ④×③ (百万円)	更新改修 単価 (万円/㎡)	延床面積 に換算 ⑤÷⑥ (㎡)	公共施設の 総延床面積 (㎡)	総延床面積 に対する割合 ⑦÷⑧ (%)
31,735	23,816	25.0%	156,874	39,146	54	72,492	213,035	34.0%

現在人口・目標人口は「五條市人口ビジョン」(平成27年10月)五條市

3) 数値目標

公共施設の延床面積を、今後30年間で30%削減する(平成26年度末比)

先に述べた試算では、現在運用中で、かつ、今後、保有・運用の実態を踏まえた上で削減することが求められる施設の総量は、30年間で約7万2,500㎡となります。これは平成26(2014)年度末時点の総延床面積の34%になりますが、一方で、維持管理の効率化による経費圧縮分や遊休資産の貸付・売却等による収入分等を更新・改修の財源に充てるなどして、今後は、多角的に経費負担の抑制を図っていくものとします。このことを考慮して、平成26(2014)年度末時点の総延床面積の30%を「施設総量の削減目標」として定めます。

今後は数値目標を見据えながら、保有する公共施設の総量を抑制する方向で全体調整を図っていきます。個々の施設の需要を鑑みれば、待機児童問題の解消や介護福祉の充実などのために、今後も供給量の増加を検討すべき施設がある一方で、必ずしも現在保有する施設の全てが今後にも必要になるわけではない施設や、用途を転用することで余剰床を減らすことが出来る施設、必ずしも五條市が設置・運営する必要がない施設などもあります。そのような中で需給バランスと財務の最適化を図りつつ、全体調整のもとに個々の施設の存廃を判断しながら、中長期的な総量の削減をめざしていきます。

(2) 計画期間

平成29(2017)年度から平成58(2046)年度の30年間を、本計画の計画期間とします。計画期間内の10年間ごとを第1～3期の実行期間として位置づけ、それぞれの期ごとに、取組みの進捗状況や効果発現の度合に応じて、適宜、計画の見直しを行います。

(3) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

1) 基本理念

本市における公共施設等の現状及び課題を踏まえ、今後は、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針としてファシリティマネジメント※の考え方を導入し、公共施設等の財務・品質・供給の全体最適を図ることを基本とします。

基本的な考え方として、次の3つの基本理念の実現を目指します。

※公益社団法人ファシリティマネジメント協会によるファシリティマネジメントの定義
「企業、団体等が、組織活動のために施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動」

◆ 3つの基本理念

①財政負担の軽減と平準化【財務】

公共施設等の維持・更新にかかる経費の全体像を把握したうえで、維持管理や改修・更新の効率化及び各年度に発生する更新投資規模の調整を図ることで、財政負担の軽減と平準化を推進します。

②施設の計画的な保全【品質】

施設に突発的な不具合や事故が起こってからの措置ではなく、予め劣化状態を把握しながら計画的に保全を講じていくことで、施設を利用する市民等の安全を守るとともに長期にわたり資産価値を良好に保ちながら公共施設等を運用します。

③施設需要の変化に対応した質と量の最適化【供給】

少子高齢化、人口減少及びライフスタイルの変化等、市民ニーズの変化に対応して、総合的に行政サービス水準の維持・向上を図るため、施設機能の複合化や多機能化、再編・再配置などの取組みを検討し、公共施設等の質と量の最適化を図ります。

2) 管理に関する基本方針

① 点検・診断等の実施方針

ア 点検

公共施設等における不具合や事故等を未然に防ぐため、法令による定期点検を実施するほか、職員(施設管理者)による日常点検の実施を励行します。

日常点検では確認項目に基づき、建物・設備等の劣化や汚損などについて、主に目視等によって簡易な点検を行います。また、その励行に際しては、点検の仕方と時期・部位・着眼点などをまとめたマニュアルを作成して、職員(施設管理者)に対する研修・教育を実施します。

イ 診断

老朽化の進んでいる公共施設等に対しては、点検結果を基礎資料として劣化診断を実施します。点検結果や劣化診断結果に関する履歴情報をデータベースに蓄積して、一元的・横断的に把握、活用できるようにします。

② 維持管理・修繕・更新等の実施方針

ア 維持管理

公共施設等の維持管理における品質の安定と効率化を図るため、維持管理業務の発注に係る仕様を標準化します。

個別施設にかかる維持管理経費の情報を管理して、データベースに蓄積します。同種類の施設における単位面積あたりの光熱水費などを横断的に比較することで、非効率が生じている施設とその要因を追求するなど、維持管理の効率化に向けた改善措置を図ります。

イ 修繕・更新等

予防保全で対応することを基本とします。問題が発生してから事後的に処置を行うのではなく、建物・設備等の状態や設置後の経年状況に応じて、予防的な修繕・更新・改修を計画的に実施します。

予防保全の実施に当たり、個別施設の修繕・更新・改修の時期とおおよその費用を取りまとめた中長期維持保全計画を作成します。計画の策定後においても、劣化診断の結果などを反映して計画の精度向上を図ります。

中長期維持保全計画に示すスケジュールに基づいて、年度間の発生経費の平準化などを視野に入れながら、単年度の修繕計画及び予算措置を作成します。

③ 安全確保の実施方針

法令による定期点検や日常点検において公共施設等に不具合箇所が認められた場合は、人身事故等の発生を未然に防ぐため、速やかに危険回避のための応急措置や適切な是正措置を図ります。

予防保全の実施によって、突発的な不具合や機能停止、事故発生などにより市民が被る損害を未然に阻止します。

④ 耐震化の実施方針

市民の利用に供している建物や被災時の影響が大きい建物について、旧耐震基準かつ耐震診断が実施されていない場合に、優先して耐震診断を実施します。その結果、耐震性能が基準値を満たしていない建物については、速やかに改修の実施を検討しますが、建物の劣化や陳腐化が相当に著しいなど、建替えと比較して十分な費用対効果が得られないと判断されるような場合には、建替えを視野に入れた検討も行います。

⑤ 長寿命化の実施方針

現在保有している建物のうち、今後も長期にわたって運用を続ける施設の建物については、物理的寿命に到達するまで使用していくために必要な延命化を、計画的な予防保全や機能的劣化の改修によって実施します。それにより、できるだけ建替えを抑制することで、中長期的に発生する投資的経費の総額を低減することに寄与します。

一方で新築(建替え)においては、建物の構造躯体や設備の耐久性・耐候性の向上及び施設のエネルギー消費効率の向上を図るとともに、施設の種類などの諸条件を踏まえた上で、スケルトン・インフィル工法(建物の構造体と内装・設備の分離)の導入などにより、将来的な需要の変化に合わせた用途変更への柔軟な対応を可能にします。

インフラ施設については、長寿命化を原則とし、既に長寿命化計画を策定している橋りょうにおいては、既存計画に基づいた取組みを進めます。

⑥ ユニバーサルデザイン化の推進方針

公共施設等の改修や更新の際には、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず誰もが安全・安心に施設を利用できるよう、利用者ニーズや施設の状況を踏まえ、ユニバーサルデザイン化に向けた改修等を検討し、利用者の快適性や利便性の向上を目指します。

⑦ 脱炭素化の推進方針

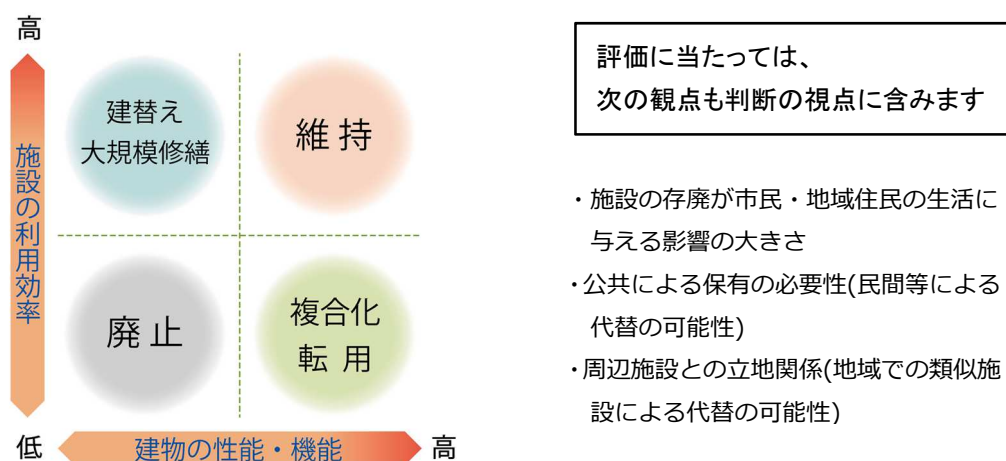
五條市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、脱炭素社会実現のため、省エネルギー行動の実施や再生可能エネルギー由来の電気の導入、公共施設における木材利用など、公共建築物における脱炭素化に向けた取り組みを推進します。

⑧ 統合や廃止の実施方針

今後は、現在保有している公共施設の全てを現状と同規模・同用途で維持し続けることを前提とするのではなく、施設の需要と供給のバランスや財政状況などを総合的に勘案しながら、統合や廃止を視野に入れて利活用の方向性を検討することとします。

統合や廃止の方針を検討する際には、個々の施設に対して、「建物の性能・機能」と「施設の利用効率」の両軸から評価を行ない、方向性の目安とします（【図表 91】）。

【図表 91】 公共施設の総合評価のイメージ



今後も継続して保有すると評価される施設については、長寿命化を検討します。

施設の複合化や転用を図る場合は、地域単位での施設や人口動向などの状況を勘案しながら、小学校(現用または跡施設)の敷地・建物が持つ地域の防災拠点、コミュニティ拠点としての潜在力を活かした拠点形成や多機能化なども検討していきます。その際には、必要に応じて施設へのアクセス手段なども合わせて検討します。

インフラ施設の統合や廃止については、ますとの連携において今後の方向性を検討していきます。

⑨ 売却・貸付等の実施方針

市で保有しないこととなった資産の有効活用については、売却・貸付・交換・譲与などの方法があります。効率的な行政運営に資するため、売却・貸付等が可能な公共施設

の整理を進め、資産のスリム化に努めます。

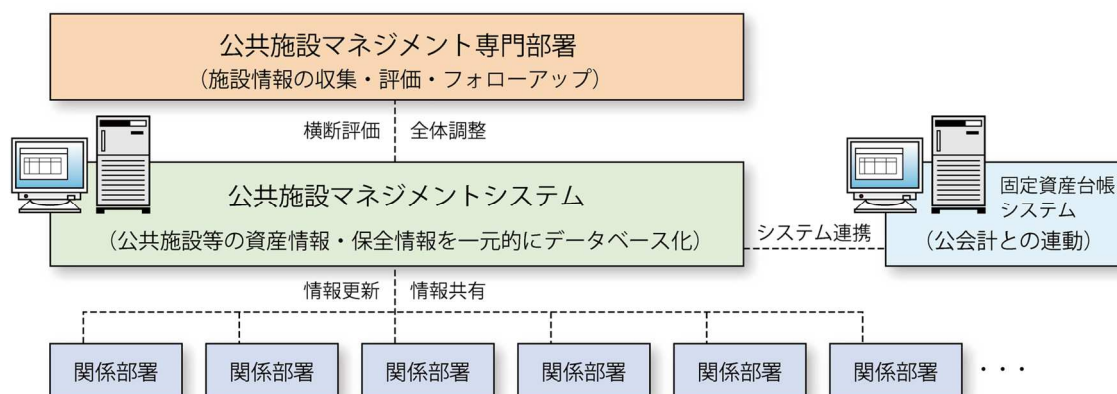
建物性能、土地の形状、立地条件などに照らして資産価値が高く、財源として有効なものは、公募による売却を検討し、自主財源の確保に努めます。

用途廃止されている、余剰スペースがある、集約後に未利用となったなど、低・未利用となっている公共施設については、データベースから抽出を行い、売却・貸付等について検討します。

⑩ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等総合管理計画で掲げる目標の達成に向けたマネジメントの取組みやフォローアップを行う専門部署を庁内に設けます。その上で、後述する「公共施設マネジメントシステム」を活用しながら、総量調整・維持更新費の年度間平準化・施設の統廃合・複合化などの取組みに際し、全体最適の視点で部局間の横断的な調整を行う一元的な推進体制を構築します（次ページ【図表 92】）。

【図表 92】 公共施設マネジメントの推進体制



(4) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

五條市が保有する全ての公共施設等の資産情報（立地、性能・機能、収支、利用状況など）及び保全情報（点検履歴・劣化診断結果・修繕履歴）を一元的に集約してデータベース化し、検索・閲覧・更新及び横断的評価を可能にするための「公共施設マネジメントシステム」を構築します。

資産情報については、地方公会計の統一的基準への移行に伴って整備する固定資産台帳との情報の連携を図ります。

公共施設マネジメントシステムの活用を通じて、関係部署間での公共施設等に関する情報の共有化を図り、横断的な連携を可能にします。

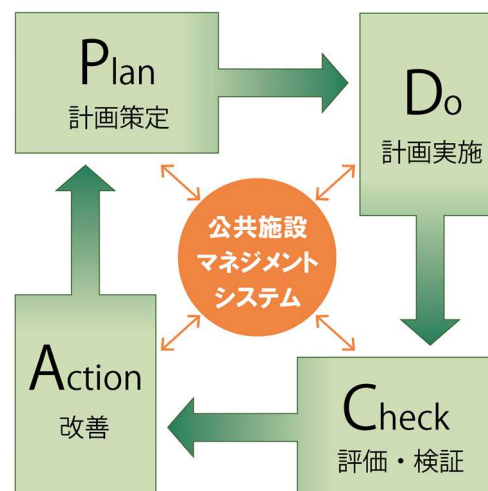
(5) フォローアップの実施方針

PDCA サイクルの推進によって、計画の策定(Plan)、実施(Do)、評価・検証(Check)、改善(Action)を循環させる仕組みを構築することで、公共施設等の総合的かつ計画的な管理に向けた取組みについての評価・検証及び適切な改善措置を実施します(【図表 93】)。

PDCA サイクルを推進に際して「公共施設マネジメントシステム」を活用することで、客観的なデータに基づきながら着実な評価・検証(Check)を実施します。

改善(Action)の際には必要に応じて計画の見直しを行います。

【図表 93】 フォローアップのイメージ



(6) PPP/PFI(公民連携)の活用についての考え方

民間の資金調達能力と技術ノウハウを活用して、財政負担の軽減と施設・サービスの品質向上を図るため、今後は、公共施設等の整備(新築・建替え・改修)及び運営において、施設の用途や再編のあり方を踏まえながら PPP/PFI(公民連携)導入の可能性を積極的に検討します。

PPP/PFI の導入においては、その効果を最大限に引き出すため、事業の成立性や費用対効果を検証するほか、民間事業者の参入意欲を引き出し官民が Win-Win の関係となる適切な役割分担及びリスク分担や、継続的なモニタリング体制の構築などに留意します。

(7) 議会や住民との情報共有等

公共施設等総合管理計画の目標や基本方針、策定後のスケジュールや各種の取組みに対するフォローアップの状況などについて、議会への情報の提供を行うほか、ホームページその他の媒体を通じて市民に積極的に情報の提供を行い、情報共有を図ります。

また、遊休施設を含む保有施設に関する情報を市民や民間企業に対して公開することで、官民協働による施設の利活用や転用の取組みへの参画を促します。

(8) 広域連携

利用者が市民に限定されず広域に及ぶ施設や、隣接する自治体と共同で運用経費が負担できる施設などは、五條市のみで整備・運用するのではなく、他の地方自治体と共同

して施設を相互利用するなど、広域的な連携を図る方法を検討していきます。

(9) 計画の進め方

本計画の主管課である「行政経営管理課」は、経営の視点から公共施設の総合企画及び活用を図りつつ、本計画の総括的な進行管理を行うこととします。

第4章. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4-1. 公共施設

(1) 行政系施設

1) 庁舎等

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
五條市の行財政経営の中核機能を担い、行政事務の執行のほか各種証明書交付などの市民サービスを提供しています。五條地区には本庁舎・分庁舎等を、西吉野地区・大塔地区には旧村役場の機能を引き継いだ支所をそれぞれ設置しています。	市全体	10	10,976
	五條地区	7	7,679
	西吉野地区	1	1,420
	大塔地区	2	1,877

② 施設の現状

庁舎等の建物(26棟)のうち15棟(57.7%)が旧耐震基準ですが、耐震診断は実施していません。総延床面積の44.0%が建設後40年以上を経過しており、老朽化が進んでいます。このうち、本庁舎(延床面積4,590㎡)については再整備の計画があります。大塔支所は建物内に大塔診療所を併設しています。

平成26(2014)年度の収入は約80万円、純コストは約17億7,000万円であり、経費の95.1%を人件費が占めています。単位当たりの純コストは延床面積1㎡当たり約16万1,000円、市民1人当たり約5万3,800円となります。

市では西吉野支所と大塔支所を災害発生時の指定緊急避難場所に指定しています(立地上、洪水・土砂災害の際は開設しない場合があります)。

③ 課題

行政の中核機能を担う施設として、耐震性の向上や建物・設備の老朽化の解消が求められます。建物の未利用状態を解消し、公有資産を有効活用することが求められます。

④ 今後の方針

本庁舎の再整備については、「奈良県と五條市とのまちづくりに関する包括協定」(平成27(2015)年2月)を踏まえた五條市新庁舎整備研究委員会による「新庁舎整備適地再選定報告書」(平成28(2016)年3月)に基づいて、旧五條高校跡地への移転を進めます。移転後の跡地については、近隣の既存施設との連携などを視野に入れて、今後の方針を検討していきます。

その他、今後も庁舎施設として長期使用する建物については、耐震強度の確認や劣化状態の点検・診断を行い、計画的な予防保全により長寿命化を図ります。

2) 消防施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
五條市では、市民の生命、身体、財産を各種災害から保護し、災害による被害を軽減するために組織している消防団の活動拠点として計22か所の格納庫を設置しています。消防車両や各種消防用資機材を格納するとともに、災害発生時には地域の消防・災害拠点となります。	市全体	56	2,221
	五條地区	30	1,383
	西吉野地区	22	588
	大塔地区	4	250

② 施設の現状

消防施設の建物のうち10棟(17.5%)が旧耐震基準です。4棟(7.0%)が建設後40年以上を経過しています。

施設は全て各地の消防団分団に運営を委託しています。

平成26(2014)年度の維持管理経費は減価償却費のみで約288万円であり、単位当たりの経費は、延床面積1㎡当たり約1,300円、市民1人当たり約90円となります。

③ 課題

消防施設は各地域の防災機能を担う施設であり、災害発生時において適切に使用出来ることが求められます。

④ 今後の方針

施設の運営委託先の管理者に対して平常時から建物・設備等の点検と記録を励行し、不具合箇所が確認された場合においては適切な補修や修繕を実施していきます。

3) その他の行政施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
安全で住みよい市づくりの啓発や市民活動の促進・環境整備のための「防犯ステーション」(五條地区)や、地域産業の発展と社会生活の向上を図るための総合地域施設「自然休養村センター」(西吉野地区)のほか、大塔支所前公用車車庫などがあります。	市全体	5	1,068
	五條地区	2	357
	西吉野地区	1	443
	大塔地区	2	268

② 施設の現状

防犯ステーションは新耐震基準であり、鉄骨造の比較的簡易な建物です。防犯活動の拠点と観光案内所を兼ねており、平成26(2014)年度末における年間利用者数は6,280人となっています。

自然休養村センターは昭和54(1979)年3月に建設されており、旧耐震基準の建物ですが耐震診断は実施していません。

大塔支所前公用車車庫は新耐震基準であり、鉄骨造の比較的簡易な建物です。

「その他の行政施設」の平成26(2014)年度の維持管理経費は全体で約1,400万円となっており、78.7%を防犯ステーションの施設管理委託料が占めています。単位当たりの経費は、延床面積1㎡当たり約1万3,100円、市民1人当たり約425円、利用者1人当たり約2,230円となります。

③ 課題

財政面での効率性についても視野に入れながら、保有資産の最適な運用を図ることが求められます。

④ 今後の方針

市民や地域住民の利用に供している施設については、立地環境や利用実態を踏まえて行政サービスの一層の最適化を図るとともに、より有効的な保有施設の活用のある方を検討していきます。未稼働の施設については、保有施設全体の総量適正化を視野に入れて、存廃判断を含む今後の資産運用の方向性を検討します。

今後も長期使用を行う予定の比較的頑健な躯体構造の建物に対しては、耐震強度の確認や劣化状態の点検・診断を行い、計画的な予防保全や改修によって施設の長寿命化を図ります。比較的簡易な構造の建物については適宜、点検に基づく適切な補修や修繕を実施して、不具合や事故の未然の防止に努めます。

(2) 学校教育系施設

1) 学校

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
学校教育法に基づき、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とした施設として、小学校8校（総児童数1,275人）・中学校5校（総生徒数773人）を運営しています（平成27年5月1日現在）。その他、定時制高校（五條高等学校賀名生分校）を1校運営しています。	市全体	23	77,617
	五條地区	12	59,644
	西吉野地区	6	14,343
	大塔地区	5	3,630

② 施設の現状

ア 現用施設

小学校(8校)は、建物の総延床面積(3万7,938㎡)のうち20.3%が建設後40年以上を経過しており、35.7%が旧耐震基準です。中学校(5校)は、建物の総延床面積(2万9,817㎡)のうち30.4%が建設後40年以上を経過しており、44.4%が旧耐震基準です。

小学校・中学校については、いずれも校舎の耐震化が完了しています。一方で倉庫など附属施設の一部には、耐震化が未実施の建物が見られます。

五條高等学校賀名生分校(3,058㎡)は校舎棟以外の建物(総延床面積の35.1%)が旧耐震基準ですが、耐震補強は実施していません。

学校施設は敷地規模が大きく、地域の中心的施設でもあるため、14校全てについて、市では災害発生時の指定緊急避難場所及び指定避難所に指定しています。

平成27(2015)年5月現在、平成17(2005)年度の合併からおおよそ10年間で小・中学校の児童・生徒数は合わせて3割以上減少しています。また、小学校における総児童数の4割近くが牧野小学校に在籍している一方で、その他の小学校は全て単学級(1学年1学級)であり、さらに複式学級の学校が2校あるなど(阿太小学校、阪合部小学校)、学校施設が立地する地域によって在籍児童数にも偏りが見られます。

平成26(2014)年度の学校(現用施設)の維持管理経費は総額で約2億5,400万円であり、経費の66.1%を減価償却費が、19.8%を光熱水費が占めています。単位当たりの経費は、延床面積1㎡当たり約3,590円、市民1人当たり約7,730円、児童・生徒1人当たり約12万2,000円となります。

イ 遊休施設

上記ア以外に、小・中学校については、10施設が現在使用されていない状態になっています。児童生徒数の減少の影響により7校が廃校、1校が休校中、平成23(2011)年9月の台風12号による土砂災害の影響によって2校が休校中となっており、これらは全て都市計画区域外に立地しています。総延床面積6,804㎡のうち46.0%が建設後40年以上を経過、70.6%が旧耐震基準となっていますが、耐震診断は実施していません。

旧白銀北小学校と旧西吉野小学校について、市では災害発生時の指定緊急避難場所及び指定避難所に指定しています。

平成26(2014)年度の学校(遊休施設)の維持管理経費は総額で約1,590万円であり、経費の93.8%を減価償却費が占めています(一部、建物の管理に経費が掛かっている施設があります)。単位当たりの経費は延床面積1㎡当たり約2,330円、市民1人当たり約480円となります。

③ 課題

人口減少・少子化による児童生徒数の減少の影響によって、小・中学校における学級数の減少・学級規模の小規模化が進行しており、教育環境の改善の観点から、学校の規模と配置、並びに教育内容の適正化が求められます。

未使用の学校施設にも減価償却費や管理費が経常的に掛かっている建物があり、遊休資産を有効的に活かすことで財政状況を改善することが求められます。

④ 今後の方針

学校施設については、教育委員会において平成26(2014)年5月に諮問組織「五條市学校適正化検討委員会」を設置しており、平成28(2016)年2月の答申を受けて、「五條市学校適正化基本計画」の策定を進めています。今後は、同計画に基づいて「小中一貫教育の実現」「集団活動・規模の確保」を前提としながら、小・中学校の適正化を図っていきます。

未利用施設の利活用のあり方について

学校施設は敷地や建物の規模が大きく、防災拠点やコミュニティの形成拠点として地域の中心的な役割を果たしています。現在使用されていない施設や、今後の統廃合等によって使用されなくなる施設の利活用のあり方においては、地域に求められる子育て支援や福祉・生活利便施設などの公益的機能の導入など、官民連携で取り組むことによって、公共施設全体の総量の適正化を図りつつ、公共サービスの充実や拠点性の向上に資する総合的視点での検討を進めていきます。

なお、その際には未利用になる学校施設の土地・建物の資産価値を評価し、耐震補強や改修の必要性、立地的な需要、都市計画上の要件などを勘案して、今後の利活用の可能性を検討します。

2) その他の教育施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
学校給食法に基づき、五條市立幼稚園、小学校及び中学校の学校給食物資の調達、調理、輸送その他必要な事業を行うため、五條地区に学校給食センターを設置しています。	市全体	1	1,798
	五條地区	1	1,798
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

学校給食センターは新耐震基準であり、平成15(2003)年5月に建設された比較的新しい建物です。施設は市の直営であり、1日当たり4,500食の調理能力を有しています。平成26(2014)年度の維持管理経費は約6,140万円となっており、42.5%を光熱水費、27.9%を減価償却費、18.7%を人件費が占めています。食材購入費用については利用者負担となっており、給食費による約1億1,600万円の収入があります。

③ 課題

学校給食センターは、児童・生徒の健全な発達を支援する上で、食の安全のための適切な衛生管理や、安定した稼働が求められます。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的な点検や診断等を推進して、適切な衛生管理と予防保全によって事故の発生を未然に防ぐとともに、大規模修繕・改修を計画的に実施することによって施設の長寿命化を図ります。

(3) 市民文化系施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
社会教育法に基づく中央公民館及び地区公民館のほか、市民会館や市内各地域の集会所・多目的集会施設など、市民活動や地域住民の社会教育・生涯学習活動等での使用を目的とした各種の集会施設があります。それぞれが会議室・実習室等の貸室機能を有しています。	市全体	79	21,083
	五條地区	50	14,581
	西吉野地区	14	5,011
	大塔地区	15	1,491

② 施設の現状

市民文化系施設の建物(83棟)のうち19棟(22.9%)が旧耐震基準ですが、耐震診断は実施していません。10棟(12.0%)が建設後40年以上を経過しています。

公民館(17施設)のうち中央公民館は指定管理者制度を導入しており、その他の公民館は全て運営委託を行っています。その他の集会施設(62施設)については、20施設(32.3%)が直営、40施設(64.5%)が運営委託、2施設(3.2%)が指定管理者制度を導入しています。

平成26(2014)年度の主な施設の年間利用者数は、中央公民館が1万9,729人、市民会館が2万3,684人、五條市人権総合センターが1万7,454人であり、地区公民館の年間利用者数は施設の立地等によって1万人超から100人未満まで格差が見られます。

平成26(2014)年度の市民文化系施設の維持管理経費の総額は約2億100万円となっており、39.1%を減価償却費、24.8%を人件費、24.5%を施設管理委託料が占めています。収入(貸室使用料)の総額は約1,100万円、純コストは約1億9,000万円となります。単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約9,010円、市民1人当たり約5,770円、利用者1人当たり約1,390円となります。

14施設を災害発生時の指定緊急避難場所、18施設を指定避難所に指定しています。

③ 課題

貸室機能の利用実態を具体的に把握した上で、有効的に稼働させるとともに、施設の需要と供給量のバランスを精査することが求められます。

④ 今後の方針

各施設の需要や立地環境、コスト、建物の性能などを総合的に勘案して、施設の存廃や管理体制の見直しなど、今後の再編・再配置方針を検討していきます。その際には、地域レベルでの公共施設の配置状況や同種施設の供給量等を踏まえ、複合化など地域の拠点形成と合わせた総量の圧縮に寄与する方策についても検討していきます。

今後も継続して保有していく施設については、耐震化などの必要な措置を取り、定期的な点検に基づく計画的な予防保全によって建物・設備の長寿命化を図ります。

(4) 社会教育系施設

1) 図書館

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
図書館法に基づき、図書・記録その他必要な資料を収集・整理・保有して市民の利用に供し、教養・調査研究・レクリエーション等に資することを目的とした施設です。本市では1施設（五條市立図書館）を市役所本庁舎や五條小学校と隣接する立地に設置しています。	市全体	1	761
	五條地区	1	761
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

五條市立図書館は昭和 53(1978)年 7 月に建設された旧耐震基準の建物ですが、耐震診断は実施していません。建設後 40 年近くが経過して機能的な劣化が進み、エレベーターが未設置でバリアフリーに対応していないなど、建物に利便上の問題が見られます。

指定管理者制度を導入して運営しており、平成 26(2014)年度の蔵書冊数は 9 万 6,180 冊、利用者数は 3 万 8,755 人となっています。学校との連携企画や絵本の読み聞かせなど図書を通じた地域との交流事業の実施のほか、インターネット予約・図書館利用に障害がある人への資料宅配サービス・地域への移動図書館車の運行など、図書館のサービス圏域をフォローする各種の取組みを実施しています。

平成 26(2014)年度の維持管理経費は約 2,400 万円となっており、施設管理委託料（指定管理料）が総額の 93.5%を占めています。図書館法第 17 条に基づいて無料で運営しており、収入はありません。単位当たりの経費は、延床面積 1 ㎡当たり約 3 万 1,500 円、市民 1 人当たり約 730 円、利用者 1 人当たり約 620 円となります。

③ 課題

建物の耐震性の向上や老朽化の解消を図り、利用者の安全を確保するとともに、建物・設備の機能的な劣化(バリアフリーの未整備など)による図書館利用機会の損失が無いようにするなど、より一層利用しやすい図書館をめざすことが求められます。

④ 今後の方針

建物の耐震強度や劣化程度を具体的に把握して、将来的な改修または建替えなどの方向性を検討していきます。その際には、利用実態を踏まえ、図書館サービスの一層の充実に寄与する施設機能のあり方を追求するとともに、他の公共サービスとの複合化・多機能化など、市民サービスの拠点形成と合わせた総量の圧縮に寄与する方策についても検討していきます。

2) 博物館等

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
郷土の歴史・民俗・文化等に関する資料を保管・展示する目的で、五條市文化博物館（登録博物館：五條地区）のほか、まちや館・まちなみ伝承館・民俗資料館（五條地区）、賀名生の里歴史民俗資料館（西吉野地区）、大塔郷土館（大塔地区）を設置しています。	市全体	6	4,082
	五條地区	4	3,343
	西吉野地区	1	414
	大塔地区	1	325

② 施設の現状

五條市文化博物館は、平成6(1994)年6月に建設された、建築家安藤忠雄氏の設計による鉄筋コンクリート造打放し仕上げの建物です(平成9(1997)年11月に別館竣工)。五條市5万人の森公園に隣接しており、平成26(2014)年度における年間利用者数は5,055人となっています。

まちや館、まちなみ伝承館は五條新町伝統的建造物群保存地区に、民俗資料館はその近傍に立地しており、いずれも幕末から明治・大正期にかけての伝統的木造建築物を改修して活用しています。平成26(2014)年度の年間利用者数はそれぞれ8,922人、1万651人、6,006人となっています。

賀名生の里歴史民俗資料館は、平成10(1998)年度から実施された南朝史跡公園整備事業の一環で平成16(2004)年9月に建設された建物です。木造の資料館、伝承館、四阿(あずまや)で構成されており、平成26(2014)年度の年間利用者数は4,641人となっています。

大塔郷土館は、茅葺古民家を再現して平成12(2000)年4月に建設された建物です(平成23(2011)年9月の台風12号による被害で平成27(2015)年4月まで休館)。

まちなみ伝承館のみ直営であり、その他の施設は全て指定管理者制度を導入しています。博物館等の平成26(2014)年度の維持管理経費の総額は約1億4,600万円であり、32.9%を減価償却費、30.6%を人件費、29.5%を施設管理委託料が占めています。収入は総額で約362万円であり、純コストは約1億4,300万円となります。単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約3万5,000円、市民1人当たり約4,340円、利用者1人当たり約4,050円となります。

③ 課題

博物館等は郷土の歴史・民俗・文化に関する記録や記憶を次世代に継承するとともに、展示を介した教育や地域とのネットワーク、広域的な情報発信等の拠点でもあり、観覧や資料保存における建物の防災性・防犯性・機能性等の維持に努める必要があります。

持続的な施設運営に向けて、財政負担の軽減化に資する経営の効率化に努めるとともに、利用の増進や受益者負担の適正化を図る必要があります。

④ 今後の方針

日常的・定期的な点検による建物・設備の劣化状態の確認を行い、計画的な予防保全や改修によって施設の長寿命化を図ります。

伝統的木造建築物など特殊な工法・建材による建物を活用している施設については、建築物の特性に適した方法で維持管理及び保全を実施していきます。

設備の修繕・更新に比較的多額の費用を要する施設の場合は特に、その時期とコストを予め見定めた計画的な修繕計画の推進によって、発生費用の平準化を図ります。

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

1) スポーツ施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
市民のスポーツの普及及び基礎的な運動能力を養い、心身の健全な発達の促進を目的とする体育館などの屋内スポーツ施設を市内各所に15施設設置しているほか、グラウンド・テニスコート・プール等のスポーツ施設に付属して管理棟・便所等の各種建物を設置しています。	市全体	19	11,558
	五條地区	12	8,968
	西吉野地区	6	2,081
	大塔地区	1	509

② 施設の現状

スポーツ施設の建物(20棟)のうち8棟(40.0%)が旧耐震基準ですが、耐震診断は実施していません。6棟(30.0%)が建設後40年以上を経過しています。

19施設中、6施設(31.6%)が直営、12施設(63.2%)が運営委託となっており、阿田峯公園体育館のみ指定管理者制度を導入しています。

体育館は、中央体育館や阿田峯公園体育館など、延床面積が1,000㎡超で平成26(2014)年度の年間利用者数が1万7,000人を超える施設がある一方、市の中心部から離れた地域では、延床面積が300～500㎡前後で年間利用者数が400人未満の施設があるなど、立地環境や施設の規模によって利用人数に格差が見られます。

平成26(2014)年度のスポーツ施設の維持管理経費の総額は約7,990万円となっており、53.7%を減価償却費、29.6%を施設管理委託料が占めています。収入(使用料)の総額は約170万円、純コストは約7,820万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約6,760円、市民1人当たり約2,380円、利用者1人当たり約810円となります。

市では体育館のうち8施設を災害発生時の指定緊急避難場所、9施設を指定避難所に指定しています(洪水・土砂災害の際は開設しない場合がある施設が2施設あります)。

③ 課題

不特定多数の市民が利用する施設であり、体育館については災害発生時の防災拠点でもあります。耐震性能の確保や施設利用時の安全の確保が求められます。

④ 今後の方針

日常的・定期的な建物・設備の点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めます。体育館については、建物の耐震強度や劣化程度を具体的に把握し、さらに立地特性や施設の需要等を総合的に勘案しながら、将来的な改修・建替えまたは廃止などの方向性を検討していきます*。その際には、施設の利用圏域などを念頭において、同種施設(平成28(2016)年10月に新たに竣工した上野公園総合体育館)による代替利用の可能性についても考慮します。今後も長期使用していく建物については、耐震改修及び計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

※中央体育館は平成28年度末に廃止の予定です。その後の利活用や整備を含めて、今後の検討を行っていきます。

2) レクリエーション施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
恵まれた自然と地域資源を活かしたレクリエーション施設として、天文台・プラネタリウム・バンガロー等を備えた山村体験実習センター（大塔地区）、温浴施設（セミナーハウスきすみ館・大塔ふれあい交流館）のほか、大塔総合案内センター等を設置しています。	市全体	7	6,845
	五條地区	1	38
	西吉野地区	2	432
	大塔地区	4	6,375

② 施設の現状

レクリエーション施設の建物(17棟)は全て新耐震基準ですが、そのうち3棟(17.6%)が建設後30年以上経過しています。

7施設中、3施設(42.9%)が直営であり、4施設(57.1%)が指定管理者制度を導入しています。

平成26(2014)年度の年間利用者数は大塔ふれあい交流館が2万9,858人、総合案内センター(道の駅)が2万6,743人、セミナーハウスきすみ館が1万5,466人、山村体験実習センターが1万2,761人となっています。

平成26(2014)年度のレクリエーション施設の維持管理経費の総額は約1億6,300万円となっており、33.3%を人件費、32.4%を減価償却費、25.7%を施設管理委託料が占めています。収入(使用料その他)の総額は約1億900万円、純コストは約5,480万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約8,000円、市民1人当たり約1,670円、利用者1人当たり約650円となります。

市では山村体験実習センターと大塔ふれあい交流館を、災害発生時の指定緊急避難場所・指定避難所に指定しています。

③ 課題

広域から多数の利用者が訪れるレクリエーション施設であり、地域産業等の振興に資するとともに施設の持続的な運営に向けて、一層の集客性を維持する必要があります。

災害発生時の防災拠点になっている施設もあり、被災時における円滑かつ安全な避難や一時的な避難生活を可能にするための、建物の性能・機能の確保が求められます。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化を図ります。

設備の修繕・更新に比較的多額の費用を要する施設の場合は特に、その時期とコストを予め見定めた計画的な修繕計画の推進によって、発生費用の平準化を図ります。

3) 保養施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
旧国民宿舎五條緑水苑の土地建物を保有しています。平成18年度に国民宿舎としての用途を廃止して普通財産としたのち、民間による跡施設の利活用に提供しており、現在は民間企業が運営するユースホテル及び店舗となっています。	市全体	1	1,768
	五條地区	1	1,768
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

保養施設の建物は、増築部分(22 ㎡)を除いて建設後 40 年以上が経過しており、旧耐震基準ですが、耐震診断は実施していません。建物は民間に貸与しており、施設(ユースホテル及び店舗)の運用経費は民間が負担しています。平成 26(2014)年度の維持管理経費は減価償却費のみの約 530 万円となっており、単位当たりの経費は、延床面積 1 ㎡当たり約 3,000 円、市民 1 人当たり約 160 円となります。

③ 課題

不特定多数の市民が利用する施設であり、耐震性能の確保や施設利用時の利用者の安全性の確保が求められます。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全に努めます。

(6) 産業系施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
地域経済活性化のための施設として、個人等または法人による創業及び企業の新規事業進出等を支援する「起業家支援施設（大野屋）」と、地域の特産物の展示・販売と各種情報発信を行う「西吉野交流促進センター（こんぴら館）」を設置しています。	市全体	2	494
	五條地区	1	244
	西吉野地区	1	250
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

「起業家支援施設（大野屋）」は、五條新町伝統的建造物群保存地区の一面に立地している古民家を平成 24(2012)年に取得して改修整備を行い、平成 27(2015)年 5 月より開設しています。「西吉野交流促進センター（こんぴら館）」は平成 9(1997)年 4 月に建設された新耐震基準の建物です。

産業系施設の平成 26(2014)年度における維持管理経費の総額は約 739 万円となっており、98.7%を減価償却費が占めています。単位当たりの経費は、延床面積 1 ㎡当たり約 1 万 4,900 円、市民 1 人当たり約 220 円となります。

③ 課題

地域産業等の振興に資するとともに、施設の持続的な運営に向けて、一層の施設需要の向上を図る必要があります。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努めます。

伝統的木造建築物など特殊な工法・建材による建物を活用している施設については、建築物の特性に適した方法で維持管理及び保全を実施していきます。

(7) 子育て支援施設

1) 幼保・こども園

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
学校教育法に基づき、幼児期の望ましい体と心の発達のために就学前児童（3～5歳）の保育や預かり保育などを行う施設として、市内2箇所（市立幼稚園（五條幼稚園・西吉野幼稚園））を設置しています。	市全体	2	2,060
	五條地区	1	1,607
	西吉野地区	1	453
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

五條幼稚園は昭和47(1972)年3月に建設された旧耐震基準の建物であり、耐震診断において、主要な建物の耐震性能が不十分であるとの結果が出ています。建設後45年が経過しており、建物・設備の老朽化が進んでいますが、平成元(1989)年に一度大規模な改修を実施しています。市民会館や中央体育館、中央公民館に近接する五條地区の中心部に立地しており、平成26(2014)年度の園児数は68人となっています。

西吉野幼稚園は平成7(1995)年10月に建設された新耐震基準の建物であり(平成11(1999)年3月に増築)、賀名生地域(西吉野地区)に立地しており、平成26(2014)年度の園児数は11人となっています。

いずれの施設も市の直営です。平成26(2014)年度の維持管理経費は約9,900万円となっており、人件費が総額の92.5%を占めています。収入(保育料)の総額は約650万円、純コストは約9,250万円であり、単位当たりの経費は、延床面積1㎡当たり約4万4,900円、市民1人当たり約2,810円、利用者1人当たり約117万円となります。

③ 課題

五條幼稚園は、建物の耐震性の向上を図り、児童の安全性を確保する必要があります。

人口減少・少子化の影響で将来的な児童数は減少の一途を辿り、入園見込み量がサービスの供給可能量を下回る状況が続いていくものと予想されています。子どもの健やかな育成に望ましい集団規模を確保するため、就学前教育・保育施設全体における供給のあり方の再編が求められています。

④ 今後の方針

「五條市子ども子育て支援事業計画(平成26(2014)年度策定)」に基づき、公立幼稚園は、将来的には認定こども園として公立保育所との機能一体化を図ります。全ての子ども園において適正な集団規模、クラス数、同一サービスが提供できる体制を整えるとともに、認定こども園を地域の子育て支援の拠点として位置づけた公共施設の再編を推進していきます。

2) 幼児・児童施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
児童福祉法に基づき、児童に健全な遊びを与えその健康を推進し、情操を豊かにすることを目的に、五條児童館を五條小学校の近傍に設置しています。	市全体	1	231
	五條地区	1	231
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

五條児童館は平成8(1998)年3月に建設された新耐震基準の建物であり、建設後18年が経過しています。平成26(2014)年度の利用者数は3,584人となっています。

施設は市の直営です。平成26(2014)年度の維持管理経費は約1,487万円となっており、人件費が総額の80.9%を占めています。約4万円の収入があり、純コストは約1,483万円になります。単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約6万4,100円、市民1人当たり約450円、利用者1人当たり約4,140円となります。

③ 課題

施設を利用する児童の安全に配慮して、建物の危険箇所の除去や老朽化対策を講じる必要があります。

学童保育所との役割分担や連携を踏まえながら、放課後児童の健全な活動場所の安全かつ効果的・効率的な確保に資することが求められます。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故の発生を未然に防ぎます。

学校施設の適正化の検討において、空き教室を活用した児童施設の導入など、公共施設の利便性の向上や総量の適正化に寄与する施設の複合化・多機能化の可能性を検討します。

(8) 保健・福祉施設

1) 高齢福祉施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
高齢者の余暇施設として五條地区・西吉野地区に老人憩の家、健康支援施設として五條地区にふれあい交流センター、西吉野地区に高齢者福祉センター・在宅福祉支援センターを設置しているほか、五條地区に養護老人ホーム花咲寮、大塔地区にデイサービスセンターおおとうを設置しています。	市全体	18	5,308
	五條地区	4	3,144
	西吉野地区	13	1,653
	大塔地区	1	511

② 施設の現状

高齢福祉施設の建物は、五條市立老人憩の家及び養護老人ホーム花咲寮が(一部の建物を除いて)建設後40年以上経過しており、旧耐震基準ですが、耐震診断は実施していません。それ以外の高齢福祉施設は全て新耐震基準です。

五條市立老人憩の家は指定管理者制度を導入しています。その他の五條地区の施設や西吉野在宅福祉支援センター、デイサービスセンターおおとう※は直営であり、西吉野地区の老人憩の家及び高齢者福祉センターは自治会等に運営を委託しています。

平成26(2014)年度の年間利用者数は五條市立老人憩の家が8,253人、ふれあい交流センターが3,296人、各地区の老人憩の家・高齢者福祉センター・在宅福祉支援センターは施設によって年間利用者数が700人前後から30人前後まで大きく差があります。養護老人ホーム花咲寮の入所者数は43人です(定員80人)。

平成26(2014)年度の高齢福祉施設の維持管理経費の総額は約1億3,100万円となっており、58.0%を人件費、20.7%を施設管理委託料、12.4%を減価償却費が占めています。養護老人ホーム花咲寮のみ利用料収入(約5,400万円)があり、純コストは約7,700万円となります。単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約1万4,400円、市民1人当たり約2,320円、利用者1人当たり約5,020円となります。

市では五條市立老人憩の家を災害発生時の指定緊急避難場所・指定避難所に、養護老人ホーム花咲寮を福祉避難所に指定しています。

※平成26年度末の時点で、デイサービスセンターおおとう(大塔地区)は平成23年度の台風12号による被害の影響で使用休止となっており、平成28年3月に廃止になりました。

③ 課題

高齢者を主な利用対象者とする施設の中で、特に災害発生時の避難所として機能することが求められている比較的用户が多い施設や入所施設の建物について、老朽化が進行しています。施設利用者の安全確保のために建物の耐震性能の把握と物理的・機能的劣化の改善が求められます。

地域によっては、殆ど使用されていない施設があります。施設の用途や立地環境、需要の実態などを踏まえた上で、供給のあり方を見直す必要があります。

④ 今後の方針

高齢福祉施設については、今後一層の高齢化の進行とともに社会に求められる施設であることを念頭に置きつつ、一方で人口減少の進行などを踏まえて、各地域の需要に応じた供給のあり方を追求していきます。例えば、より積極的な民間活力の導入によって、民設民営などの手法も視野に入れた検討などを行います。

今後も運用を維持していく施設については、建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努めます。

花咲寮建替整備については、五條市立養護老人ホーム花咲寮庁外検討委員会による「五條市立養護老人ホーム花咲寮整備基本計画」(平成28(2016)年5月)に基づいて、二見五丁目地内への移転を進めます。移転後の跡地については、市全体として今後の方針を検討していきます。

2) 障がい福祉施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
市民の福祉の増進と生活文化の向上を図ることを目的として、奈良地方法務局の北側に面した立地に、五條市立福祉センターを設置しています。	市全体	1	1,278
	五條地区	1	1,278
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

五條市立福祉センターの建物(3棟)のうち、センターが使用している2棟(延床面積1,173㎡。総延床面積の91.8%)は昭和55(1980)年1月、昭和56(1981)年4月に建設された旧耐震基準の建物ですが、耐震診断は実施していません。他の1棟は昭和59(1984)年2月に建設された新耐震基準の建物です。

五條市立福祉センターは指定管理者制度を導入して運営しており、平成26(2014)年度の利用者数は5,184人となっています。

平成26(2014)年度の維持管理経費は総額で約781万円であり、59.3%を減価償却費、18.0%を光熱水費、14.0%を施設管理委託料が占めています。単位当たりの経費は、延床面積1㎡当たり約6,110円、市民1人当たり約240円、利用者1人当たり約1,510円となります。

市では五條市立福祉センターを福祉避難所に指定しています。

③ 課題

生活介護を必要とする人が利用する施設が含まれることや、災害発生時の避難所として機能することが求められる施設であることを踏まえて利用者の安全に配慮し、建物の耐震性能や物理的・機能的な劣化の状況を具体的に把握して、事故の発生を未然に防ぐことが求められます。

④ 今後の方針

施設の管理者に対して建物・設備等の点検と記録を励行し、不具合箇所が確認された場合には適切な補修や修繕を実施していきます。計画的な予防保全や必要に応じた改修等によって施設の長寿命化に努めます。

3) 児童福祉施設

① 施設の概要

施設の概要※	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
児童福祉法に基づき、就学前児童を保護して健全な育成を図ることを目的に、公立保育所を11施設設置しています。保護者が労働等によって家にいない小学生に放課後の遊び・生活の場を提供することを目的に、学童保育所を2施設設置しています。	市全体	13	5,728
	五條地区	11	5,089
	西吉野地区	1	324
	大塔地区	1	315

※公立保育所は保有施設数です。このうち4施設については下記の通り、運営を休止しています。また、学童保育所の保有施設数については平成26年度末時点の情報です。

② 施設の現状

ア 公立保育所

公立保育所の建物(12棟)のうち4棟が旧耐震基準であり、3棟が耐震診断において、耐震性能が不十分であるとの結果が出ています。2棟が建設後40年以上経過しています。

全て市の直営ですが、阿太・牧・城戸・大塔の4施設は運営を休止しています。

平成26(2014)年度の年間利用児童数は合計416人であり、定員充足率(利用児童数÷定員)は59.0%となっています(休止施設を除く)。施設によって90%弱から40%弱まで格差がありますが、100%を超えている施設はありません。

平成26(2014)年度の維持管理経費の総額は約3億6,560万円となっており、89.2%を人件費が占めています。収入(保育料)の総額は約7,960万円、純コストは約2億8,600万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約5万1,100円、市民1人当たり約8,690円、利用者(児童)1人当たり約68万8,000円となります。

イ 学童保育所

公立学童保育所5施設のうち市が所有する施設は牧野学童保育所(牧野小学校に別棟で併設)、北宇智学童保育所(北宇智体育館駐車場内)の2施設です。建物はともに新耐震基準です。

これらの2施設における平成26(2014)年度の年間利用児童数は合わせて827人となっています。

平成26(2014)年度の維持管理経費の総額は約1,250万円となっており、92.0%を人件費が占めています。収入(保育料)の総額は約400万円、純コストは約850万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約6万5,600円、市民1人当たり約260円、利用者(児童)1人当たり約1万200円となります。

③ 課題

現在使用中で耐震性能が不十分な建物については、耐震性の向上を図り、児童の安全性を確保する必要があります。

人口減少・少子化の影響で将来的な児童数は減少の一途を辿り、保育所については、入園見込み量がサービスの供給可能量を下回る状況が続いていくものと予想されています。子どもの健やかな育成に望ましい集団規模を確保するため、就学前教育・保育施設全体における供給のあり方の再編が求められています。

④ 今後の方針

公立保育所は、「五條市子ども子育て支援事業計画(平成 26(2014)年度策定)」に基づき、将来的には認定こども園として公立幼稚園との機能一体化を図ります。全てのこども園において適正な集団規模、クラス数、同一サービスが提供できる体制を整えるとともに、認定こども園を地域の子育て支援の拠点として位置づけた公共施設の再編を推進していきます。

学童保育所は、放課後児童の施設利用の安全性・利便性の向上を図るため、今後も小学校単位で設置のあり方を検討していきます。

児童福祉施設の建物のうち、長期的に使用していくものについては、建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努めます。

建替えや新設が求められる場合は、学校の空き教室を改修して活用するなど、放課後児童の施設利用の安全性・利便性の向上や公共施設の総量適正化に寄与する学校施設の複合化・多機能化の可能性を検討します。

現在休止中の公立保育所については、将来的な需要を踏まえた再開の見通しを念頭において、転用の可能性を検討していきます。

4) 保健施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
市民の健康づくりの推進及び福祉サービスを総合的に実施する拠点として、五條病院の近傍に保健福祉センター「カルム五條」を設置しています。保健福祉センターでは、市民の健康増進・疾病予防・地域の医療体制・休日診療などに関する業務を行っています。	市全体	1	3,693
	五條地区	1	3,693
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

保健福祉センターは平成12(2000)年3月に建設された新耐震基準の建物であり、建設後16年が経過しています。

施設は市の直営です。平成26(2014)年度の利用者数は2万7,572人となっています。

平成26(2014)年度の維持管理経費は約1億500万円となっており、64.2%を人件費、24.0%を減価償却費が占めています。収入は約7万7,000円となっており、単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約2万8,500円、市民1人当たり約3,190円、利用者1人当たり約3,810円となります。

市では保健福祉センターを災害発生時の指定避難所及び福祉避難所に指定しています。

③ 課題

市民の健康管理の支援のほか、災害発生時の避難所として機能することが求められる施設であることを踏まえ、建物・設備の物理的・機能的な劣化に適切に対応して、施設の安全性を確保することが求められます。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による長寿命化に努めます。

南和広域医療企業団※が運営する公立病院との機能連携により、今後も適切に施設の運営を進めていきます。

※奈良県、五條市及び吉野郡11町村で構成。

(9) 医療施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
地域医療を支援するため、大塔地区に診療所を設置して、健康診断・健康相談・診察・手術等の医療業務を行っています。大塔診療所は現在、大塔支所内に移転していますが、旧診療所を設置していた場所に元の建物が未使用のままで残っています。	市全体	1	326
	五條地区	0	0
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	1	326

② 施設の現状

旧大塔診療所の建物は昭和 59(1984)年 3 月に建設されました。新耐震基準の建物ですが、建設後 32 年が経過しており、建物・設備の老朽化が進んでいます。現在は使用されていません。

平成 26(2014)年度の維持管理経費は減価償却費のみで約 170 万円となっており、単位当たりの経費は、延床面積 1 ㎡当たり約 5,200 円、市民 1 人当たり約 50 円になります。

③ 課題

建物の未利用状態を解消し、公有資産を有効活用することが求められます。

④ 今後の方針

土地・建物の資産価値を評価し、改修の必要性、地域の公共機能の再配置のありかた、立地的な需要などを勘案して、今後の利活用の可能性を検討します。

(10) 公営住宅

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
本市においては、住宅に困窮する低額所得者の生活の安定のための市営住宅のほか、小集落改良住宅、特定公共賃貸住宅及び小規模改良住宅をあわせて公営住宅として整備しています。平成26(2014)年度末時点において市内各地に53団地607戸を供給しています。	市全体	53	34,159
	五條地区	46	31,940
	西吉野地区	2	995
	大塔地区	5	1,223

② 施設の現状

公営住宅(53 団地)の建物の総延床面積(3 万 4,159 ㎡)のうち、48.2%が旧耐震基準ですが、そのうち東田中団地 1・2 号棟及び今井団地 1・2・3 号棟については、耐震診断を実施しています。全戸数(607 戸)の 40.7%を鉄筋コンクリート造、33.9%を木造の住宅が占めており、鉄筋コンクリート造では管理戸数の半分強が建設後 30 年未満であるのに対し、木造では管理戸数の 90%以上が建設後 40 年以上を経過しており、建物の老朽化が進んでいます。

平成 26(2014)年度における公営住宅全体の入居率は 82.5%となっており、空き住戸は鉄筋コンクリート造の住宅では管理戸数の 10%程度に留まるのに対し、木造では耐用年数が経過しているものについての入居募集を停止しているため、およそ 3 分の 1 が空き住戸になっています。

全て市の直営であり、平成 26(2014)年度の維持管理経費は総額で約 1 億 3,500 万円、91.6%を減価償却費が占めています。使用料(家賃)収入は約 7,320 万円、純コストは約 6,180 万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積 1 ㎡当たり約 1,810 円、市民 1 人当たり約 1,880 円になります。

③ 課題

建物の老朽化の解消及び耐震性・耐火性など防災性能の向上、並びに将来的な管理戸数の適正化が求められます。

④ 今後の方針

セーフティネットとしての公営住宅の役割を念頭におきつつ、将来的な人口減少を踏まえた住宅需要の動向や、県の整備方針(県営住宅との供給分担)なども考慮して、今後の適正な管理戸数を見定めながら、中長期的な視点で公営住宅の再編のあり方を検討していきます。

建替えの際には建物の長寿命化を前提にするとともに、奈良県住生活基本計画に基づく良好な住環境の創出に配慮した計画を行います。また、整備に際しては、官民連携を視野に入れた財政負担の軽減と住宅ストックの品質の追求を図ります。

(11) 公園

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積※		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
上野公園（総合公園）、五條中央公園・阿田峯公園・5万人の森公園（地区公園）などのほか、市内各地に各種の公園を設置しています。公園の敷地内には、休憩やスポーツ・児童の遊び等の用途に即して各種の建物や工作物（以下「公園附属施設」）を設置しています。	市全体	5	2,294
	五條地区	4	2,225
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	1	69

※上記施設数・延床面積及び下記文中のデータは、「上野公園・五條中央公園・5万人の森公園・ふるさとの森公園・水辺の広場」の公園附属施設について記載しています。

② 施設の現状

公園附属施設の種類には、四阿(あずまや)・トイレ・遊具のほか、公園施設やスポーツ施設の管理棟などがあります。そのうち、水辺の広場の四阿・トイレ・倉庫については設置後30年以上が経過しています。また、上野公園の各種施設のうちプール施設については、設備の劣化が相当程度進んでおり、現在休止中となっています。

上野公園の事務所・管理棟等は直営、5万人の森公園のセンターコア施設「奈良五條自然と柿の里ファーム」は指定管理者制度を導入して管理を行っています。その他の公園附属施設の管理は市の直営です。

平成26(2014)年度の公園附属施設の維持管理経費は総額で約8,520万円、43.2%を施設管理委託料、37.2%を人件費が占めています。収入（主に施設使用料）は約370万円、純コストは約8,150万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約3万5,500円、市民1人当たり約2,480円になります。

③ 課題

公園附属施設には幼児が利用する遊具なども含まれ、また、公園施設はレクリエーションやイベントなど様々な目的で利用されることから、常に品質や安全性を低下させないように適切な補修・修繕等を要します。

④ 今後の方針

公園附属施設については、今後も日常的な点検・記録に基づく危険個所の是正を行い、計画的な予防保全に努め、適切な維持管理を実施します。

上野公園のプール施設については、公園運営・整備に関する方向性や施設の老朽化の程度を総合的に勘案して、今後の存廃を検討します。

(12) 供給処理施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
環境衛生を担う施設として、上水道へ供給する水を浄化する浄水場のほか、し尿処理施設「五條市クリーン・オアシス（衛生センター）」、廃棄物処理及びリサイクル処理施設「みどり園」を設置しています。	市全体	4	13,880
	五條地区	4	13,880
	西吉野地区	0	0
	大塔地区	0	0

② 施設の現状

供給処理施設のうち旧浄水場(延床面積 313 ㎡)及び衛生センター(五條市クリーン・オアシスの旧施設。延床面積 2,483 ㎡)は旧耐震基準の建物です。

全て市の直営であり、平成 26(2014)年度の供給処理施設の維持管理経費は総額で約 13 億 9,400 万円、そのうち 54.8%をみどり園における機械設備のメンテナンス等にかかる経費が占めています。事業収入は約 1 億 3,300 万円、純コストは約 12 億 6,100 万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積 1 ㎡当たり約 9 万 800 円、市民 1 人当たり約 3 万 8,300 円になります。

市では五條市クリーン・オアシスを災害発生時の指定緊急避難場所に指定しています(立地上、洪水・土砂災害の際は開設しない場合があります)。

③ 課題

市民の生活や経済活動を支えるために常に安定した稼働が求められる施設であり、事故災害が発生しないよう、常に建物・設備の状態を適切に把握し、不具合等の発見に対して迅速に対応する必要があります。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生の抑止に努めるとともに、今後も長期的に運用していく施設については、耐震性能の確保、並びに計画的な予防保全による建物・設備の長寿命化に努めます。

衛生センターは新施設の運用開始に伴い、平成 29(2017)年度以降に解体を予定しています。

みどり園は、五條市・御所市・田原本町の 3 自治体で構成する「やまと広域環境衛生事務組合」が整備中の新ごみ処理施設(平成 28(2016)年度末完成予定)に機能を移行することから、平成 29(2017)年度以降、段階的に解体を予定しています。

(13) その他建築系公共施設

① 施設の概要

施設の概要	施設数・延床面積		
	地域	施設数	延床面積 (㎡)
いずれの分類にも含まれない建築系公共施設として、公営斎場「ハートピアさくら」、食肉処理加工施設「ジビエール五條」、山草園、公衆便所、路線バス駅舎などを設置しています。その他、当初の設置目的で使用されなくなった建物を保有しています。	市全体	13	3,806
	五條地区	2	3,026
	西吉野地区	5	232
	大塔地区	6	548

② 施設の現状

当初の設置目的で使用されなくなった建物については、概ね普通財産に切り替えて、管理または処分されるべき性質の財産として保有しています。それらの建物は概ね建設年代が古く、旧耐震基準となっています。

そのほかの「その他建築系公共施設」の建物については、全て新耐震基準です。

公営斎場「ハートピアさくら」と食肉処理加工施設「ジビエール五條」はともに市の直営で運営しています。山草園（園芸用品店）は運営委託を行っています。

平成26(2014)年度の「その他建築系公共施設」の維持管理経費は総額で約1億780万円であり、そのうちの35.7%を減価償却費、27.6%を施設管理委託料、16.1%を光熱水費、14.2%を人件費が占めています。事業収入は約3,270万円、純コストは約7,510万円であり、単位当たりの純コストは、延床面積1㎡当たり約1万9,700円、市民1人当たり約2,280円になります。なお、純コストの95.7%を公営斎場「ハートピアさくら」が占めています。公営斎場「ハートピアさくら」の平成26(2014)年度における年間利用件数は、825件となっています。

③ 課題

斎場など、専用設備を常時稼働している施設については、事故災害が発生しないよう、日常より建物・設備の状態を適切に把握し、不具合等の発見に対して迅速に対応する必要があります。

④ 今後の方針

建物・設備の日常的・定期的な点検及び不具合の是正により、不慮の事故発生を抑止に努めるとともに、計画的な予防保全による建物・設備の長寿命化に努めます。

普通財産については、土地・建物の資産価値を評価し、耐震改修や改修の必要性、立地的な需要、都市計画上の要件などを勘案して、今後の方針(管理または処分の方向性)を検討します。

4-2. インフラ施設

① 施設の概要

道路	実延長	855,495 m		
	市道	780,356 m		
	林道	75,139 m		
橋りょう ※	橋りょう数	576 橋	整備後経過年数 総数に対する割合	
	鋼橋	140 橋	30年未満	46.1 %
	RC橋	323 橋	30年以上40年未満	22.4 %
	PC橋	53 橋	40年以上50年未満	18.8 %
	混合橋	4 橋	50年以上	12.7 %
	木橋	56 橋		
トンネル ※	管理本数 11本（総延長 2,093m）			
上水道	管路総延長	546,015 m	整備後経過年数 種類別総延長に対する割合	
	上水道	364,427 m	(上水道)	
	簡易水道	181,588 m	30年未満	75.3 %
			30年以上40年未満	24.5 %
			40年以上50年未満	0.1 %
			(簡易水道)	
30年未満			94.6 %	
		30年以上40年未満	5.4 %	
下水道	管路総延長	147,338 m	整備後経過年数 総延長に対する割合	
	流域関連公共下水道	143,812 m	(流域関連公共下水道)	
	都市下水路	3,526 m	10年未満	8.2 %
			10年以上20年未満	33.7 %
			20年以上30年未満	58.1 %
			布設年度不明分を除く	

※表中に記載している施設のほか、旧五新線の整備区間上に橋りょう14橋、トンネル11本を有しています。

② 今後の方針

総合的かつ計画的な施設管理を実現するための体制づくりや、公共施設マネジメントシステムの導入と並行しながら、全体最適の視点で施設の予防保全を実施して、長寿命化を推進します。

それぞれの施設に対して定期的に劣化程度の点検を行います。点検結果をもとに施設の種類ごとに個別施設の健全度評価を行ない、データベースを作成します。健全度と損害発生の影響程度の両面から、個別施設に対して行う修繕・更新の優先順位を付け、中長期的なスケジュールを組み立てて修繕計画を作成します。さらに、各年度に発生する修繕・更新経費の平準化などの調整を図りながら、単年度ごとの執行計画を組み立てます。

橋りょうについては先行して「五條市橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。今後は当該計画に基づいて、劣化程度の進んだ橋りょうに適切な補強・補修を施すとともに、予防保全を計画的に実施していくことで、長寿命化を推進します。

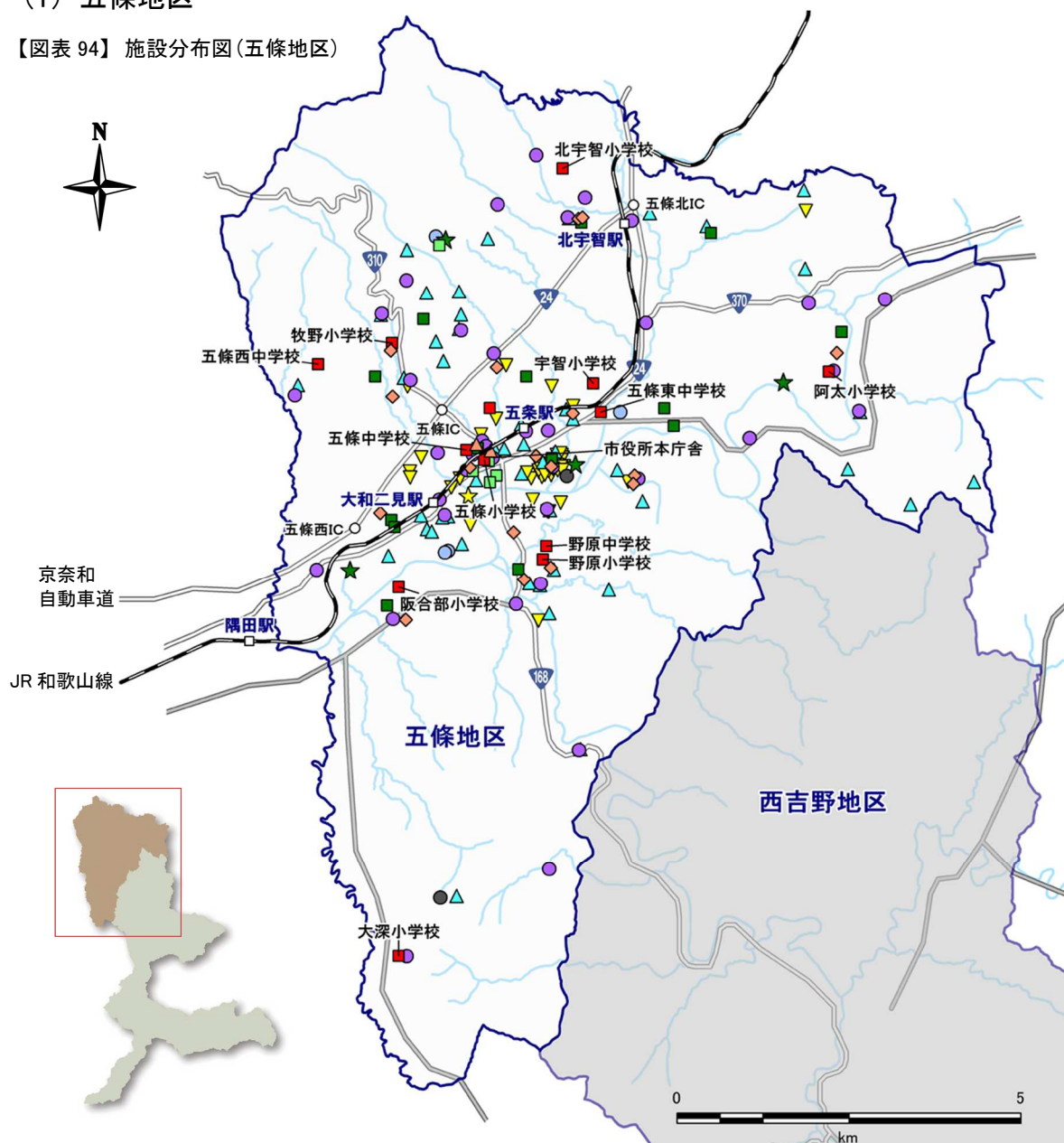
第 5 章. 参考資料

5-1. 公共施設分布図

各地区別に、施設分類(大分類)別の施設分布状況を示します。
(本庁舎・支所及び小・中学校については施設名称を図示しています)

(1) 五條地区

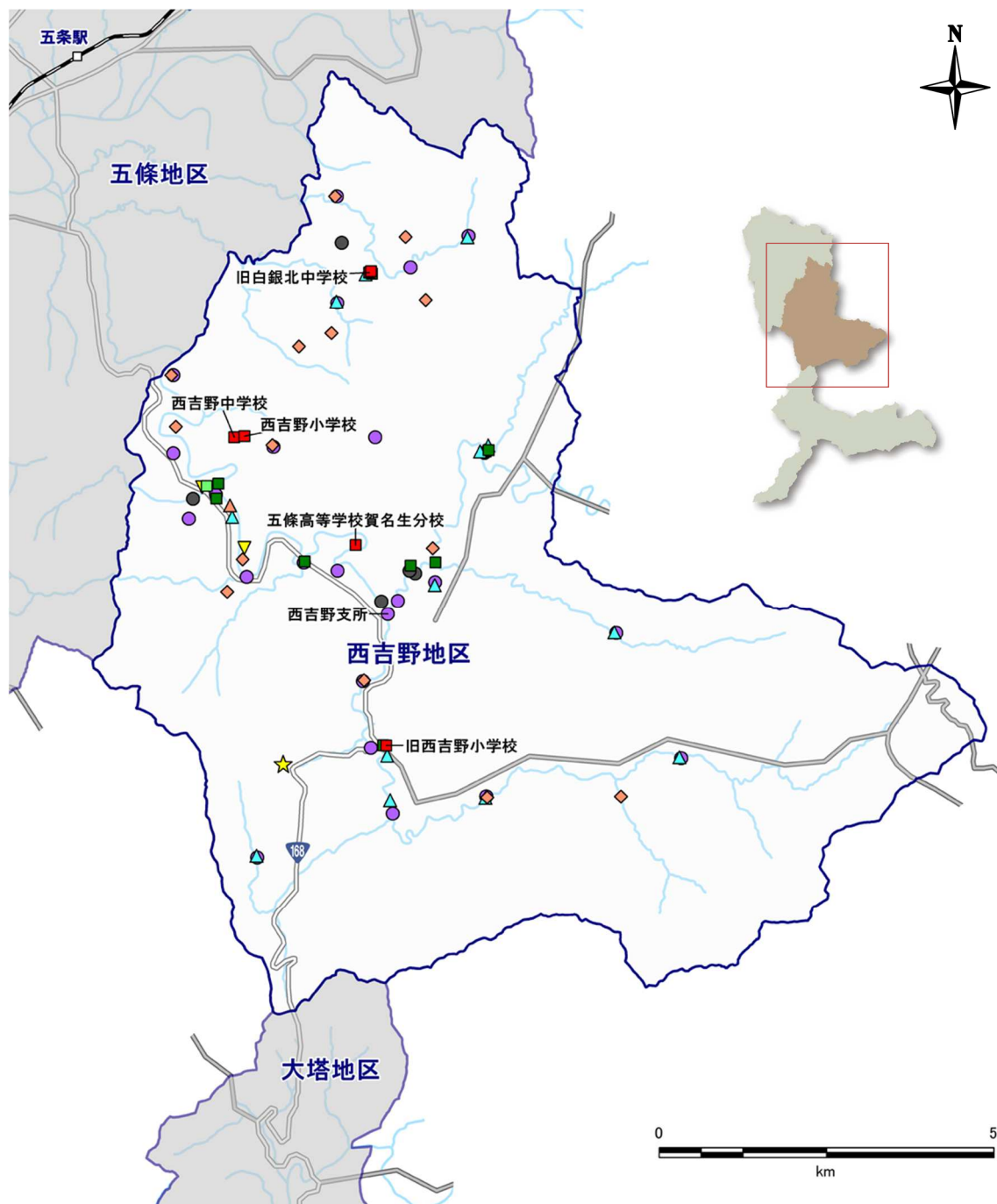
【図表 94】施設分布図(五條地区)



凡例	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)		施設数 (施設)	延床面積 (㎡)
● 行政系施設	39	9,420	◆ 保健・福祉施設	17	13,204
■ 学校教育系施設	13	61,442	★ 医療施設	0	0
▲ 市民文化系施設	50	14,581	▼ 公営住宅	46	31,940
■ 社会教育系施設	5	4,104	★ 公園	4	2,225
■ スポーツ・レクリエーション系施設	14	10,774	● 供給処理施設	4	13,880
★ 産業系施設	1	244	● その他建築系公共施設	2	3,026
▲ 子育て支援施設	2	1,838	全体	197	166,679

(2) 西吉野地区

【図表 95】施設分布図(西吉野地区)



凡例

	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)		施設数 (施設)	延床面積 (㎡)
● 行政系施設	24	2,451	◆ 保健・福祉施設	14	1,977
■ 学校教育系施設	6	14,343	★ 医療施設	0	0
▲ 市民文化系施設	14	5,011	▼ 公営住宅	2	995
■ 社会教育系施設	1	414	★ 公園	0	0
■ スポーツ・レクリエーション系施設	8	2,513	● 供給処理施設	0	0
★ 産業系施設	1	250	● その他建築系公共施設	5	232
▲ 子育て支援施設	1	453	● 全体	76	28,640

(3) 大塔地区

【図表 96】施設分布図(大塔地区)



凡例

	施設数 (施設)	延床面積 (㎡)		施設数 (施設)	延床面積 (㎡)
● 行政系施設	8	2,395	◆ 保健・福祉施設	2	825
■ 学校教育系施設	5	3,630	★ 医療施設	1	326
▲ 市民文化系施設	15	1,491	▼ 公営住宅	5	1,223
■ 社会教育系施設	1	325	★ 公園	1	69
■ スポーツ・レクリエーション系施設	5	6,884	● 供給処理施設	0	0
★ 産業系施設	0	0	● その他建築系公共施設	6	548
▲ 子育て支援施設	0	0	● 全体	49	17,716

5-2. 公共施設一覧表

建設年度は、当該施設に含まれる最も古い現存の建物の建設年、
延床面積は、当該施設に含まれる建物の総延床面積を示しています。

(1) 行政系施設

【図表 97】 公共施設一覧表 (1)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
庁舎等	五條地区	本町1丁目	1	市役所	S36	4,590	直営
		本町3丁目	2	市役所第4分庁舎(地籍調査課)	S47	280	直営
			3	市役所第5分庁舎(自治連合会館)	H5	252	直営
			4	市役所第6分庁舎(旧消防署)	S41	1,034	直営
			5	水道局舎	S54	703	直営
		新町3丁目	6	市役所第3分庁舎(子どもサポートセンター)	S55	460	直営
		下之町	7	教育委員会事務局	H5	361	直営
	西吉野地区	西吉野町城戸	8	西吉野支所	S52	1,420	直営
	大塔地区	大塔町辻堂	9	旧役場庁舎	S11	213	直営
			10	大塔支所	S50	1,664	直営
消防施設	五條地区	五條4丁目	11	消防格納庫(第1方面隊第1分団第1部)	H5	67	運営委託
		二見2丁目	12	消防格納庫(第1方面隊第1分団第2部)	H7	109	運営委託
		野原西3丁目	13	消防格納庫(第2方面隊第2分団第1・2部)	H15	100	運営委託
		野原東2丁目	14	消防格納庫(第2方面隊第2分団第3部)	H7	48	運営委託
		今井1丁目	15	消防格納庫(第1方面隊第6分団第1部)	S50	33	運営委託
		岡町	16	消防格納庫(第1方面隊第6分団第2部)	S45	31	運営委託
		三在町	17	消防格納庫(第1方面隊第6分団第3部)	H8	30	運営委託
		中之町	18	消防格納庫(第1方面隊第5分団第1部)	S60	45	運営委託
		上之町	19	消防格納庫(第1方面隊第5分団第3部)	H1	27	運営委託
		大澤町	20	消防格納庫(第1方面隊第5分団第2部)	S58	46	運営委託
		下之町	21	消防格納庫(第1方面隊第5分団第4部)	H1	40	運営委託
		釜窪町	22	消防格納庫(第2方面隊第4分団第2部)	S48	30	運営委託
		田園4丁目	23	消防格納庫(第1方面隊第22分団第1部)	H25	72	運営委託
		田園5丁目	24	消防格納庫(第1方面隊第22分団第2部)	H26	94	運営委託
		中町	25	消防格納庫(第2方面隊第4分団第1部)	H27	94	運営委託
		樫辻町	26	消防格納庫(第2方面隊第4分団第4部)	S60	19	運営委託
		大深町	27	消防格納庫(第2方面隊第4分団第3部)	S62	17	運営委託
		近内町	28	消防格納庫(第3方面隊第7分団第1部)	S57	30	運営委託
		住川町	29	消防格納庫(第3方面隊第7分団第2部)	H2	43	運営委託
		居伝町	30	消防格納庫(第3方面隊第7分団第3部)	S59	20	運営委託
		小和町	31	消防格納庫(第3方面隊第7分団第4部)	S60	45	運営委託
		久留野町	32	消防格納庫(第3方面隊第7分団第5部)	S60	41	運営委託
		霊安寺町	33	消防格納庫(第2方面隊第3分団第1部)	S56	54	運営委託
		丹原町	34	消防格納庫(第2方面隊第3分団第2部)	H1	49	運営委託
		生子町	35	消防格納庫(第2方面隊第3分団第3部)	S63	27	運営委託
		島野町	36	消防格納庫(第3方面隊第9分団第3部)	S58	24	運営委託
		滝町	37	消防格納庫(第3方面隊第9分団第1部)	S62	24	運営委託
		南阿田町	38	消防格納庫(第3方面隊第9分団第2部)	H13	49	運営委託
		西阿田町	39	消防格納庫(第3方面隊第8分団第1部)	H17	56	運営委託
		原町	40	消防格納庫(第3方面隊第8分団第2部)	H11	19	運営委託
	西吉野地区	西吉野町奥谷	41	消防格納庫(第4方面隊第10分団第1部)	H6	54	運営委託
		西吉野町夜中	42	消防格納庫(第4方面隊第10分団第2部)	H7	14	運営委託
		西吉野町平沼田	43	消防格納庫(第4方面隊第11分団第1部)	H5	51	運営委託
		西吉野町百谷	44	消防格納庫(第4方面隊第11分団第2部)	H11	14	運営委託
		西吉野町湯川	45	消防格納庫(第4方面隊第11分団第3部)	S62	4	運営委託
		西吉野町十日市	46	消防格納庫(第4方面隊第12分団第1部)	H9	39	運営委託
		西吉野町滝	47	消防格納庫(第5方面隊第13分団第1部)	S60	30	運営委託
		西吉野町神野	48	消防格納庫(第5方面隊第13分団第2部)	S56	6	運営委託
		西吉野町北曽木	49	消防格納庫(第5方面隊第14分団第1部)	H9	37	運営委託

【図表 98】 公共施設一覧表 (2)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
消防施設	西吉野地区	西吉野町和田	50	消防格納庫(第5方面隊第14分団第2部)	H23	112	運営委託
		西吉野町大日川	51	消防格納庫(第5方面隊第15分団第1部)	S30	20	運営委託
		西吉野町黒淵	52	消防格納庫(第5方面隊第15分団第2部)	S56	10	運営委託
		西吉野町湯塩	53	消防格納庫(第5方面隊第15分団第3部)	H8	14	運営委託
		西吉野町西日裏	54	消防格納庫(第6方面隊第16分団第1部)	H5	10	運営委託
		西吉野町茄子原	55	消防格納庫(第6方面隊第16分団第2部)	S63	18	運営委託
		西吉野町永谷	56	消防格納庫(第6方面隊第17分団第1部)	H11	14	運営委託
		西吉野町立川渡	57	消防格納庫(第6方面隊第17分団第2部)	S55	12	運営委託
		西吉野町西野	58	消防格納庫(第6方面隊第17分団第3部)	H4	50	運営委託
		西吉野町阪巻	59	消防格納庫(第6方面隊第17分団第4部)	H16	10	運営委託
		西吉野町城戸	60	消防格納庫(第6方面隊第18分団第1部)	H4	38	運営委託
		西吉野町陰地	61	消防格納庫(第6方面隊第18分団第2部)	H5	8	運営委託
		西吉野町大峯	62	消防格納庫(第6方面隊第18分団第3部)	S61	26	運営委託
	大塔地区	大塔町阪本	63	消防格納庫(第7方面隊第20分団第1部)	S54	6	運営委託
			64	消防格納庫(第7方面隊第20分団第2部)	S54	57	運営委託
		大塔町辻堂	65	消防格納庫(第7方面隊第19分団第1部)	H8	114	運営委託
		大塔町惣谷	66	消防格納庫(第7方面隊第21分団第1部)	H13	73	運営委託
その他行政施設	五條地区	須恵3丁目	67	防犯ステーション	H15	26	運営委託
		二見4丁目	68	旧二見公民館 ※	S45	331	直営
	西吉野地区	西吉野町黒淵	69	自然休養村センター	S53	443	直営
	大塔地区	大塔町辻堂	70	支所前公用車庫庫(バス車庫横)	H5	75	直営
			71	支所前車庫(バス等)	H5	193	直営

(2) 学校教育系施設

【図表 99】 公共施設一覧表 (3)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
学校	五條地区	本町1丁目	72	五條小学校	S60	7,275	直営
		野原中3丁目	73	野原小学校	S45	4,358	直営
			74	野原中学校	S56	4,558	直営
		今井5丁目	75	五條東中学校	S37	4,796	直営
		今井町	76	宇智小学校	S48	4,339	直営
		中之町	77	牧野小学校	S63	6,478	直営
		大澤町	78	五條西中学校	H8	8,619	直営
		下之町	79	五條中学校	S41	7,064	直営
		中町	80	阪合部小学校	H15	4,193	直営
		大深町	81	大深小学校	S23	384	直営
		近内町	82	北宇智小学校	S53	4,021	直営
		原町	83	阿太小学校	H2	3,559	直営
	西吉野地区	西吉野町奥谷	84	旧白銀北小学校	S53	82	直営
		西吉野町平沼田	85	旧白銀北中学校	S43	1,266	直営
		西吉野町江出	86	西吉野中学校	H15	4,780	直営
		西吉野町屋那瀬	87	西吉野小学校	H15	3,715	直営
		西吉野町黒淵	88	五條高等学校賀名生分校	S41	3,058	直営
		西吉野町宗川野	89	旧西吉野小学校	S61	1,442	直営
	大塔地区	大塔町阪本	90	旧阪本小学校	S32	668	直営
		大塔町宇井	91	大塔小学校	H16	1,163	直営
			92	大塔中学校	H16	968	直営
		大塔町惣谷	93	旧惣谷小学校	S18	386	直営
		大塔町篠原	94	旧篠原小学校	S41	445	直営
その他の教育施設	五條地区	岡町	95	学校給食センター	H15	1,798	直営

(3) 市民文化系施設

【図表 100】 公共施設一覧表 (4)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
集会施設	五條地区	本町1丁目	96	本町コミュニティセンター	H10	187	運営委託
		本町3丁目	97	市民会館	S46	1,695	指定管理者
			98	中央公民館	S52	1,697	指定管理者
		五條2丁目	99	東田中会館	S56	150	運営委託
		五條4丁目	100	五條市人権総合センター	H19	1,443	直営
		須恵1丁目	101	須恵集会所	H5	85	運営委託
		須恵3丁目	102	新須恵公民館	H14	577	運営委託
		岡口1丁目	103	岡口コミュニティセンター	H9	188	運営委託
		新町1丁目	104	新町公民館	S61	170	運営委託
		二見2丁目	105	二見公民館	H13	800	運営委託
			106	二見大日町集会所	H3	125	運営委託
		二見3丁目	107	二見駅前通町集会所	H2	101	運営委託
		二見4丁目	108	二見本郷町集会所	H5	174	運営委託
		二見5丁目	109	二見川端町集会所	H2	143	運営委託
			110	二見南之町集会所	H3	128	運営委託
		野原西3丁目	111	野原公民館	S50	658	運営委託
		野原東1丁目	112	野原東第2会館	S46	199	直営
		野原東2丁目	113	野原東住民センター	S54	408	直営
			114	野原東第1会館	S45	156	直営
		今井2丁目	115	南垣内会館	S45	177	運営委託
		今井3丁目	116	宇智公民館	H14	648	運営委託
			117	今井区コミュニティセンター(旧労働会館)	S57	297	運営委託
		岡町	118	越替町集会所	H6	171	運営委託
		中之町	119	牧野公民館	H11	576	運営委託
		北山町	120	北山町集会所	H6	92	運営委託
		大澤町	121	大沢町集会所	H1	78	運営委託
		田園1丁目	122	田園1丁目集会所	H3	67	運営委託
		田園2丁目	123	田園2丁目集会所	H3	99	運営委託
		田園3丁目	124	田園3丁目集会所	H3	101	運営委託
		田園4丁目	125	田園4丁目集会所	H1	114	運営委託
			126	田園公民館	H11	634	運営委託
		田園5丁目	127	田園5丁目(あづみ台)集会所	H6	104	運営委託
		犬飼町	128	犬飼町集会所	H3	140	運営委託
		阪合部新田町	129	大平町集会所	S62	77	運営委託
		近内町	130	北宇智公民館	S62	295	運営委託
		住川町	131	エルベタウンコミュニティハウス	H9	106	運営委託
			132	テクノパーク・ならコミュニティセンター	H13	525	運営委託
		西久留野町	133	西久留野町集会所	H9	115	運営委託
		霊安寺町	134	向霊安寺町集会所	H5	153	運営委託
			135	市篠町集会所	H7	97	運営委託
			136	南宇智公民館	S55	170	運営委託
			137	良峰町集会所	H3	78	運営委託
			138	霊安寺町集会所	S59	23	運営委託
		生子町	139	生子町集会所	S57	40	運営委託
		湯谷市塚町	140	市塚町集会所	H3	83	運営委託
			141	湯谷町集会所	H17	61	運営委託
		滝町	142	南阿太公民館	S49	103	運営委託
		車谷町	143	車谷町集会所	H13	70	運営委託
		西阿田町	144	大阿太公民館	S50	122	運営委託
		大野新田町	145	大野新田町集会所	S57	82	運営委託
	西吉野地区	西吉野町奥谷	146	西吉野北総合センター	S54	281	直営
			147	西部集落センター	H1	192	運営委託
		西吉野町百谷	148	百谷地区構造改善センター	H3	145	運営委託

【図表 101】 公共施設一覧表 (5)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
集会施設	西吉野地区	西吉野町ハツ川	149	西吉野コミュニティセンター	H1	2,492	指定管理者
		西吉野町ハツ川	150	多目的集会施設(ハツ川)	S56	387	運営委託
		西吉野町十日市	151	白銀南公民館	S57	111	運営委託
		西吉野町和田	152	賀名生公民館	S54	401	運営委託
		西吉野町西日裏	153	宗松公民館西日裏分館	S57	108	運営委託
		西吉野町茄子原	154	宗松上地域集会施設	H2	171	運営委託
		西吉野町永谷	155	多目的集会施設(永谷)	S63	99	運営委託
		西吉野町立川渡	156	宗松公民館立川渡分館	S59	66	運営委託
		西吉野町宗川野	157	宗松公民館	S52	353	運営委託
		西吉野町陰地	158	多目的集会施設(陰地)	S56	102	運営委託
		西吉野町大峯	159	多目的集会施設(大峯)	H1	104	運営委託
	大塔地区	大塔町中原	160	中原開拓集会所	S62	31	直営
			161	中原集会所	H16	66	直営
		大塔町阪本	162	阪本集会所	H4	107	直営
		大塔町簾	163	天辻集会所	H7	78	直営
			164	簾集会所	S61	31	直営
		大塔町辻堂	165	旧大塔村中央公民館	S30	412	直営
			166	辻堂集会所	H19	99	直営
		大塔町殿野	167	殿野集会所	S58	31	直営
		大塔町閉君	168	閉君集会所	S56	33	直営
		大塔町堂平	169	堂平集会所	S55	34	直営
		大塔町飛養曾	170	飛養曾集会所	S53	32	直営
		大塔町引土	171	引土集会所	S55	47	直営
		大塔町中井傍示	172	中井傍示集会所	S6	300	直営
		大塔町惣谷	173	惣谷集会所	S45	102	直営
		大塔町篠原	174	篠原集会所	H16	90	直営

(4) 社会教育系施設

【図表 102】 公共施設一覧表 (6)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
図書館	五條地区	本町1丁目	175	図書館	S53	761	指定管理者
博物館等	五條地区	本町2丁目	176	まちなみ伝承館	H5	487	直営
			177	まちや館	H5	449	指定管理者
		新町3丁目	178	民俗資料館	H5	160	指定管理者
		北山町	179	五條文化博物館	H6	2,247	指定管理者
	西吉野地区	西吉野町賀名生	180	賀名生の里歴史民俗資料館	H16	414	指定管理者
	大塔地区	大塔町阪本	181	大塔郷土館	H12	325	指定管理者

(5) スポーツ・レクリエーション系施設

【図表 103】 公共施設一覧表 (7)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
スポーツ施設	五條地区	本町3丁目	182	中央体育館 ※	S46	1,451	直営
		五條4丁目	183	五條東体育館	H15	788	運営委託
		二見7丁目	184	二見運動場トイレ	H17	23	運営委託
			185	二見文化体育センター	H2	1,361	直営

【図表 104】公共施設一覧表(8)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
スポーツ施設	五條地区	岡町	186	五條市立宇智体育館	H15	925	運営委託
		中之町	187	牧野体育館	S53	696	運営委託
		田園2丁目	188	田園体育館兼集会所	H5	639	運営委託
		中町	189	阪合部体育館	S55	633	運営委託
		近内町	190	北宇智体育館	H13	680	運営委託
		住川町	191	阿田峯公園体育館	H4	1,043	指定管理者
		霊安寺町	192	健民運動場トイレ	H16	22	直営
		山田町	193	阿太体育館	S56	707	運営委託
	西吉野地区	西吉野町平沼田	194	白銀北体育館	S43	339	運営委託
		西吉野町八ツ川	195	白銀南体育館 ※	S49	323	直営
		西吉野町和田	196	賀名生体育館	S49	432	運営委託
		西吉野町屋那瀬	197	賀名生スイミングプール管理棟	H13	111	直営
		西吉野町黒淵	198	西吉野テニスコート管理棟(黒淵)	S50	104	直営
		西吉野町宗川野	199	宗川野体育館	S47	772	運営委託
	大塔地区	大塔町宇井	200	大塔体育館(宇井)	H16	509	運営委託
レクリエーション 施設	五條地区	小島町	201	栄山寺遊歩道内休憩所	S58	38	直営
	西吉野地区	西吉野町城戸	202	セミナーハウスきすみ館	H6	380	直営
		西吉野町川岸	203	きすみ広場管理棟	H17	52	直営
	大塔地区	大塔町阪本	204	山村体験実習センター	S60	2,899	指定管理者
			205	総合案内センター(道の駅)	H5	464	指定管理者
		大塔町辻堂	206	水車の館	S59	84	指定管理者
保養施設	五條地区	大塔町宇井	207	大塔ふれあい交流館	H9	2,928	指定管理者
		小島町	208	旧国民宿舎五條緑水苑	S50	1,768	その他

(6) 産業系施設

【図表 105】公共施設一覧表(9)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
産業系施設	五條地区	新町2丁目	209	五條市起業家支援施設(大野屋)	H24	244	直営
	西吉野地区	西吉野町西野	210	交流促進センターこんぴら館	H9	250	直営

(7) 子育て支援施設

【図表 106】公共施設一覧表(10)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
幼保・こども園	五條地区	本町3丁目	211	五條幼稚園	S46	1,607	直営
	西吉野地区	西吉野町和田	212	西吉野幼稚園	H7	453	直営
幼児・児童施設	五條地区	本町1丁目	213	五條児童館	H9	231	直営

(8) 保健・福祉施設

【図表 107】 公共施設一覧表 (11)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
高齢福祉施設	五條地区	五條4丁目	214	ふれあい交流センター	H15	379	直営
		野原東2丁目	215	野原東老人憩の家	S57	210	直営
		釜窪町	216	花咲寮	S39	1,616	直営
		霊安寺町	217	老人憩の家	S47	939	指定管理者
	西吉野地区	西吉野町奥谷	218	西吉野奥谷老人憩の家	S63	161	運営委託
		西吉野町西新子	219	西吉野西新子長谷地区老人憩の家	H4	90	運営委託
		西吉野町平沼田	220	西吉野平沼田老人憩の家	S62	161	運営委託
		西吉野町赤松	221	西吉野赤松老人憩の家	H2	100	運営委託
		西吉野町湯川	222	湯川地区ミニ高齢者福祉センター	H6	115	運営委託
		西吉野町滝	223	西吉野滝老人憩の家	S62	130	運営委託
		西吉野町江出	224	江出地区高齢者福祉センター	H5	76	運営委託
		西吉野町向加名生	225	西吉野向加名生老人憩の家	H1	101	運営委託
		西吉野町大日川	226	大日川地区ミニ高齢者福祉センター	H7	114	運営委託
		西吉野町湯塩	227	湯塩地区高齢者福祉センター	H5	116	運営委託
		西吉野町川股	228	川股地区ミニ高齢者福祉センター	H7	78	運営委託
		西吉野町茄子原	229	西吉野在宅福祉支援センター	S62	270	直営
		西吉野町阪巻	230	阪巻老人憩の家	H13	140	運営委託
	大塔地区	大塔町辻堂	231	デイサービスセンターおおとう ※	H17	511	直営
障がい福祉施設	五條地区	新町3丁目	232	五條市立福祉センター	S54	1,278	指定管理者
児童福祉施設	五條地区	五條3丁目	233	五條保育所	S60	460	直営
		野原東2丁目	234	牧保育所	S44	263	直営
		今井3丁目	235	宇智野保育所	H5	984	直営
		岡町	236	岡保育所	S49	340	直営
		中之町	237	牧野学童保育所	H13	63	直営
			238	牧野保育所	S58	527	直営
		中町	239	阪合部保育所	H5	624	直営
		近内町	240	北宇智学童保育所	H17	66	直営
			241	北宇智保育所	S55	712	直営
		霊安寺町	242	南宇智保育所	S53	689	直営
		原町	243	阿太保育所	S61	362	直営
	西吉野地区	西吉野町川岸	244	城戸保育所 ※	S63	324	直営
	大塔地区	大塔町辻堂	245	大塔保育所	H17	315	直営
保健施設	五條地区	野原西6丁目	246	保健福祉センター	H11	3,693	直営

(9) 医療施設

【図表 108】 公共施設一覧表 (12)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
医療施設	大塔地区	大塔町辻堂	247	大塔診療所	S58	326	直営

(10) 公営住宅

【図表 109】 公共住宅一覧表 (13)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
公営住宅	五條地区	本町3丁目	248	西岡住宅	S36	644	直営
			249	相栄住宅	S26	46	直営
		五條3丁目	250	改良住宅-P	H2	374	直営
			251	改良住宅-R	H3	374	直営
			252	上之島第2住宅	S56	195	直営
			253	新上之島住宅	H4	2,040	直営
			254	東田中団地	S54	3,784	直営
			255	豊国住宅	H3	695	直営
		五條4丁目	256	改良住宅-D	S61	374	直営
			257	改良住宅-E	S61	187	直営
			258	改良住宅-F	S59	368	直営
			259	改良住宅-G	S62	377	直営
			260	改良住宅-H	S62	936	直営
			261	改良住宅-K	S62	748	直営
			262	改良住宅-L	S63	187	直営
			263	改良住宅-M	S63	374	直営
			264	改良住宅-N	H1	187	直営
			265	改良住宅-S	H3	187	直営
			266	改良住宅-T	H3	374	直営
			267	改良住宅-U	H5	375	直営
			268	改良住宅-V	H5	188	直営
			269	共栄住宅	S51	646	直営
			270	上之島住宅	S51	2,258	直営
			271	新日之出住宅	H3	3,127	直営
			272	日之出住宅	S52	763	直営
		新町3丁目	273	堺筋住宅	S27	163	直営
		二見1丁目	274	二見住宅	S26	84	直営
		二見5丁目	275	川端住宅	S29	731	直営
		野原西2丁目	276	野原公園住宅	S40	322	直営
		野原西3丁目	277	土取住宅	S40	42	直営
			278	野原土取住宅	S40	62	直営
		野原中1丁目	279	野原東宮住宅	S35	742	直営
		野原東2丁目	280	野原東住宅	H11	1,780	直営
		今井2丁目	281	改良住宅-A	S60	374	直営
			282	改良住宅-B	S61	561	直営
			283	改良住宅-C	S61	374	直営
			284	改良住宅-Q	H2	187	直営
		今井町	285	今井団地	S52	1,940	直営
			286	新今井団地	H13	2,153	直営
		岡町	287	有家住宅	S38	956	直営
		中之町	288	牧野住宅	S34	372	直営
		釜窪町	289	飛山A住宅	S34	329	直営
			290	飛山B住宅	S35	454	直営
			291	飛山C住宅	S35	349	直営
		丹原町	292	丹原住宅	S36	28	直営
		大野新田町	293	阿田峯住宅	S29	130	直営
	西吉野地区	西吉野町和田	294	和田住宅	S38	128	直営
		西吉野町向加名生	295	向加名生団地	H5	867	直営
	大塔地区	大塔町阪本	296	新天辻住宅	H26	319	直営
			297	天辻住宅	H5	320	直営
			298	天辻団地	H7	174	直営
		大塔町辻堂	299	辻堂住宅	S29	102	直営
		大塔町宇井	300	新宇井住宅	H26	309	直営

(11) 公園

【図表 110】公共施設一覧表(14)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
公園	五條地区	五條4丁目	301	五條中央公園	H19	739	直営
		北山町	302	5万人の森公園	H19	373	指定管理者
		上野町	303	上野公園管理棟	H5	1,042	直営
		原町	304	水辺の広場	S58	71	直営
	大塔地区	大塔町阪本	305	ふるさとの森公園あずま屋	H5	69	直営

(12) 供給処理施設

【図表 111】公共施設一覧表(15)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
供給処理施設	五條地区	二見5丁目	306	衛生センター	S52	2,483	直営
			307	五條市クリーン・オアシス	H26	2,354	直営
		小島町	308	浄水場	S35	2,013	直営
		北山町	309	みどり園ゴミ処理施設	H6	7,030	直営

(13) その他建築系公共施設

【図表 112】公共施設一覧表(16)

平成 27 年 3 月 31 日時点

施設分類 (小分類)	地区	町丁目	No.	施設名称	建設 年度	延床 面積 (㎡)	管理体制
その他 建築系公共施設	五條地区	五條4丁目	310	斎場ハートピアさくら	H18	2,948	直営
		阪合部新田町	311	食肉処理加工施設(阪合部新田町)	H26	78	直営
	西吉野地区	西吉野町湯川	312	公衆便所(湯川)	H9	18	運営委託
		西吉野町和田	313	公衆便所(和田)	H2	30	直営
		西吉野町城戸	314	公衆便所(城戸)	H2	10	運営委託
			315	山草園	H17	116	運営委託
			316	路線バス駅舎	S55	58	直営
	大塔地区	大塔町阪本	317	旧阪本小学校(旧職員住宅)	S32	133	直営
			318	旧天辻小教職員住宅	H17	107	直営
			319	大塔号車庫	H9	35	運営委託
		大塔町辻堂	320	旧消防詰所(支所倉庫)	S40	71	直営
		大塔町宇井	321	宇井コミュニティセンター	H27	57	直営
		大塔町中井傍示	322	中井傍示住宅	S6	145	直営

※平成28年度中に下記の施設について、解体または廃止しています

旧二見公民館、白銀南体育館、城戸保育所、デイサービスセンターおおう、中央体育館

5-3. 用語集

分野ごとに 50 音順で掲載しています。

① 施設マネジメント関連

用語	用語の定義
維持管理	施設の運用に支障をきたさないよう、公共施設等の保守・清掃・警備などを行うこと。
インフラ施設	公共事業により供給される施設のうち、道路、橋りょう、トンネル、上下水道など、都市基盤を構成する施設のこと。
改修	建物・設備等について、社会的な要求性能の上昇に対する陳腐化を改善するため、設置当初の水準を上回る改良を施すこと。
旧耐震基準	昭和56年5月31日以前に確認申請を受けた建物に適用されている耐震基準。これに該当する建物は、法改正後の基準に求められる耐震性能を満たしていない可能性があるため、耐震診断を要する。
公共施設	公共事業により供給される施設のうち、庁舎、学校、図書館、体育館など、建築物のこと。本書においては、公共施設にインフラを加えたものを公共施設等と称している。
公共施設等	インフラ施設及び公共施設のこと。
公共施設マネジメント	地方自治体が保有または使用する全ての公共施設等とその環境を、財務・品質・供給の各要素から全体最適の視点で総合的に企画・管理・活用すること。
更新	公共施設等を建替えや取替えにより刷新すること。
修繕	公共施設等について、破損や摩耗による性能劣化を取り除き、実用上支障のない状態まで原状回復を行うこと。
受益者負担	特定の公共サービスによって特別の利益を得る者に対し、サービスの維持や運営にかかる経費の一部を負担させること。
スケルトン・インフィル工法	建物のスケルトン(構造体)とインフィル(内装・設備)を分離した建築工法。構造体の耐久性を高めつつ、必要に応じた内装・設備の更新を可能にすることで、建物の長寿命化を図ることが出来る。
大規模修繕	建物の主要構造部や基幹設備などに係る、大規模な修繕のこと。建設後の経年状況によって定期的に実施され、建物の規模や仕様により、多額の経費と相応の工期が発生する。
耐震診断	旧耐震基準で設計された既存の建物に対し、現行法の耐震基準に照らして耐震性の有無を確認し、想定する地震の強度に対する安全性と被害程度を判断すること。
耐用年数	公共施設等を設置した後、経年劣化によって老朽化し、許容できる限界性能を下回るまでの期間のこと。
長寿命化	適切な保全や改修等を施すことによって、構造体や設備などの限界性能が維持される限り、現行の公共施設等を長期間にわたって使用可能な状態にすること。
データベース	特定の事項に関する大量の情報を共通の様式で集積、管理し、複数の利用者による共有化や、必要に応じてのデータの抽出、加工、更新などを行えるようにしたもの。

用語	用語の定義
PDCAサイクル	事業活動のマネジメント手法の一つであり、計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、改善(Action)の4段階を繰り返すことによって業務の継続的な改善を図ること。
平準化	公共施設等の更新にかかる経費の年度間調整を行い、特定の時期に過度の財政負担が集中的に発生するのを抑制すること。
保守	公共施設等を正常な状態に保つ目的で行う点検や補修のこと。
保全	公共施設等の性能及び機能について、使用目的に適合するように状態を維持する処置を行うこと。
予防保全	公共施設等について、経年劣化による不具合を未然に防ぐために、あらかじめ必要な保全を行うこと。

② 地方財政関連

用語	用語の定義
一般会計	地方自治体の予算の中心となる基本的一般的な会計。特定の事業を行う場合や一般会計と歳入歳出を区分する場合には、別途、特別会計を設置することができる。
一般財源	歳入のうち、収入の段階で使途が特定されていない財源。地方税、地方譲与税、地方特例交付金、地方交付税等が含まれる。
借受財産	契約により地方自治体が民間等から借用している財産。
基金	地方自治体において、特定目的の経費に充てる財源の確保や定額資金の運用、年度間の財源の調整などの目的で積み立てる資金。
行政財産	地方自治体において公用又は公共用に供し、または供することと決定した財産。一部の場合を除き原則、貸付、交換、売払い、譲渡等ができない。
公営企業会計	上下水道、交通、病院事業など、使用料等の収入で経費を賄うことを目的として住民サービスを提供するための特別会計。
公営事業会計	地方自治体が経営する事業会計の総称。国民健康保険事業会計や、介護保険事業会計、公営企業会計などが含まれる。
公共用財産	市民が共同利用する財産(学校や社会教育施設、文化施設等)。
公債費	地方債の元金の返済金及び利子の支払に要する経費のこと。
公有財産	地方自治法第238条に規定され、地方自治体の所有に属する財産。行政財産と普通財産に分類される。
公用財産	市が直接使用する財産(庁舎、防災施設等)。

用語	用語の定義
歳出	地方自治体の一般会計年度における一切の支出。
歳入	地方自治体の一般会計年度における一切の収入。
地方交付税	地方自治体の財源保障や各自治体間の財源の均衡化を図るために、国から地方自治体へ国税の一定割合が交付される交付金のこと。
地方債	長期使用を前提とした公共施設等の建設や改修など、将来世代を含む世代間で公平に税負担することが求められる社会資本の整備に対して行う、一般会計年度を超える借入金のこと。
投資的経費	公共施設等の建設(新設・改良)に係る普通建設事業費並びに災害復旧事業費、失業対策事業費を合わせた経費。
特別会計	地方自治体の会計の中で、特定の収入、特定の支出をもって一般会計とは別の経理管理が行われる会計のこと。
扶助費	児童・高齢者・障がい者・生活困窮者等に対する社会保障を目的として、国や地方自治体が行う支援に要する経費のこと。
普通会計	地方自治体の一般会計と、公営事業会計以外の特別会計を合わせた総称的な会計のこと。
普通財産	行政財産以外の公有財産。主に経済的価値の発揮による行政への貢献を目的とした貸付、交換、売払い、譲渡、私権の設定等を行うことができる。

③ 都市計画関連

用語	用語の定義
市街化区域	都市計画区域内において、一定期間内に計画的に市街化すべき区域。
都市計画区域	都市計画法に基づき都道府県が指定する、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。
用途地域	市街化区域内に原則設けることとされる、土地利用の用途、内容を規制する区域区分。

④ 防災関連

用語	用語の定義
指定緊急避難場所	災害発生時に、その危険から逃れるための避難場所として、五條市が指定する場所。
指定避難所	災害発生時に、災害の危険性がなくなるまで市民が一時的に滞在する施設として、五條市が指定する施設。
福祉避難所	介護の必要な高齢者や障害者など一般の避難所では生活に支障をきたす人に対してケアが行われるほか、要援護者に配慮したバリアフリー化が図られた、既存の建物を活用した避難所のこと。

⑤ 官民連携関連

用語	用語の定義
運営委託	地方自治体の業務(またはその一部)を民間等に委託して行うこと。
公の施設	地方自治体が住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するために設置する施設。
指定管理者制度	多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理について、地方自治体が指定する民間企業等に委託する制度。
PFI	Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う事業手法。
PPP(官民連携)	Public Private Partnership の略。行政と民間が連携して公共サービスの提供を実施または協働して課題を解決する事業手法における、包括的な概念の総称。

⑥ その他

用語	用語の定義
国土強靱化	いかなる災害の発生に対しても人命の保護が最大限図られ、被害を最小化して迅速な復旧・復興を実現する「強さ」と「しなやかさ」を備えた安心・安全な国土・地域・経済社会を構築すること。
待機児童問題	子育て世代のうち、保育所への入所資格があるにも関わらず施設の不足(定員超過)によって入所できない児童を持つ家庭が増えている問題のこと。
ライフライン	市民生活の維持に必要な電気・ガス・水道・通信などの施設のこと。